

東京地方裁判所 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税決定処分等取消請求事件  
国側当事者・国(園部税務署長事務承継者一関税務署長事務承継者今津税務署長)  
平成28年3月29日棄却・控訴

判 決

原告	A
同代表者理事	甲
同訴訟代理人弁護士	前野 修一郎 終 善太
同補佐人税理士	鳴海 佑亮 玉村 洋平
被告	国
同代表者法務大臣	岩城 光英 園部税務署長事務承継者一関税務署長事務承継者
処分行政庁	今津税務署長 江羅 直介
同指定代理人	安實 涼子 酒井 武 青木 典一 福本 一法 中山 雅司

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

- 1 園部税務署長が原告に対して平成23年6月27日付けでした次の各処分をいずれも取り消す。
  - (1) 平成19年1月1日から同年12月31日までの事業年度に係る法人税決定処分のうち所得金額486万5092円及び納付すべき税額107万0300円を超える部分並びに無申告加算税賦課決定処分のうち18万9000円を超える部分
  - (2) 平成20年1月1日から同年12月31日までの事業年度に係る法人税決定処分及び無申告加算税賦課決定処分
  - (3) 平成21年1月1日から同年12月31日までの事業年度に係る法人税決定処分及び無申告加算税賦課決定処分
- 2 園部税務署長が原告に対して平成23年6月27日付けでした次の各処分をいずれも取り消す。

す。

- (1) 平成20年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の決定処分のうち、消費税の納付すべき税額51万8400円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額12万9600円を超える部分並びに無申告加算税賦課決定処分のうち10万3000円を超える部分
- (2) 平成21年1月1日から同年12月31日までの課税期間に係る消費税及び地方消費税の決定処分のうち、消費税の納付すべき税額79万7800円を超える部分及び地方消費税の納付すべき税額19万9400円を超える部分並びに無申告加算税賦課決定処分のうち17万3000円を超える部分

## 第2 事案の概要

本件は、特定非営利活動促進法2条2項に規定する特定非営利活動法人（以下「特定非営利活動法人」という。）である原告が、園部税務署長から、平成19年1月1日から同年12月31日まで、平成20年1月1日から同年12月31日まで及び平成21年1月1日から同年12月31日までの各事業年度（以下、併せて「本件各事業年度」といい、各年度を特定する場合には、「平成19事業年度」などという。）に係る法人税の各決定処分（以下「本件法人税各決定処分」という。）及び本件各事業年度の法人税に係る無申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件法人税各賦課決定処分」という。）並びに平成20年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成20課税期間」という。）及び平成21年1月1日から同年12月31日までの課税期間（以下「平成21課税期間」といい、平成20課税期間と併せて「本件各課税期間」という。）に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の各決定処分（以下「本件消費税等各決定処分」といい、本件法人税各決定処分と併せて「本件各決定処分」という。）並びに本件各課税期間の消費税に係る無申告加算税の各賦課決定処分（以下「本件消費税等賦課決定処分」といい、本件各決定処分及び本件法人税各賦課決定処分と併せて、「本件各決定処分等」という。）を受けたことに対し、①原告がホームレス及びそれに準じる者（以下、併せて「ホームレス等」という。）に対して建物の居室を居住用として貸し付ける事業（以下「本件建物貸付業」という。）は、法人税法2条13号の定める収益事業に該当しない、②原告が、淡水魚であるホンモロコを養殖し、放流又は販売する事業（以下「本件ホンモロコ事業」という。）は、収益事業に該当し、その経費等を所得金額の計算において損金として算入すべきである、③原告が岡山県倉敷市内の生活情報等を掲載した地域情報誌である「B」を作成して無料で配布する事業（以下「本件B事業」という。）は、収益事業に該当し、その経費等を所得金額の計算において損金として算入すべきである、④原告が株式会社C（以下「C」という。）及び株式会社D（以下「D」といい、Cと併せて「本件各関連法人」という。）に対するものとして平成20・21事業年度に計上した業務委託管理費（以下「本件業務委託管理費」という。）を、所得金額の計算において損金として算入するとともに、課税仕入れとしてその消費税額を控除すべきであると主張して、本件各決定処分等の一部（原告主張の所得金額及び税額を超える部分）の取消しを求めている事案である。

### 1 本件に係る法令等の定め

#### (1) 公益法人等の収益事業から生じた所得に対する法人税について

ア（ア）法人税法（平成19事業年度及び平成20事業年度においては平成20年法律第23号による改正前のもの。平成21事業年度においては平成22年法律第6号による

改正前のもの。特に断らない限り以下同じ。)は、公益法人等と同種の事業を行う他の内国法人との競争条件の平等を図り、課税の公平を確保するとの観点から、「内国法人は、この法律により、法人税を納める義務がある。ただし、公益法人等又は人格のない社団等については、収益事業を行う場合〔中略〕に限る。」(同法4条1項)、「内国法人である公益法人等又は人格のない社団等の各事業年度の所得のうち収益事業から生じた所得以外の所得及び清算所得については、第5条(内国法人の課税所得の範囲)の規定にかかわらず、それぞれ各事業年度の所得に対する法人税及び清算所得に対する法人税を課さない。」(同法7条)とそれぞれ規定している。

(イ) 特定非営利活動法人は、法人税法その他法人税に関する法令の規定の適用については、同法2条6号に規定する公益法人等とみなされる(特定非営利活動促進法〔平成23年法律第70号による改正前のもの。以下同じ。〕46条1項)。

イ(ア) 法人税法2条13号は、収益事業とは、販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるもの(営まれるもの)をいう旨を規定している。

(イ) 法人税法施行令(平成19事業年度においては平成19年政令第83号による改正前のもの。平成20事業年度においては平成20年政令第156号による改正前のもの。平成21事業年度においては平成22年政令第51号による改正前のもの。特に断らない限り以下同じ。)5条1項は、法人税法2条13号に規定する政令で定める事業として、物品販売業、不動産販売業等の34事業(平成20年政令第156号による改正前においては33事業。その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。以下「特掲事業」という。)を定めている。なお、農林業、漁業及び水産養殖業(以下「農林業等」という。)は、特掲事業に含まれておらず、収益事業には該当しない。

ウ(ア) 法人税法施行令5条1項は、特掲事業として「物品販売業」を掲げているところ(同項1号)、法人税基本通達(昭和44年5月1日付け直審(法)25国税庁長官通達。以下「基本通達」という。)15-1-9(平成24年課法2-17による改正前のもの。以下同じ。)は、物品販売業には、自己の栽培、採取、捕獲、飼育、繁殖、養殖その他これらに類する行為により取得した農産物、畜産物、林産物又は水産物(以下「農産物等」という。)をそのまま又は出荷のために最小限必要とされる簡易な加工を加えた上で直接不特定又は多数の者に販売する行為が含まれるが、農産物等(出荷のために最小限必要とされる簡易な加工を加えたものを含む。)を特定の集荷業者などに売り渡す行為(農林業等)は、物品販売業に該当しない旨を定めている。

(イ) 法人税法施行令5条1項は、特掲事業として「不動産貸付業」を掲げており(同項5号)、同号イないしルに定める不動産貸付業(以下「課税対象外不動産貸付業」という。)以外の不動産貸付業で、継続して事業場を設けて行われるものは収益事業に該当することとされている。

(ウ) 法人税法施行令5条1項は、特掲事業として「請負業」を掲げているところ(同項10号)、基本通達15-1-29は、請負業と請負業以外の特掲事業との関係について、公益法人等の行う事業が請負又は事務処理の受託としての性質を有するものである場合においても、その事業がその性格からみて同項各号に掲げる特掲事業のうち同項10号以外の号に掲げるもの(請負業以外の他の特掲事業)に該当するかどうかにより収益事業の判定をなすべきものであるとき又は他の特掲事業と一体不可分のもの

として課税すべきものであると認められるときは、その事業は請負業には該当しないものとする旨を定めている。

(エ) 法人税法施行令5条1項は、特掲事業として「出版業」を掲げているところ(同項12号)、基本通達15-1-31は、出版業とは、書籍や雑誌、新聞などを制作して出版する事業のほか、各種の名簿や統計数値、企業財務に関する情報等を印刷物等として刷成し、これを販売する事業を含む旨を定めている。

(オ) 法人税法施行令5条1項は、特掲事業として、「旅館業」(同項15号)、「料理店業その他飲食店業」(同項16号)及び「駐車場業」(同項31号)を掲げている。

エ 法人税法2条13号及び法人税法施行令5条は、公益法人等の本来の目的たる事業が収益事業に含まれない旨を規定しておらず、基本通達15-1-1(平成19事業年度及び平成20事業年度においては平成20年課法2-5による改正前のもの。特に断らない限り以下同じ。)は、公益法人等が特掲事業のいずれかに該当する事業を行う場合には、たとえその行う事業がその公益法人等の本来の目的たる事業であるときであっても、当該事業から生ずる所得については法人税が課税されることに留意する旨を定めている。

### (2) 収益事業に係る各事業年度の所得の算出方法について

ア 法人税法上、内国法人に対して課される各事業年度の所得に対する法人税の課税標準は、各事業年度の益金の額から損金の額を控除した所得の金額とされているところ(同法22条1項)、同条2項は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の益金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、資産の販売、有償又は無償による資産の譲渡又は役務の提供、無償による資産の譲受けその他の取引で資本等取引以外のものに係る当該事業年度の収益の額とし、同条3項は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用(償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。)及び当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの(以下「原価・費用等」という。)の額とする旨規定している。

イ 公益法人等の収益事業に係る各事業年度の所得の金額は、収益事業に係る収益の額から収益事業に係る原価・費用等の額を控除して算出することとなるため、公益法人等は、収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理とを区分して行わなければならないこととされている(法人税法施行令6条)。

### (3) 資産の譲渡等に対する消費税について

ア 消費税法(平成27年法律第9号による改正前のもの。)4条1項は、国内において事業者が行った「資産の譲渡等」には、消費税が課される旨を定めており、同法5条1項は、事業者は、国内において行った「課税資産の譲渡等」につき、消費税を納める義務がある旨を定めている。また、同法2条1項9号は、「課税資産の譲渡等」とは、「資産の譲渡等」のうち、同法6条1項の規定により消費税を課さないこととされる同法別表第1に掲げるもの以外のものをいうことと規定しており、同法2条1項8号は、「資産の譲渡等」とは、事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいうことと規定している。

イ (ア) 消費税法(平成25年法律第6号による改正前のもの)28条1項は、課税資産の

譲渡等に係る消費税の課税標準は、課税資産の譲渡等の対価の額であると規定している。

(イ) 消費税法（平成24年法律第68号による改正前のもの。特に断らない限り以下同じ。）30条1項は、課税標準額に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除する旨を規定しており、同法2条12号は、「課税仕入れ」とは、事業者が、事業として他の者から資産を譲り受け、若しくは借り受け、又は役務の提供を受けることと規定している。

## 2 前提事実（証拠等を掲げていない事実は、当事者間に争いのない事実である。）

### (1) 当事者等

ア (ア) 原告は、平成16年10月●日に「E」の名称により、その目的及び事業を、伝統工芸に関する交流施設の設置等を通じた地域づくりへの寄与等として成立した特定非営利法人であり、平成17年12月30日に「A」に名称を変更し、ホームレスの社会復帰に寄与すること等がその目的に加えられ、ホームレス等に対する寄宿所の提供等が事業として追加され、さらに、平成18年8月には、既存ホテル等の建物施設の運営・管理が目的及び事業に追加された。[乙1の1ないし3]

(イ) 原告の代表権は、設立時以降、原告の理事長である甲（以下「原告理事長」という。）が有している。[乙1の1ないし3、乙2の1・2、乙38、弁論の全趣旨]

(ウ) 原告は、当初、京都府南丹市（旧船井郡）に主たる事務所を置いていたが、主たる事務所を、①平成23年12月15日、岩手県一関市に移転し、②平成27年10月26日、滋賀県高島市に移転した。上記移転に伴い、原告の納税地を所轄する税務署長は、①園部税務署長から一関税務署長となり、②一関税務署長から今津税務署長となっており、それぞれ事務承継が行われた。[乙1の1ないし3、乙38、弁論の全趣旨]

イ (ア) Cは、地域環境の浄化に関する技術の研究及び開発並びにノウハウの譲渡及び貸与等を行うことを目的として、平成7年12月●日に設立された株式会社であり、その代表取締役は原告理事長である。[乙3]

(イ) Cは、遅くとも平成16年12月1日から平成17年11月30日までの事業年度以後、各事業年度に係る法人税確定申告書において、従業員に対する給与や賃金を費用として計上していない。また、Cは、各事業年度の法人事業概況説明書において、その業務に従事している者が代表者1名である旨を記載していた。[乙4]

ウ (ア) Dは、不動産の調査、測量、鑑定、売買、賃貸、仲介及び管理等を目的として、昭和61年3月●日に設立された株式会社であり、その代表取締役は、平成9年10月20日から平成19年7月7日までの間は乙（以下「乙」という。）であり、同日以降は原告理事長である。[甲78、乙5]

(イ) Dは、遅くとも平成16年3月1日から平成17年2月28日までの事業年度以後、各事業年度に係る法人税確定申告書において、従業員に対する給与や賃金を費用として計上していない。また、Dは、各事業年度の法人事業概況説明書において、その業務に従事している者が代表者1名である旨を記載していた。[乙6]

### (2) 原告の事業内容等

原告は、本件各事業年度において、本件建物貸付業、本件ホンモロコ事業、本件B事業の

ほか、ホテルF（岡山県倉敷市所在。以下「本件ホテル」という。）の名称でのホテル運営事業（以下「本件ホテル事業」という。）、ホームレス等に対する就業機会の提供等の支援事業（以下「ホームレス等支援事業」という。）等を行っており、これらの事業の内容等は、概要、次のとおりであった。

ア 本件建物貸付業について

（ア）原告は、本件各事業年度において、ホームレス等の世帯に対し、以下のaないしdの建物（以下、これらを併せて「Gマンション等」という。）の居室を居住用として貸し付ける本件建物貸付業を行っていた。

a Gマンション（大津市●●番地●●及び●●所在の建物）

b H（京都市西京区所在の建物）

c I（岡山県倉敷市所在の建物）

d J（滋賀県野洲市●●番地●●及び●●番地●●所在の建物。以下「J」という。）

（イ）a 原告は、本件建物貸付業において、Gマンション等の各入居者との間において、建物部分賃貸借契約又は定期賃貸住宅契約（以下「本件各賃貸借契約」という。）を締結して、各入居者（ホームレス等の世帯）に対し、Gマンション等の居室を居住用として有償で貸し付けていた（ただし、原告は、後述するとおり、本件建物貸付業につき、ホームレス等支援事業に付随し、又は、これと一体として行われる事業であり、収益事業に該当しない旨主張している。）。[乙7の1ないし3]

b Gマンション等の入居者は、本件各賃貸借契約において、原告に対し、賃料、水道光熱費、共益費及び保証金、契約更新の際の更新料を支払うこととされていたほか、建物、設備品などに損傷、破損、滅失、その他の損害を与えた場合には、原告に修理費用を支払うか損害を賠償することとされているが、原告が入居者に無償で食事や生活品などを提供し、就労支援や実地研修を行うことは、本件各賃貸借契約の内容とされていない。[乙7の1ないし3、弁論の全趣旨]

（ウ）原告は、Gマンション、I及びJを宿泊所として提供する事業を、社会福祉法2条3項8号に規定する「生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業」（以下「簡易住宅貸付業」という。）として、地方公共団体の首長に届け出していた。[乙8の1ないし3]

（エ）a 原告は、本件建物貸付業及びホームレス等支援事業に係る経理について、両者を区分することなく、総勘定元帳（乙9の1ないし19。以下「本件建物貸付・支援元帳」という。）に勘定科目ごとに記載していた（なお、原告は、後述するとおり、本件建物貸付業について、ホームレス支援事業に付随し、または、これと一体としてされる事業である旨主張している。）。[乙9の1ないし19、弁論の全趣旨]

b (a) 原告は、Gマンション等の入居者からの家賃等の収入（以下「本件金員」という。）を、本件建物貸付・支援元帳の売上勘定（乙9の1）及び雑収入勘定（乙9の3）に計上している。なお、本件金員の受領に使用しているK信用金庫三条支店の原告名義の普通預金（口座番号●●●●）については、本件各事業年度において預金利息が発生しており、本件建物貸付・支援元帳の受取利息勘定（乙9の2）に計上されていた。[乙9の1ないし3]

(b) 本件金員の中には、実際の入金がGマンション等の入居者ではなく、大津市、

野洲市及びL健康福祉事務所から行われたもの（以下、併せて「大津市等支払金」という。）が、平成19事業年度は412万1813円、平成20事業年度は519万0800円、平成21事業年度は641万9500円含まれている。大津市等支払金は、生活保護法37条の2（平成25年法律第104号による改正前のもの。以下同じ。）及び生活保護法施行令（平成26年政令第164号による改正前のもの。）3条の規定に基づき、世帯主等に交付すべきこととされている住宅扶助のための保護金品（以下「住宅扶助金」という。）が、地方公共団体から住居等の提供に係る債権を有する者である原告に直接支払われたものであり、大津市等支払金は、生活保護法37条の2の規定により、住宅扶助金を交付すべき者に対して交付されたものとみなされる。[乙9の1・3、乙25]

- c (a) 本件建物貸付・支援元帳には、活動費として、平成19事業年度は224万7000円、平成20事業年度は644万0262円、平成21事業年度は443万0238円が計上されている（乙9の13。以下「本件共通活動費」という。）。[乙9の13]
- (b) 原告は、ホームレス等支援事業として、Gマンション等への入居者が、Mと呼ばれる農場、「N」と称する高島市に所在する事業所（以下「N」という。）等での事業に従事して、その活動に対する対価（活動費）を原告が当該入居者に支払うということをしており、本件共通活動費には、このように支払われた活動費が含まれている。なお、平成20事業年度の本件共通活動費644万0262円のうち、少なくとも414万2262円は、上記の活動に対する対価として支払われたものであった。[甲7の2・3、乙9の13、乙10の1・2、弁論の全趣旨]
- (c) 原告は、丙に対し、少なくとも平成19年10月から平成21年12月までの間、毎月18万円を支給し、丁に対し、少なくとも平成19年10月から平成21年1月までの間、毎月5000円を支給しており、これらの支給は、本件共通活動費として計上されていた（以下、丙及び丁に対して支給された本件共通活動費を併せて「丙等活動費」という。）。この点、原告は、原告のホームページ（以下「原告HP」という。）において、丙が、ホームレス等の就職活動や借金返済などの相談に応じ、社会復帰の手助けをする仕事（ホームレス等支援事業）をしている旨を公表している。[甲7の2、乙9の13、乙12、13、弁論の全趣旨]
- (d) 原告は、本件各決定処分等の調査担当者に対し、「活動費」の計上について、「ホームレス引受けケアサポート活動・夜回り相談活動など、本来目的である非営利活動の側面的外部支援に係る『雇用契約のないボランティア活動員の外部発生費用等に対する支払』である。」と説明し、その旨を記載した書面を提出していた。[乙11、弁論の全趣旨]

#### イ 本件ホテル事業について

- (ア) 原告は、倉敷市保健所から平成18年6月23日に飲食業営業許可を、同年7月27日に旅館業営業許可を得ており、本件各事業年度において、本件ホテル事業を行い、下記のaないしdの収入を得ていた。[弁論の全趣旨]

- a 本件ホテルの各客室を宿泊の用に供することにより得る収入（以下「本件ホテル宿泊収入」という。）
- b 本件ホテル内において、自動販売機による飲料等の販売及びCSテレビ放送等用のプリペイドカードを販売することにより得る収入（以下「本件ホテル販売収入」という。）
- c 本件ホテルのレストラン及び宴会場において、飲食物を提供することにより得る収入（以下「本件ホテル飲食収入」という。）
- d 本件ホテルの駐車場の一面を、本件ホテルに隣接する美容院に対して、賃貸することにより得る収入（以下「本件駐車場賃貸収入」という。）

(イ) 原告は、本件ホテル事業に係る収入及び支出を、本件ホテル事業に係る総勘定元帳（乙15ないし17の各1ないし3。以下「本件ホテル元帳」という。）に勘定科目ごとに記帳しているが、「雑費」及び「活動費」勘定に計上されている活動費（以下「本件ホテル活動費」という。）については、支出先を記載せずに「〇月分活動費」として一括計上するなどしており、本件ホテル元帳の記載からは具体的活動内容や本件ホテル事業との関連性が明らかではないものが含まれていた。なお、本件ホテル事業に係る売上金を管理するために使用している〇銀行玉島北支店の原告名義の普通預金（口座番号●●●●）及びP信用金庫長尾支店の原告名義の普通預金（口座番号●●●●）については、本件各事業年度において、預金利息が発生しており、本件ホテル元帳の受取利息勘定に計上されている。[乙15ないし17の各1ないし3、弁論の全趣旨]

ウ 本件ホンモロコ事業について

(ア) 原告は、滋賀県高島市において、休耕田や養殖池を利用して、ホンモロコを養殖し、一部を琵琶湖へ放流するとともに、一部を販売するという本件ホンモロコ事業を行っており、各種団体から本件ホンモロコ事業について助成金を得ている。[甲1、弁論の全趣旨]

(イ) 本件ホンモロコ事業による売上金額は、本件ホンモロコ事業に係る総勘定元帳において、平成20事業年度は6万7200円、平成21事業年度は3万8000円と計上されている。なお、上記総勘定元帳において、ホンモロコの販売先として記載されているのは、Qのみである。[乙18]

エ 本件B事業について

原告は、倉敷市内の生活情報等を掲載した地域情報誌「B」（毎月20日発行）を作成し、無料で頒布していた。Bの創刊号は、平成18年12月20日に発行されたが、平成19年中に休刊ないし廃刊となり、それ以降、発行されていない。[甲2の1・2、弁論の全趣旨]

オ 花卉販売事業について

原告は、滋賀県高島市において、休耕田等を利用して、花ハスなどの植物を定植するなどし、R組合との名称で花卉を特定の集荷業者に販売する事業（以下「本件花卉事業」という。）を行っている。

(3) 本件業務委託管理費に係る経費処理等

ア 原告は、次のとおり、本件各関連法人に対する本件業務委託管理費を、本件ホテル事業の経費として、平成20事業年度及び平成21事業年度の各決算期末に計上した。なお、



本件業務委託管理費を計上した際の相手科目は、借入金であった。[乙19の1・2]

(ア) 平成20年12月10日

a C 3600万円

b D 1200万円

(イ) 平成21年12月31日

C 2500万円

イ 原告は、本件各関連法人との間において、本件業務委託管理費に係る契約書を作成しておらず、本件業務委託管理費について存在する証憑書類は、領収証(乙21の1ないし3)のみである。

#### (4) 本件各決定処分等の経緯

ア 原告は、本件各事業年度について法人税の確定申告を行っておらず、本件各課税期間について消費税等の確定申告を行っていなかった。

イ (ア) 園部税務署長は、原告に対し、平成23年6月27日付けで、別紙1-1「本件各決定処分等の経緯(法人税関係)」及び別紙1-2「本件各決定処分等の経緯(消費税等関係)」の各「②決定処分等」欄記載のとおり、本件各決定処分等を行った。

(イ) 本件各決定処分等に係る異議申立て及び審査請求の経緯は、別紙1-1及び別紙1-2記載のとおりである。

#### (5) 本件訴えの提起等

ア 原告は、平成25年4月26日、京都地方裁判所に対し、本件訴えを提起し、同裁判所は、被告の申立てを受けて、平成26年3月28日、本件訴えに係る事件を東京地方裁判所に移送した。[顕著な事実]

イ 被告が本件訴訟において主張する本件各決定処分等の根拠及び適法性は、別紙2「本件各決定処分等の根拠及び適法性(被告の主張)」記載のとおりである(なお、同別紙で用いた略称は、以下の本文においても用いることとする)。

ウ (ア) 原告の納付すべき税額(法人税)等につき、原告及び被告が本件訴訟において主張する金額は、別紙3「原告及び被告の主張する税額等(法人税関係)」記載のとおりである。本件各事業年度における原告の所得金額を算出する際の基礎となる、①原告の収益事業に係る収益の額、②原告の収益事業に係る原価・費用等の額のうち、当事者間に争いのあるものは、同別紙の各別表の塗り潰された欄に記載されたものであり、その余の欄に記載された金額については、当事者間に争いがない。

(イ) 原告の納付すべき税額(消費税等)につき、原告及び被告が本件訴訟において主張する金額は、別紙4「原告及び被告の主張する税額等(消費税等関係)」記載のとおりである。なお、本件各課税期間における原告の納付すべき税額(消費税等)については、本件業務委託管理費が課税仕入れの額に含まれるか否かのみが争いとなっており、その余の金額(①資産の譲渡等の対価の額及び課税売上高、②課税仕入れに係る支払対価の額及び控除税額[本件業務委託管理費以外の部分])については、当事者間に争いがない。

### 3 争点

(1) 本件建物貸付業は、収益事業である不動産貸付業に該当するか否か。 [争点1]

(2) 本件ホンモロコ事業は、収益事業である物品販売業に該当するか否か。 [争点2]

(3) 本件B事業は、収益事業に該当するか否か。 [争点3]

(4) 本件業務委託管理費を損金及び課税仕入れの額に算入することの可否 [争点4]

(5) 原告の所得金額 [争点5]

### 第3 争点に関する当事者の主張の要旨

1 争点1 (本件建物貸付業は、収益事業である不動産貸付業に該当するか否か。) について

#### (1) 被告の主張

本件建物貸付業は、原告が、本件各賃貸借契約に基づきGマンション等の居室を入居者に継続して賃貸し、その対価として賃料等を受領するものであり、継続して事業場を設けて行われる不動産貸付業に該当し、かつ、課税対象外不動産貸付業に該当する事実も認められないから、収益事業である不動産貸付業に該当する。

なお、法人税法施行令5条1項5号は、課税対象外不動産貸付業の範囲を個別具体的に定め、それ以外の不動産貸付業は収益事業に該当すると明確に規定しているのであるから、本件建物貸付業が、ホームレス等の就労支援及び自立生活支援(ホームレス等支援事業)の一環として行われているとしても、本件建物貸付業が収益事業に該当するか否かを判断するに当たり、同号の規定を離れて、納税者の主観的判断に左右されるような要素を考慮することは、課税の公平を欠くこととなるから相当ではない。

#### (2) 原告の主張

ア 公益法人等の行う事業のうち、一般営利企業が利益の獲得を目的として行う事業と同じ種類の事業から生じた収益は、課税の公平性の確保の観点から、課税対象となる。しかしながら、原告は、警察、行政等から懇願されて、行政上の住宅扶助として本件建物貸付業を行っており、宣伝や広告も一切行っていない。したがって、本件建物貸付業は、一般営利企業の行う不動産貸付業と競合するものではなく、一般営利企業との間の課税の公平性を根拠として、不動産貸付業に当たるということはできない。

イ 原告は、ホームレス等の入所に際し、行政又は生活保護受給者から、生活保護法上の住宅扶助金を受領している。しかしながら、原告は、ホームレス等に対し、居住場所を提供するだけでなく、無償で食事や生活用品等を提供し、就労支援や実地研修をも行っており、これらの費用は、明らかに住宅扶助金の額を上回っているから、寄宿所(居室)の貸借と住宅扶助金との間に対価性はない。したがって、原告が受領している住宅扶助金は、賃料に該当せず、本件建物貸付業は、不動産貸付業に当たらない。

ウ (ア) 法人税法施行令5条1項は、収益事業について、法人税法2条13号の掲げる特掲事業に加え、「その性質上その事業に付随して行われる行為を含む。」と規定しているところ、同項は、法人の行う行為(事業)について、主たる事業と付随行為を一体にみることを前提としており、主たる事業が収益事業であるか否かによって、その付随行為が収益事業であるか否かが決まることを前提にしているというべきである。

(イ) 法人が行う活動のうち、そのいずれが主たる事業に当たるのかは、法人の活動実態を全体的に考察して判断すべきであるところ、原告の主たる業務は、ホームレス等の就労支援及び自立生活支援の活動(ホームレス等支援事業)であり、本件建物貸付業は、ホームレス等に活動拠点を提供するため、無償又は極めて低額な料金で簡易住宅を貸し付ける行為であり、これらの活動に付随して行われているものである。

(ウ) したがって、本件建物貸付業は、非収益事業であるホームレス等支援事業に付随し、

又は、これと一体として行われるものであり、本件建物貸付業のみを抜き出して、不動産貸付業と認定することは許されない。

エ 以上のとおり、本件建物貸付業は、収益事業である不動産貸付業には当たらない。

## 2 争点2（本件ホンモロコ事業は、収益事業である物品販売業に該当するか否か。）について

### （1）被告の主張

ア 本件ホンモロコ事業は、①淡水魚であるホンモロコを養殖し、放流する事業（以下「本件ホンモロコ放流事業」という。）と、②ホンモロコを養殖し、販売する事業（以下「本件ホンモロコ販売事業」という。）から成るところ、本件ホンモロコ放流事業は、対価を得ることなく、ホンモロコを養殖して放流する事業であるから、特掲事業には該当しない。

イ 本件ホンモロコ販売事業は、養殖したホンモロコを特定の業者（Q）に卸売する事業であり、農林業等に当たり、特掲事業には該当しない。

この点、原告は、ホンモロコを不特定多数の者に販売した旨主張しているが、本件ホンモロコ事業に係る総勘定元帳の売上勘定には、特定の業者（Q）に対する売上げのみが計上されており、原告がホンモロコを不特定多数の者に販売した事実を認めることはできない。なお、仮に本件ホンモロコ販売事業が物品販売業に該当するとしても、非収益事業である本件ホンモロコ放流事業とは収支を明確に区分して、本件ホンモロコ販売事業に係る所得金額を算出する必要がある。

### （2）原告の主張

ア 原告は、本件ホンモロコ事業において、絶滅危惧種であるホンモロコを養殖し、かつ、不特定の業者等に販売しており、本件ホンモロコ事業は、収益事業である物品販売業に該当する。なお、本件ホンモロコ事業は、養殖、放流、販売という不可分一体の過程からなる性質のものであり、これを本件ホンモロコ放流事業と本件ホンモロコ販売事業とに区別すべきものではない。

イ この点、被告は、原告が、ホンモロコを不特定多数の者に販売した事実が認められないとしているが、原告は、以下に述べるとおり、ホンモロコを不特定多数の者に販売している。なお、これらの収益金については、手伝いに当たった人への謝礼金やガス代等の経費として使用しており、結果として赤字であったため、当時の経理担当者の判断で計上しておらず、これらに対応する支出も費用として計上していない。

（ア）原告は、平成20年11月23日及び平成21年11月19日に開催されたS放流会において、それぞれ約20人の客にホンモロコを販売し、それぞれ約2万円（単価1000円）の収益を上げた。

（イ）原告は、平成20事業年度及び平成21事業年度に、T公園で開催された市民祭りにおいて、それぞれ約30人の客にホンモロコを販売し、それぞれ約3万円（単価1000円）の収益を上げた。

（ウ）原告は、平成20事業年度及び平成21事業年度に、Uで開催されたB級グルメ大会において、それぞれ約30人の客にホンモロコを販売し、それぞれ約3万円（単価1000円）の収益を上げた。

## 3 争点3（本件B事業は、収益事業に該当するか否か。）について

### （1）被告の主張

ア 公益法人等が、その出版物を無償で不特定又は多数の者に配布するような場合には、原

則としてその出版を行う事業は、収益事業には該当しないと解すべきであり、地域情報誌を刷成し無料にて頒布する本件B事業は、収益事業である出版業には該当しない。

イ（ア）本件B事業は、上記アのとおり、出版業に該当するかどうかにより、収益事業の判定をすべきであるから、基本通達15-1-29によれば、請負業に該当するものであるということとはできない。

（イ）本件B事業は、飽くまでも倉敷地域の観光施設等の情報を内容とする地域情報誌を作成して無料で配付する事業であり、本件B事業そのものが本件ホテル事業の広告宣伝であると認めることはできない。

## （2）原告の主張

ア 原告は、本件B事業において、生活情報等の地域情報を掲載した印刷物（B）を、倉敷市内の不特定多数の住民等に頒布しており、本件B事業は、収益事業である出版事業に該当する。

イ（ア）仮に、本件B事業が出版業に該当しないとしても、原告は、特定の業者に対し、広告掲載という役務を提供し、その対価の支払を受けていたのであるから、本件B事業は、収益事業である「請負業」に該当する。なお、原告は、本件B事業について、十分な収益を見込んで、月刊Bを発刊していた（甲19）。

（イ）本件ホテル事業が収益事業に該当することについては、当事者間に争いが無いところ、Bは、本件ホテルを発行元とし、本件ホテル内で、本件ホテルの従業員が編集しており、毎号、1頁から2頁のスペースを用いて、本件ホテルの広告・宣伝が行われていた。したがって、Bは、単なる地域情報誌ではなく、本件ホテルの広告・宣伝としての性質を有しており、本件B事業に係る費用は、本件ホテル事業に係る広告宣伝費に該当するというべきである。

## 4 争点4（本件業務委託管理費を損金及び課税仕入れの額に算入することの可否）について

### （1）被告の主張

ア 原告は、原告が成立する前である平成16年1月5日に、原告理事長の親族等が代表者を務める企業のグループである「V企業グループ」の総大会（以下、原告の主張する同大会を「本件総大会」という。）が開催され、原告の設立及び業務内容、原告と本件各関連法人との間の業務委託契約（以下、原告の主張する上記業務委託契約を「本件委託契約」という。）の内容等が決定された旨主張している。しかしながら、本件総大会が開催されたことを示す客観的な証拠はなく、本件総大会における議事録等の書面も作成されていない。また、原告が本件総大会において決定されていたとする事業内容（ホームレス等に対する支援やホテルの運営管理等）は、原告の成立時の定款及び登記事項に記載されておらず、不自然、不合理である。さらに、事業内容や収入の程度も不明な段階においては、委託する業務の内容もその対価の額も定めることができるものではないから、原告の成立以前から業務委託契約の内容が詳細に決定されていたというのも、不自然、不合理である。さらに、業務委託管理費は、本件各関連法人が原告のために実際に行った業務について、その対価として支払われるべきものであるから、原告の経常収入額に対する割合で業務委託管理費を定めるという取決め自体、不合理なものというべきである。

以上によれば、本件委託契約の内容が、本件総大会において決定していたとは認められない。

- イ (ア) 原告は、原告理事長や乙が本件各関連法人の代表取締役として業務をすることにより、本件各関連法人が原告に対して具体的な業務を提供した旨主張している。しかしながら、原告理事長又は乙が、本件各関連法人として、原告の各種業務を行ったことを裏付ける客観的な証拠は提出されていない。また、仮に、原告の主張する作業内容等が実際に行われたとしても、Cの代表取締役は原告理事長であり、Dの代表取締役は、平成19年7月7日までは乙であり、それ以降は原告理事長であること、本件各関連法人は給与等の費用を計上しておらず、従業員が存在しないことからすれば、原告理事長及び乙が、本件各関連法人として原告の各種業務を行ったとは到底認められず、原告の役員として行ったと解するのが相当である。
- (イ) 原告は、日頃の活動資金についてはCが、原告が所有する不動産の購入資金等についてはDが、それぞれ援助した旨主張している。しかしながら、原告と本件各関連法人との間で金銭消費貸借に関する契約書は作成されておらず、本件各関連法人は、平成16年3月1日から平成17年2月28日までの事業年度以降の各事業年度において、原告に対して貸付金を有していないのであり(乙30、31)、本件各関連法人が原告に対して資金援助をしたことはないとするのが相当である。
- (ウ) 原告は、本件各関連法人が原告に対し、その所有する不動産を無償で提供し続けている旨主張している。しかしながら、不動産の無償提供を業務として委託するということが不自然であるし、本件各関連法人が無償で不動産を提供していたならば、原告が支払うべき業務委託管理費は生じないはずである。また、原告の主張する不動産が、原告の収益事業に使用されたと認めるに足りる証拠もない。
- (エ) 以上のとおり、本件各関連法人が、原告の収益事業について業務提供をした事実は認められない。
- ウ (ア) 原告は、本件委託契約に基づき、本件各関連法人に対して本件業務委託管理費を支払ったが、原告には資金がなかったため、本件業務委託管理費の支払後、本件各関連法人から同額の金銭を借り入れたなどと主張している。しかしながら、原告と本件各関連法人との間において本件委託契約に関する契約書は作成されておらず、本件業務委託管理費及び本件各関連法人からの借入金について、原告の総大会及び理事会において議決がされた事実はない。また、本件各関連法人からの請求書等の客観的な証拠も提出されていないのであるから、本件委託契約に基づき、本件業務委託管理費が支払われたと認めることはできず、本件各関連法人が本件業務委託管理費相当額の一部を売上げに計上していることをもって、これを原告の損金の額に算入することが認められることにはならない。
- (イ) 原告は、平成21事業年度の本件業務委託管理費の支払について取決めを修正し、Cが2500万円を受領することで合意した旨主張している。しかしながら、原告理事長は、税務調査時において、本件業務委託管理費2500万円分を誤って1社で計上したもので、正しくはC分1875万円、D分625万円とすべきであったと説明するなどしており(乙11、32)、原告の主張は、場当たりのものである。
- (ウ) 以上のとおり、原告が、本件各関連法人に対し、本件委託契約に基づき本件業務委託管理費を支払ったとは認められない。
- エ 以上によれば、本件業務委託管理費の額を、原告の収益事業(本件建物貸付業又は本件

ホテル事業)に係る原価・費用等として損金の額に算入することはできず、また、消費税法2条1項12号に規定する課税仕入れの額に含めることもできないというべきである。

(2) 原告の主張

ア (ア) 原告は、以下の a ないし d の経緯において、本件各関連法人との間で、本件委託契約を締結した。

a 平成16年1月5日、京都府京都市右京区Wビルの1階集会スペースにおいて、V企業グループの総大会(本件総大会)が開催され、40名余りが出席した。なお、同グループは、原告理事長の親族等が代表を務める企業の集まりであり、本件各関連法人のほか、株式会社Z、株式会社a、株式会社b、有限会社d、eなどから成る。

b V企業グループは、本件総大会において、社会貢献等の目的を果たすべく、特定非営利活動法人としての法人格の取得、各種協働事業の開始を全員一致で決議した。また、V企業グループは、資金も不動産もノウハウもない新設の特定非営利活動法人である原告が現実的に社会的責任への貢献を果たすことができるように、本件各関連法人が、原告に対し、資金及び不動産やノウハウ等を提供する旨を決議しており、具体的には、不動産管理等を事業内容とするDが、原告に係る不動産関係全般のサポートを行い、経営コンサルティング等を事業内容とするCが、主に人材紹介、知見の提供等のサポートを行うこととなった。本件各関連法人が原告に対して提供する業務の具体的内容は、別紙5-1「委託業務一覧表」記載のとおりである。

c 本件総大会においては、原告が、本件各関連法人による業務提供に頼り切るのではなく、ある程度自立した活動を行うに至った段階で、その経常収入額の一定割合を本件各関連法人に支払うことを決定しており、その具体的な内容は、次の(a)ないし(e)のとおりである。

(a) 原告設立1年目ないし4年目(平成16ないし19事業年度)

支払猶予

(b) 原告設立5年目(平成20事業年度)

原告の経常収入額の概ね3分の1を、C及びDに対し、3:1の割合で支払う。

(c) 原告設立6年目(平成21事業年度)

原告の経常収入額の概ね5分の1を、C及びDに対し、3:1の割合で支払う。

(d) 原告設立7年目ないし10年目(平成22ないし25事業年度)

原告の経常収入額の概ね10分の1を、C及びDに対し、3:1の割合で支払う。

(e) 原告設立11年目以降(平成26事業年度以降)

原告と本件各関連法人との間で再度協議し、原告の自立具合に応じて、支払の有無を決定する。

d 原告は、平成16年10月●日、設立登記の手続を完了し、事業を本格的に開始した。この時点で、原告と本件各関連法人との間において、本件総大会で決議した内容の契約を締結する旨の意思の合致があり、本件委託契約が成立した。

(イ) この点、被告は、本件委託契約に係る契約書がないこと等を根拠に本件委託契約の成立を争っている。しかしながら、前記(ア)の経緯からすれば、原告の設立後に総

会や理事会の決議を経る必要はなく、あえて契約書や請求書を発行する必要がなかったことは明らかである。また、本件委託契約に基づく業務提供の内容は、本件各関連法人の所有不動産の貸与や、本件各関連法人の代表者である原告理事長によるコンサルティング等であり、多数の人員を必要としない業務であるから、本件各関連法人に従業員がいないことは、本件委託契約の事実を否定する理由にはならない。また、被告は、原告の成立時において、ホームレス等に対する支援やホテルの運営・管理等が原告の登記事項に含まれていないことを問題としているが、単に目的及び事業欄の登記手続が遅れたからにすぎず、特に、本件ホテル事業については、本件ホテルを競売手続で購入した時点で登記手続を行った。

イ 本件各関連法人は、以下に述べるとおり、本件委託契約に基づき、原告に対し、実際に業務を提供しており、その業務内容の詳細は、別紙５－２「関連法人２社の業務委託行為一覧表」記載のとおりである。

(ア) Cによる業務提供

a コンサルティング業務

Cは、人脈もノウハウも持たない原告に対して知見を提供し、人材を紹介するなどし、原告の運営全般についてコンサルティングを行った。特に、本件ホテル事業に関するコンサルティングは、本件ホテルにおけるヒト・モノ・カネを総合的に整備するものであり、多大な労力を要し、極めて貢献度の高いものであった。具体的には、Cの代表者である原告理事長が、Cの取引先の協力を得ながら、従業員の教育・研修、建物設備の改修計画の立案等を行い、また、Cの取締役である戊は、ホテルマニュアル、宿泊約款の見直し、就業規則の作成等を行った。なお、原告理事長は、Cの代表者としての活動と、原告の理事長としての活動との混同を避けるため、原告の設立から現在に至るまで、原告から報酬を一切受け取っていない。

b 不動産の貸与業務

Cは、その所有する不動産（別紙５－３「不動産無償貸与のまとめ表」の番号Ⅳ）を、平成２０年６月から現在に至るまで、原告の活動拠点として無償で貸与しており、原告は、同不動産を本件建物貸付業や本件ホテル事業に係るミーティング場所、資材倉庫等として利用している。この点、被告は、不動産を無償提供しているならば、原告が支払うべき業務委託費は発生しないなどと主張するが、活動拠点を有しない原告に対し、所有する不動産の使用を許可して活動を支援すること自体が業務提供となるのであり、業務委託管理費が発生するのは当然である。

c 資金の貸与業務

原告の日頃の活動資金については、Cが無利息で資金を貸与しており、本件ホテル事業の資金等が不足した際には、原告理事長がCに金銭を貸し付け、さらに、Cが原告に貸し付けるという形で資金を貸与してきた。なお、Cの法人税確定申告書には、原告に対する貸付金が計上されていないが（乙３０）、これは、単なる計上漏れにすぎない。

(イ) Dによる業務提供

a 不動産の貸与業務

Dは、その所有する不動産（別紙５－３記載の不動産〔ただし、番号Ⅳを除く。〕）

を、同別紙の「無償貸与の日」欄記載の日から現在に至るまで、原告の活動拠点として無償で貸与しており、原告は、これらの不動産を、同別紙の「使用態様」欄記載のとおり使用している。

b 不動産購入等の援助業務

- (a) 乙は、Dの代表取締役役に就任して以来、ホームレス等を保護する施設を確保するために物件調査を行い、平成17年3月頃、Gマンションの競売情報を入手した。乙は、大津地方裁判所での競売記録の閲覧、現地調査等を重ね、原告理事長と協議の上、Gマンションの入札を決定し、その後、原告理事長から資金を借り受けて、入札手続、代金納付手続、登記手続、建物・設備のリフォーム、備品の設置等を行った。
- (b) 乙は、ホームレス等の就労支援を行うため、宿泊施設として利用が可能な不動産を探していたが、平成15年初頭、本件ホテルの不動産競売事件の情報を入手した。乙は、これ以降、岡山地方裁判所倉敷支部での競売記録の閲覧、現地調査等を重ね、原告理事長と協議の上、平成18年2月、本件ホテルの競売手続への入札を決定し、その後、原告理事長から資金を借り受けて、入札手続、代金納付手続、登記手続、占有者に対する明渡手続、建物・設備のリフォーム、隣地駐車場の確保等を行った。また、Dは、本件ホテルで働く雇用者の面接・採用、雇用条件の交渉、運営体制の構築等も行った。
- (c) 原告は、平成20年1月頃から、Jの購入に動いたが、購入手続及び不動産管理（競売情報の入手、現地調査、入札手続、明渡し交渉、建物・設備の改修等）のほとんどは、Dの代表者としての原告理事長が決定し、実行した。
- (d) 原告は、平成21年5月頃から、Iの購入に動いたが、購入手続及び不動産管理（競売情報の入手、現地調査、入札手続、明渡し交渉、建物・設備の改修等）のほとんどは、Dの代表者としての原告理事長が決定し、実行した。

c 資金の貸与業務

Dは、信用や実績がなく、融資を受けることができない原告に対し、不動産を購入する際の資金等を貸与してきた。なお、Dの法人税確定申告書には、各年度末に原告に対する貸付金が計上されていないが(乙31)、これは、単なる計上漏れにすぎない。

ウ(ア)原告は、本件各関連法人に対し、本件委託契約に基づき、本件各関連法人が行った業務の対価として、以下のとおり、本件業務委託管理費を支払った。ただし、原告は、当時、資金がなかったことから、本件業務委託管理費の支払後、本件各関連法人から同額の金員を借り入れた。

a 平成20事業年度

- (a) 原告は、平成20年12月10日、本件委託契約で定めたとおり、原告の経常収入額(1億4213万円)の概ね3分の1(4800万円)を、C及びDに対し、3:1の割合(C3600万円、D1200万円)で支払った(乙21の1・2)。
- (b) Dの法人税確定申告書(平成20年度)の損益計算書には、同年度における売上げが「1275万5160円」と記載されているところ、帳簿の売上欄(甲24)によれば、同金額に原告から受領した1200万円の本件業務委託管理費が



含まれているのは明らかであり、これを前提とする課税処理がされている。なお、Cの法人税確定申告書には、本件業務委託管理費のうち3600万円が記載されていないが、帳簿上売上げには計上していたものの(甲22)、確定申告時に申告を失念したにすぎない。

b 平成21事業年度

(a) 原告は、平成21年12月31日、本件委託契約で定めたとおり、原告の経常収入額(1億3570万円)の概ね5分の1(2500万円)を、C及びDに対し、3:1の割合で支払うこととなった。しかしながら、平成21事業年度においては、Cの原告に対する寄与度が高かったことから、原告及び本件各関連法人の間において、Cが2500万円を受領することで合意し、その結果、原告は、同日、Cに対し、2500万円を支払った(乙21の3)。

(b) Cの法人税確定申告書(平成21年度)の損益計算書には、同年度における売上げが「2514万7000円」と記載されているところ、売上げの内訳書(甲21)によれば、上記売上げに、原告からの本件業務委託管理費2500万円が含まれていることは明らかであり、これを前提とする課税処理がされている。

(イ) 被告は、原告が本件各関連法人に対し、本件委託契約に基づき本件業務委託管理費を支払った事実を争っているところ、被告の主張によれば、原告が架空の業務委託費を計上したこととなる。しかしながら、原告は、平成19年から平成21年当時、公益活動を行う特定非営利活動法人は納税申告をする必要がないと信じ込み、実際に納税申告をしていなかったのであり、架空の業務委託費を総勘定元帳に計上したり、虚偽の領収書(乙21)を発行したりする動機はない。この点からしても、被告の主張が誤りであることは明らかである。

エ 以上によれば、原告は、本件委託契約に基づき、平成20事業年度及び平成21事業年度において、本件業務委託管理費(合計7300万円)を支出したのであり、これらは、原告の収益事業(本件建物貸付業及び本件ホテル事業)について支払われたものであり、業務遂行上の必要性及び業務との関連性があることは明らかである。したがって、本件業務委託管理費は、その全額が法人税法上の損金に該当し、また、課税仕入れの額に含まれるというべきである。

5 争点5(原告の所得金額)について

(1) 被告の主張

ア 被告が本件訴訟において主張する本件各決定処分等の根拠及び適法性は、別紙2記載のとおりであり、本件各事業年度における原告の所得金額は、同別紙の別表1の「所得金額」欄記載のとおりである。また、本件各事業年度における原告の収益事業に係る収益の額及び原価・費用等の額は、収益関係各別表及び原価関係各別表記載のとおりである。

イ(ア) この点、原告は、本件建物貸付業が法人税法上の収益事業として課税されるとしても、被告が原価・費用等の額に含まれないと主張する各費用(①通信費、②旅費交通費、③広告宣伝費、④消耗品費、⑤保険料、⑥活動費、⑦自動車費、⑧福利厚生費、⑨雑費、⑩「本部・登録免許税」、「本部・郵送料」及び「本部・不動産取得税」並びに⑪「本部・工事費用」)は、ホームレス等支援事業に必要な経費であるから、本件建物貸付業に係る費用・原価等の額に算入される旨主張している。

しかしながら、本件建物貸付業に係る所得金額を算定するためには、収益事業である本件建物貸付業と非収益事業であるホームレス等支援事業の経理を区分する必要がある、本件建物貸付業に係る収益の額からホームレス等支援事業に係る原価・費用等の額を控除することはできない。

また、上記①ないし⑩の費用のうち、③、⑨、⑩及び⑪については、本件建物貸付業に係る原価・費用等の額に該当しないか、該当するとしてもその一部であるから（別紙2参照）、本件建物貸付業に係る原価・費用等の額は、原価関係各別表記載のとりの金額となる。

(イ) 原告は、本件ホテル事業の「雑費」及び「活動費」について、本件ホテル事業に従事する従業員に対して特別手当等として支払っていると主張し、甲第18号証の1ないし9を提出している。しかしながら、上記書証によっても、各従業員が本件ホテル事業に従事した事実や、各従業員に対して実際に各金額欄記載の金額が支払われた事実が明らかになるわけではなく、本件使途不明活動費には、甲第18号証の1ないし9に記載された各費用と結び付かないものが多数含まれている。また、平成19事業年度及び平成20事業年度について、①本件ホテル事業に係る給与台帳に各従業員別に記載された年間給与額（乙33の1・2）、②甲第18号証の1ないし9に記載された活動費等の額、③原告が本件ホテル事業の従業員の居住する市町村に提出した各従業員の給与支払報告書（乙34の1・2）の関係を整理してみても、上記①と②の合計額と、上記③との金額との間に差額が生じており、この点に鑑みても、甲第18号証の1ないし9に記載された活動費等が、本件ホテル事業の従業員に支給されていたと認めることはできない。

## (2) 原告の主張

ア (ア) 本件建物貸付業は、収益事業に該当しないから（前記1(2))、その収益の額及び原価・費用等の額は、いずれも0円とされるべきである。

(イ) 本件ホンモロコ事業は、収益事業に該当するというべきであり（前記2(2))、原告の所得額の計算において、本件ホンモロコ事業に係る収益の額及び原価・費用等の額が算入されるべきである。

(ウ) 本件B事業は、収益事業に該当するというべきであり（前記3(2))、原告の所得額の計算において、本件B事業に係る収益の額及び原価・費用等の額が算入されるべきである。

(エ) a 本件ホテル事業が収益事業に該当することについては当事者間に争いが無いところ、被告は、本件ホテル元帳の「雑費」及び「活動費」勘定に計上されている金額の一部（本件使途不明活動費）を原価・費用等の額に含めないとしている。しかしながら、これらは、原告が、本件ホテル事業に従事する従業員に対し、特別手当等として支払ったものであり（甲18の1ないし9）、その全額（①平成19事業年度について868万2383円、②平成20事業年度について719万5000円、③平成21事業年度について676万0825円）が、本件ホテル事業に係る原価・費用等の額に含まれるべきである。

b 本件業務委託管理費は、本件ホテル事業の損金に算入されるべきものであるから（前記4(2))、その全額（①平成19事業年度について4800万円、②平

成21事業年度について2500万円)が本件ホテル事業に係る原価・費用等の額に含まれるべきである。

(オ) 以上を前提として、原告の本件各事業年度における所得金額を計算した結果は、別紙3の「原告主張」欄記載のとおりであり、本件各事業年度における原告の収益事業に係る収益の額及び原価・費用等の額は、同別紙の各別表の「原告主張」欄記載のとおりである。

イ 仮に、本件建物貸付業が収益事業に該当するとした場合であっても、次の(ア)ないし(サ)の各費用は、本件建物貸付業に係る原価・費用等の額に算入されるべきであり(本件建物貸付業に係る収益の額及びその余の原価・費用等の額については、被告主張の金額を認める。)、これらを前提として、原告の本件各事業年度における所得金額を計算した結果は、別紙6「原告の予備的主張(法人税関係)」記載のとおりである(なお、次の(ア)ないし(サ)において「連続番号」とあるのは、同別紙の各別表における連続番号を指す。)

(ア) 通信費(連続番号32、132、230)

通信費は、ホームレス等支援事業に必要な費用として使用されていることが明らかであるから、その全額(①平成19事業年度について60万8493円、②平成20事業年度について18万8148円、③平成21事業年度について23万3114円)が、本件建物貸付業に係る原価・費用等の額に算入されるべきである。

(イ) 旅費交通費(連続番号33、133、231)

旅費交通費は、全体として、ホームレス等支援事業に必要な費用であるから、その全額(①平成19事業年度について13万0160円、②平成20事業年度について91万9540円、③平成21事業年度について13万8850円)が、本件建物貸付業に係る原価・費用等の額に算入されるべきである。

(ウ) 広告宣伝費(連続番号34、134)

広告宣伝費(原告HPの管理料)は、全体として、本件建物貸付業に必要な費用であるから、その全額(①平成19事業年度について10万6613円、②平成20事業年度について2万4000円)が、本件建物貸付業に係る原価・費用等の額に算入されるべきである。

(エ) 消耗品費(連続番号135)

消耗品費は、ホームレス等支援事業に必要な費用であるから、その全額(平成20事業年度について82万5171円)が、本件建物貸付業に係る原価・費用等の額に算入されるべきである。

(オ) 保険料(連続番号137、235)

保険料は、ホームレス等支援事業に必要な費用であるから、その全額(①平成20事業年度について9500円、②平成21事業年度について1万円)が、本件建物貸付業に係る原価・費用等の額に算入されるべきである。

(カ) 活動費(連続番号39、139、237)

活動費は、原告によるホームレス引受けケアサポート活動、夜回り相談活動の費用として使用されており、ホームレス等支援事業に必要な費用であるから、その全額(①平成19事業年度について224万7000円、②平成20事業年度について644万0262円、③平成21事業年度について443万0238円)が、本件建物

貸付業に係る原価・費用等の額に算入されるべきである。

(キ) 自動車費（連続番号40、140、238）

自動車費は、ホームレス等支援事業に必要な費用であり、その全額（①平成19事業年度について37万4149円、②平成20事業年度について18万0381円、③平成21事業年度について48万9578円）が、本件建物貸付業に係る原価・費用等の額に算入されるべきである。

(ク) 福利厚生費（連続番号42、142）

福利厚生費は、ホームレス等支援事業に必要な費用であり、その全額（①平成19事業年度について2万3630円、②平成20事業年度について4万2742円）が、本件建物貸付業に係る原価・費用等の額に算入されるべきである。

(ケ) 雑費（連続番号44、144、242）

雑費のうち、共用部分の備品購入代以外のものについても、ホームレス等支援事業に必要な費用であり、本件建物貸付業に付随する備品の購入費用であるから、その全額（①平成19事業年度について21万1903円、②平成20事業年度について40万5544円、③平成21事業年度について36万2953円）が、本件建物貸付業に係る原価・費用等の額に算入されるべきである。

(コ) 「本部・登録免許税」、「本部・郵送料」及び「本部・不動産取得税」（連続番号150ないし152）

原告は、ホームレス等に対し、Nを無償で提供しており、Nは、ホームレス等支援事業の付随的機能を果たしていた。したがって、「本部・登録免許税」、「本部・郵送料」及び「本部・不動産取得税」は、その全額（平成20事業年度について、それぞれ33万8000円、4320円、37万4800円）が本件建物貸付業に係る原価・費用等の額に算入されるべきである。

(サ) 「本部・工事費用」（連続番号153）

原告は、ホームレス等に対し、Nを無償で提供しており、Nは、ホームレス等支援事業の付随的機能を果たしていた。したがって、「本部・工事費用」は、その全額（平成20事業年度について216万0658円）が本件建物貸付業に係る原価・費用等の額に算入されるべきである。

#### 第4 当裁判所の判断

1 争点1（本件建物貸付業は、収益事業である不動産貸付業に該当するか否か。）について

(1) 法人税法2条13号及び法人税法施行令5条1項5号は、同号イないしルに定める課税対象外不動産貸付業以外の不動産貸付業で、継続して事業場を設けて行われるもの（営まれるもの）は収益事業に該当する旨を規定しているところ、本件全証拠を精査しても、本件建物貸付業が課税対象外不動産貸付業に該当すると認めるに足りる事実ないし証拠はない。そして、前記前提事実のとおり、原告は、Gマンション等の入居者との間において、本件各賃貸借契約を締結し、Gマンション等の居室を有償で貸し付けて（前提事実（2）ア（イ）a）、入居者からの家賃等の収入（本件金員）を得ていること（前提事実（2）ア（エ）b）に照らせば、本件建物貸付業が、収益事業である不動産貸付業に該当することは明らかである。

なお、法人税法施行令5条1項5号ハは、課税対象外不動産貸付業として、社会福祉法人が行う簡易住宅貸付業を規定しているところ、原告は、Gマンション、I及びJを宿泊所と

して提供する事業について、社会福祉法2条3項8号に規定する簡易住宅貸付業としての届出をしている（前提事実（2）ア（ウ））。しかしながら、原告が社会福祉法人であることをうかがわせる事実ないし証拠はなく、原告が上記届出をしていることをもって、本件建物貸付業が課税対象外不動産貸付業に当たるとすることはできない。

（2）ア この点、原告は、本件建物貸付業が、一般営利企業の行う不動産貸付業と競合するものではないから、収益事業である不動産貸付業には当たらない旨主張している。しかしながら、法人税法7条は、公益法人等の収益事業から生じた所得以外の所得については、法人税を課さない旨を定め、同法2条13号は、収益事業を「販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるもの（営まれるもの）」をいう旨を定めているところ、同号を受けて、法人税法施行令5条1項は、一般営利企業と競合関係にないと認められる事業を収益事業の対象から除くなどして、課税対象とされる収益事業の範囲（特掲事業）を個別具体的に規定している。そうである以上、公益法人等の営む事業につき、同項の規定を離れて、一般営利企業の行う事業と競合しているか否かを考慮することによって、収益事業に該当するか否かを判断することは、法人税法及び法人税法施行令の予定するところでないことは明らかであり、課税の公平の観点からも相当でないというべきである。よって、原告の上記主張を採用することはできない。

イ 原告は、ホームレス等支援事業に係る費用は、原告が行政又は生活保護受給者から受領している住宅扶助金の額を上回っているから、住宅扶助金は賃貸料に該当せず、本件建物貸付業は、収益事業である不動産貸付業に当たらない旨主張している。しかしながら、前記前提事実のとおり、本件各賃貸借契約においては、原告がGマンション等の入居者に無償で食事や生活用品などを提供し、就労支援や実地研修を行うことは、契約の内容とされておらず（前提事実（2）ア（イ）b）、原告が、本件建物貸付・支援元帳の摘要欄に、「家賃」、「（大津市）家賃」、「水道代」、「共益金」、「レンタル料」等と記入した上で、入居者からの家賃等の収入（本件金員）を計上していること（乙9の1及び3）に照らしても、本件金員が本件各賃貸借契約に基づく貸借料等として支払われたものであることは明らかである。よって、原告の上記主張を採用することはできない。

ウ 原告は、ホームレス等支援事業が主たる事業であり、本件建物貸付業は、ホームレス等支援事業に付随し、又は、これと一体として行われるものであって、本件建物貸付業のみを抜き出して、収益事業と認定することはできない旨主張している。しかしながら、前記検討のとおり、法人税法及び法人税法施行令は、公益法人等の行う事業が収益事業に該当するか否かについて、同施行令5条1項の掲げる事業（特掲事業）に該当するか否かによって判断することとしているのであり、法人税法その他の関係法令を通覧しても、公益法人等の行う他の事業との実質的な関連性の程度を勘案すべきことを定める規定は見当たらない。そうである以上、本件建物貸付業が、ホームレス等支援事業と密接に関連しているからといって、収益事業である不動産貸付業に当たらないということとはできない。また、同施行令6条の規定内容に照らしても、公益法人等は、自身の行う事業のうち、収益事業（特掲事業）に該当するものについては、これを特に区分して経理することが当然に予定されているというべきである。よって、原告の上記主張を採用することはできない。

（3）以上のとおり、本件建物貸付業は、収益事業である不動産貸付業に当たる。



(2) ア 上記認定を踏まえて検討するに、原告は、Bを無料で頒布しており、Bに対する対価を読者からは得ていないものの、Bの相当部分は広告で占められており、原告が地域の事業者との間において広告掲載に係る契約を締結して広告掲載料の収入を得ていること（前記（1）ア）に照らせば、Bは、広告媒体としてのフリーペーパーであるといえることができる。また、Bは、平成19年中に休刊ないし廃刊となり、本件B事業も終了しているものの（前提事実（2）エ）、原告の収入金額、原価・費用等の額、支出経費の内容等（前記（1）ウ）に鑑みても、原告が収益（広告掲載料収入）を目的として継続的に事業を行っていたといえることができ、これらの認定及び判断を覆すに足りる事実ないし証拠はない。

イ この点、被告は、公益法人等が、その出版物を無償で不特定又は多数の者に配布するような場合には、原則としてその出版を行う事業は、収益事業に該当しない旨主張している。しかしながら、前記検討のとおり、Bは、広告媒体としてのフリーペーパーであり、原告が事業者から広告掲載料の収入を得ていることに鑑みても、本件B事業を、公益法人等が無償で出版物を配布する事業と同視することはできず、被告の主張を採用することができない。

(3) 以上によれば、本件B事業が収益事業である出版業に該当するというべきである。

#### 4 争点4（本件業務委託管理費を損金及び課税仕入れの額に算入することの可否）について

(1) 国民に対して納税義務を課する課税処分取消訴訟においては、課税標準である各種所得の金額の証明責任は原則として課税庁の属する国(被告)が負担していると解すべきであり、課税標準の前提となる所得の金額が、収入金額から必要経費（原価・費用等）を控除する方法によって算出されることに照らせば、被告は、原則として、必要経費（原価・費用等）についても、その主張する金額を超えて必要経費が存在しないことについて証明責任を負担しているといえることができる。しかしながら、必要経費（原価・費用等）の存在及び金額は、所得金額を算定する上での減算要素であり、納税者に有利に働く事情であることを併せ考えれば、納税者において、必要経費の内容を具体的に明らかにした上で、当該必要経費が存在していることを合理的に推認させるに足りる程度の具体的な立証を行わない限り、当該必要経費は存在しないと事実上の推定が働くものというべきである。

(2) ア 原告は、平成20事業年度及び平成21事業年度の各決算期末において、本件各関連法人に対する本件業務委託管理費（合計7300万円）を計上しているところ（前提事実案（3）ア）、本件全証拠を精査しても、本件業務委託管理費が本件各関連法人のどのような業務に対して支払われたものであるかを具体的に示す客観的証拠は存在しない。

イ（ア）この点、原告は、本件業務委託管理費は、本件委託契約に基づき支払われたものであり、本件総大会において、原告がある程度自立した活動を行うに至った段階で、原告の経常収入額の一定割合を本件各関連法人に支払うこととされ、平成20事業年度は原告の経常収入額の概ね3分の1を、平成21事業年度は原告の経常収入額の概ね5分の1を、それぞれC及びDに対し、3：1の割合で支払う旨があらかじめ決定されていた旨主張している。

（イ） a 原告の主張する本件委託契約は、原告の設立からの経過年数によって、原告が支払うべき金額（経常収入額に対する割合）や本件各関連法人間の比率が異なるなど、その契約内容は単純なものではなく、本件各関連法人が株式会社で

あること（前提事実（１）イ（ア）、ウ（ア））に鑑みても、原告及び本件各関連法人が、本件委託契約を真実締結したならば、契約書を作成するのが自然かつ合理的であり、仮に、契約書という形式は用いないとしても、本件委託契約の内容について、全く記録を残さないということは考え難い。しかしながら、本件委託契約について契約書は作成されておらず、本件総大会の議事や本件委託契約の内容に関する書面も存在しない。

b また、原告が本件各関連法人に対して業務を委託し、その業務の対価を支払うならば、実際に行われる業務の内容に応じた金員を支払うのが、自然かつ合理的であると考えられる。しかしながら、本件委託契約は、原告が、本件各関連法人に対し、経常収入額の一定割合を支払うというものであり、本件各関連法人の業務内容に応じて支払額が定まる内容とはなっていない。原告は、本件委託契約により、原告の設立４年目までは委託費用の支払を猶予されていたとも主張するが、その趣旨が、本件各関連法人がその間の費用等を全て負担するということであるのか、原告との間で別途精算するということであるのかも明らかではなく、少なくとも株式会社である本件各関連法人にとって、委託費用の支払を猶予することに合理性があるとはいえない（なお、後述するとおり〔後記ウ（イ）a〕、本件各関連法人は、原告のために支出した費用等に関する記録を保存していない。）。

c さらに、原告の主張によれば、本件委託契約の内容は、原告が設立される以前において決定されていたこととなるが、本件総大会の時点において、原告の行う業務内容や収支の見通しが立っていたとは考え難く（例えば、原告の主張によっても、本件ホテルの競売手続の入札が決定されたのは平成１８年２月とされ、Gマンションの競売情報を入手したのは平成１７年３月頃とされている。）、そのような段階において、原告が本件各関連法人に対して支払う委託費用の内容（例えば、支払猶予の期間、原告の経常収入額に対する割合、本件各関連法人間の比率）を定めているということ自体、不自然、不合理である。この点、原告が、設立前の段階（本件総大会の時点）において、ホームレス等に対する寄宿所（居室）の提供やホテルの管理運営を行うことを予定していたならば、少なくとも原告の定款には、その旨を記載するはずであるが、原告の設立時の定款には、上記の内容を記載した部分はなく（乙２の１）、原告の定款の「目的及び事業」欄に本件建物貸付業及び本件ホテル事業に関する記載が付加されたのは、平成１７年１２月２７日ないし平成１８年８月８日である（乙２の２）。

（ウ）以上によれば、原告の主張する本件委託契約の内容（前記（ア））は、不自然、不合理なものであるといわざるを得ない。

ウ（ア）原告は、本件各関連法人が、本件委託契約に基づき、別紙５－１及び別紙５－２記載の業務を提供した旨主張しており、その業務内容は、概要、①コンサルティング業務、②不動産の貸付業務、③事業資金の貸付業務である。

（イ）a そこで検討するに、本件各関連法人が、本件委託契約に基づき、原告のために業務を提供したならば、そのための費用を支出することとなり、本件各関連



法人が株式会社である以上、その支出を記録した帳簿や領収証等を保存しているはずである。しかしながら、本件全証拠を精査しても、本件委託契約に基づいて本件各関連法人が支出した費用等を記録した帳簿等は見当たらない。

- b 原告の主張するコンサルティング業務について検討すると、本件各関連法人は、従業員に対する給与等を支払っておらず、その業務に従事している者は、代表者1名のみであるとしているところ（前提事実（1）イ（イ）、ウ（イ））、乙は、Dのスタッフ四、五人が原告のための業務に従事していたが、乙自身を含めた従業員は、全てボランティアで協力する者であり、報酬を受け取っていない旨を供述し（証人乙〔4、9、12頁〕）、原告理事長は、原告及び本件各関連法人から報酬を受け取っていない旨供述している（原告代表者〔12、29頁〕）。これらの供述を前提とすれば、仮に、原告理事長及び乙の行為を、本件各関連法人による業務と評価し得るとしても、原告は、本件各関連法人の代表者等が無償で行った業務に対し、委託費用（経常収支額の一定割合）を支払うこととなるのであって、そのような支払に合理性があるとは考え難い。この点、原告は、Cの取締役である戊（なお、同人は、原告の理事でもある〔乙1の1ないし3〕。）が、本件ホテル事業に関する業務を提供したとも主張しているが、本件全証拠を精査しても、同人がCによる業務提供として本件ホテル事業に関する業務を行ったことを合理的に推認させるに足りる程度の具体的な立証がされているということとはできない。
- c（a）原告は、本件各関連法人が原告に対し、その所有する不動産（別紙5-3）を無償で貸与した旨主張しているが、本件全証拠を精査しても、原告が上記不動産を収益事業に使用したことを合理的に推認させるに足りる程度の具体的な立証がされているということとはできない。原告の主張は、無償貸与それ自体が本件各関連法人の委託業務であり、原告は、本件各関連法人に対し、当該業務に対する委託費用を支払っていたという趣旨であると解されるが、そのような迂遠なやりとりをすることに合理性はない。
- （b）原告は、本件各関連法人が原告に対し、原告の事業資金を貸与する業務をしていた旨主張しているが、証拠（乙30、31）によれば、本件各関連法人の確定申告において、原告に対する貸付金は計上されていないものと認められる（この点、原告は、計上漏れにすぎないとしているが、原告の主張〔別紙5-2〕によっても、本件各関連法人の原告に対する貸付金は、平成18事業年度につき合計約9361万円、平成19事業年度につき合計約2620万、平成20年度につき合計約5870万円、平成21事業年度につき合計約4713万円に上っており、これほど多額の貸付金を計上し忘れたとはおよそ考え難い。）。また、原告及び本件各関連法人は、いずれも原告理事長が代表者を務める会社であり（前提事実（1）ア（イ）、イ（ア）、ウ（ア））、本件各関連法人が原告の事業資金を融通すること自体は通常あり得ることであるところ、そのような事業資金の貸付けをあえて委託業務と構成して、当該貸付金の返済とは別に業務委託費用を支払うということ自体、不自然、不合理である。

d なお、原告の主張を前提とすれば、本件業務委託管理費は、①本件各関連法人の代表者等が無償で行った業務（前記 b）、②本件各関連法人が不動産を無償で貸与した業務（前記 c（a））、③本件各関連法人が事業資金を無利息で貸与した業務（前記 c（b））について支払われたこととなること、これらの業務に対する反対給付として、合計 7300 万円もの支払を行うことに合理性があるということとはできない。

(ウ) 以上によれば、本件各関連法人が本件委託契約に基づき業務を提供した旨の原告の主張（前記（ア））は、不自然、不合理なものである。

エ（ア）原告は、原告が本件各関連法人に対し、本件業務委託管理費（合計 7300 万円）を実際に支払い、本件各関連法人が本件業務委託管理費の一部を収入として計上していることに照らしても、本件委託管理費用が本件委託契約に基づいて支払われたことは明らかである旨主張している。

(イ) a しかしながら、原告の主張によっても、原告は、本件各関連法人に本件業務委託管理費を支払うための資金がなかったため、本件各関連法人から同額の金員を借り入れたというのであって、原告と本件各関連法人との間において、現実に資金の移動があったかも疑わしい。この点、原告は、前述のとおり（前記イ（ア））、本件総大会において、原告がある程度自立した活動を行うに至った段階で、その経常収入額の一定割合を支払う旨を決定したと主張しているが、原告が本件各関連法人から資金を借り入れなければ、委託費用を支払えない状況にある以上、そもそも原告が特定非営利活動法人として自立しているのかも疑わしいのであり、そのような原告が本件各関連法人に対し、あえて「経常収入額」の一定割合を支払うことに合理性があるとは考え難い（原告が本件各関連法人から本件業務委託管理費を借り入れて、これを本件各関連法人に支払うということ自体が迂遠であり、真実、原告が本件委託契約に基づく委託費用の支払義務を負っていたならば、その支払猶予や一部免除等を申し入れるのが自然である。）。

b 原告は、平成 21 事業年度における本件業務委託管理費の支払が、本件委託契約の内容と異なっていることについて、原告と本件各関連法人との間で別途合意したものである旨主張している。しかしながら、証拠（乙 11）によれば、原告は、税務署に対し、平成 23 年 3 月 23 日付け書面を提出して、①C の損益計算書について、「業務委託管理売上分 2500 万円を誤って全額計上していたが、C 分（C3 : D1）のみの、1875 万円に減額」し、②D の損益計算書について、「記載漏れ業務委託管理売上分（D 分）を計上」し、625 万円を追加で計上した旨を書面により説明していたのであって、原告の主張する内容は、上記書面における説明と整合していない（本件業務委託管理費の内訳という重要な事実に係る説明内容が変遷していること自体が不自然、不合理である。）。

(ウ) 原告は、本件各関連法人が本件業務委託管理費の一部を計上していることを指摘しているところ、証拠（甲 21、24）及び弁論の全趣旨によれば、①D の法人税確定申告書（平成 20 年 3 月 1 日から平成 21 年 2 月 28 日までの事業年度）の損

益計算書には、本件業務委託管理費の一部（1200万円）が計上されており、②Cの法人税確定申告書（同年12月1日から平成22年11月30日までの事業年度）の損益計算書には、本件業務委託管理費の一部（2500万円）が計上されていることが認められる。しかしながら、原告の主張する本件委託契約及び本件各関連法人による業務内容が不自然、不合理なものであることは、前記検討（前記イ・ウ）のとおりであり、本件各関連法人が本件業務委託管理費の一部を収入として計上したからといって、本件業務委託管理費が本件委託契約に基づき本件各関連法人による業務に対して支払われたものであるということとはできない。

(エ) 以上によれば、原告が本件業務委託管理費を本件ホテル事業の経費として計上したこと（前提事実（3）ア）をもって、本件委託契約に基づく本件業務委託管理費が支払われたということとはできない。

オ 原告は、本件委託契約や本件各関連法人による業務提供に関し、書証を提出しているところ（別紙5-2記載「証拠」欄参照）、原告の収益事業に関する書面（見積書等）に本件各関連法人の名前が記載されていることをもって、本件委託契約ないし本件委託契約に基づく業務提供の事実を合理的に推認することはできない。また、原告理事長及び乙は、原告の主張に沿った供述をしているが〔原告代表者、証人乙〕、これまで検討してきたところに照らし、採用することはできない。

(3) 以上の検討によれば、本件業務委託管理費が本件委託契約に基づき本件各関連法人による業務に対して支払われたものであるということとはできず、本件全証拠を精査しても、原告において、本件業務委託管理費が原告の収益事業に係る原価・費用等に当たることを合理的に推認させるに足りる程度の具体的な立証はされていないといわざるを得ない。そうである以上、本件業務委託管理費は、原告の収益事業に係る原価・費用等には当たらず、原告の所得金額の計算において、本件業務委託管理費を損金の額に算入することはできない。また、本件委託契約に基づく業務提供を認めることができない以上、本件業務委託管理費を課税仕入れ（消費税法2条12号）の額に含めることはできない。

## 5 争点5（原告の所得金額）について

(1) 本件各事業年度における原告の収益事業に係る収益の額

ア 本件建物貸付業に係る収益の額

本件建物貸付業は、前記検討のとおり（前記1）、収益事業である不動産貸付業に該当するというべきであり、本件建物貸付業が収益事業に該当する場合における収益の額については、当事者間に争いが無い（別紙3の別表1-1、別表2-1及び別表3-1〔以下、併せて「収益関係主張対照表」という。〕参照）。

イ 本件ホテル事業に係る収益の額

本件ホテル事業が収益事業であることについては当事者間に争いがなく、本件ホテル事業に係る収益の額についても当事者間に争いが無い（収益関係主張対照表参照）。

ウ 本件ホンモロコ事業に係る収益の額

本件ホンモロコ事業は、前記検討のとおり（前記2）、収益事業に該当しないから、原告の所得金額の計算に当たり、その収益の額を算入することはできない。

エ 本件B事業に係る収益の額

本件B事業は、前記検討のとおり（前記3）、収益事業である出版業に該当するというべ

きであるから、原告の所得金額（平成19事業年度）の計算に当たり、出版業に係る収入の額を算入することとなる。

オ 小括

以上によれば、本件各事業年度における原告の収益事業に係る収益の額は、①平成19事業年度につき1億2647万0937円、②平成20事業年度につき1億5458万7516円、③平成21事業年度につき1億5329万6105円となる。

(2) 本件各事業年度における原告の収益事業に係る原価・費用等の額

ア 本件建物貸付業に係る原価・費用等の額

(ア) 本件建物貸付業は、前記検討のとおり（前記1）、収益事業である不動産貸付業に該当するところ、本件建物貸付業に係る原価・費用等の額については、被告の主張する算定過程及び算定結果（別紙2記載1（1）イ（ア）参照）に特段不自然、不合理な点はなく、証拠（乙9の1ないし19、乙10の1・2、乙11、14、26の1・2）及び弁論の全趣旨によれば、本件各事業年度における本件建物貸付業に係る原価・費用等の額は、原価関係各別表記載のとおりであると認めることができる。

(イ) この点、原告は、予備的に、本件建物貸付業に係る原価・費用等の額について、①通信費、②旅費交通費、③広告宣伝費、④消耗品費、⑤保険料、⑥活動費、⑦自動車費、⑧福利厚生費、⑨雑費、⑩「本部・登録免許税」、「本部・郵送料」及び「本部・不動産取得税」並びに⑪「本部・工事費用」については、その全額を原価・費用等の額に算入すべきである旨主張しているが（別紙6の別表1-2、別表2-2及び別表3-2〔以下、併せて「原価関係主張対照表」という。〕参照）、以下に述べるとおり、原告の主張を採用することはできない。

a 「通信費」について（原価関係主張対照表の連続番号32、132、230参照）

(a) 原告は、ホームレス等支援事業に必要な費用であるから、「通信費」の全額が、収益事業に係る原価・費用等の額に算入されるべきである旨主張している。しかしながら、ホームレス等支援事業が非収益事業であることについては当事者間に争いがなく、法人税法施行令6条が、収益事業から生ずる所得に関する経理と収益事業以外の事業から生ずる所得に関する経理とを区分して行わなければならないとしていることに照らせば、非収益事業であるホームレス等支援事業における経費を、収益事業である本件建物貸付業の収益から控除することができないことは明らかである。よって、原告の上記主張を採用することはできない。

(b) 前記認定（前記（ア））においては、「通信費」として計上された金額の50%相当額を本件建物貸付業の原価・費用等の額に算入しているところ、原告が「通信費」を非収益事業であるホームレス等支援事業以外の収益事業に充てたことをうかがわせる事実ないし証拠はなく、収益事業の原価・費用等の額に算入されるべき「通信費」の割合は、上記割合を超えないものと認めることができる。

b 「旅費交通費」について（原価関係主張対照表の連続番号33、133、231参照）

原告は、「旅費交通費」について、ホームレス等支援事業に必要な費用であるから、収益事業に係る原価・費用等の額に算入されるべきである旨主張しているが、既に検討したところ（前記a（a））によれば、原告の主張を採用することはできない。また、

原告が「旅費交通費」をホームレス等支援事業以外の収益事業に充てたことをうかがわせる事実ないし証拠はなく、収益事業の原価・費用等の額に算入されるべき「旅費交通費」はないものと認めることができる。

c 「広告宣伝費」について（原価関係主張対照表の連続番号34、134参照）

原告は、「広告宣伝費」の全額が本件建物貸付業の原価・費用等に含まれる旨主張している。前記認定（前記（ア））においては、「広告宣伝費」として計上された金額の14分の4に相当する金額を本件建物貸付業の原価・費用等の額に算入しているところ、証拠（乙13）及び弁論の全趣旨によれば、原告HP（全部で14頁）のうち、本件建物貸付業のために使用されている部分は4頁にとどまるものと認められ、上記認定によれば、収益事業の原価・費用等の額に算入されるべき「広告宣伝費」の割合は、上記割合を超えないものと認めることができる。よって、原告の主張を採用することはできない。

d 「消耗品費」について（原価関係主張対照表の連続番号135参照）

原告は、ホームレス等支援事業に必要な費用であるから、「消耗品費」の全額が、収益事業に係る原価・費用等の額に算入されるべきである旨主張しているが、既に検討したところ（前記a（a））によれば、原告の主張を採用することはできない。また、前記認定（前記（ア））においては、「消耗品費」として計上された金額（82万5171円）のうち、2万7706円を本件建物貸付業の原価・費用等の額に算入し、その余の金額は、①fのぼり代金、②ユニフォームTシャツ代、③車両代金として計上されたものであるところ、上記①ないし③の費用が、ホームレス等支援事業以外の収益事業に充てられたことをうかがわせる事実ないし証拠はなく、収益事業の原価・費用等の額に算入されるべき「消耗品費」は、上記金額（2万7706円）を超えないものと認めることができる。

e 「保険料」について（原価関係主張対照表の連続番号137、235参照）

原告は、「保険料」について、ホームレス等支援事業に必要な費用であるから、収益事業に係る原価・費用等の額に算入されるべきである旨主張しているが、既に検討したところ（前記a（a））によれば、原告の主張を採用することはできない。また、証拠（甲8の2）及び弁論の全趣旨によれば、上記「保険料」は、Gマンション等の入居者が自立支援研修事業としてボランティア活動に参加した際に支払われた保険料であると認められ、非収益事業であるホームレス等支援事業以外の収益事業に充てられたものでないことは明らかであるから、収益事業の原価・費用等の額に算入されるべき「保険料」はないものと認めることができる。

f 「活動費」について（原価関係主張対照表の連続番号39、139、237参照）

原告は、ホームレス等支援事業に必要な費用であるから、「活動費」の全額が、収益事業に係る原価・費用等の額に算入されるべきである旨主張しているが、既に検討したところ（前記a（a））によれば、原告の主張を採用することはできない。また、上記「活動費」（本件共通活動費）には、M、N等での事業に従事した者に対して支払われたものが含まれているところ（前提事実（2）ア（エ）c（b））、本件共通活動費が、非収益事業であるホームレス等支援事業以外の収益事業に充てられたことをうかがわせる事実ないし証拠はない。この点、前記認定（前記（ア））においては、本件共

通活動費のうち、丙等活動費について、本件建物貸付業の賃料に g 調査管理手数料割合を乗じた金額を、本件建物貸付業に係る原価・費用等の額に算入しているが、本件建物貸付業の原価・費用等の額に算入されるべき「活動費」は、少なくとも上記金額を超えないものと認めることができる。

- g 「自動車費」について（原価関係主張対照表の連続番号40、140、238参照）  
原告は、「自動車費」について、ホームレス等支援事業に必要な費用であるから、収益事業に係る原価・費用等の額に算入されるべきである旨主張しているが、既に検討したところ（前記 a（a））によれば、原告の主張を採用することはできない。また、証拠（甲8の2）及び弁論の全趣旨によれば、上記「自動車費」は、Gマンション等の入居者が、行政上の手続等のために役所等へ行く際の送迎に要した燃料費であると認められ、非収益事業であるホームレス等支援事業以外の収益事業に充てられたものでないことは明らかであるから、収益事業の原価・費用等の額に算入されるべき「自動車費」はないものと認めることができる。
- h 「福利厚生費」について（原価関係主張対照表の連続番号42、142参照）  
原告は、「福利厚生費」について、ホームレス等支援事業に必要な費用であるから、収益事業に係る原価・費用等の額に算入されるべきである旨主張しているが、既に検討したところ（前記 a（a））によれば、原告の主張を採用することはできない。また、証拠（甲8の2）及び弁論の全趣旨によれば、上記「福利厚生費」は、Gマンション等の入居者等がレクリエーション（花見の会）に参加した際に、原告が負担した金額であると認められ、ホームレス等支援事業以外の収益事業に充てられたものでないことは明らかであるから、収益事業の原価・費用等の額に算入されるべき「福利厚生費」はないものと認めることができる。
- i 「雑費」について（原価関係主張対照表の連続番号44、144、242参照）  
原告は、「雑費」のうち、共用部分の備品購入代以外のものについても、ホームレス等支援事業に必要な費用であるから、収益事業に係る原価・費用等の額に算入されるべきである旨主張しているが、既に検討したところ（前記 a（a））によれば、原告の主張を採用することはできない。前記認定（前記（ア））においては、共用部分の備品購入代は、本件建物貸付業に係る原価・費用等の額に算入しているところ、「雑費」のうち、共用部分の備品購入代以外のもの（別紙2の別表10）が非収益事業であるホームレス等支援事業以外の事業に充てられたものでないことは、その用途（同別表の「摘要」欄参照）から明らかである。よって、本件建物貸付業の原価・費用等の額に算入されるべき「雑費」の金額は、共用部分の備品購入代の金額を超えないものと認めることができる。
- j 「本部・登録免許税」、「本部・郵送料」及び「本部・不動産取得税」について（原価関係主張対照表の連続番号150ないし152参照）  
（a）前記認定（前記（ア））においては、本件建物貸付業に係る原価・費用等の額（平成20事業年度）として、「本部・登録免許税」、「本部・郵送料」及び「本部・不動産取得税」のうち、登録免許税20万6100円、郵送料2180円及び不動産取得税23万8400円を、本件建物貸付業に係る原価・費用等の額に算入しているところ、その余の金額は、Nの土地及び建物の取得に要した支出である（乙26の

1・2)。

(b) 原告は、ホームレス等に対し、Nを無償で提供しており、ホームレス等支援事業に利用していたから、Nに関する支出も、原価・費用等の額に算入されるべきである旨主張しているが、既に検討したところ(前記a(a))によれば、原告の主張を採用することはできない。また、Nに関する支出が非収益事業であるホームレス等支援事業以外の収益事業に充てられたことをうかがわせる事実ないし証拠はなく、本件建物貸付業の原価・費用等の額に算入されるべき「本部・登録免許税」、「本部・郵送料」及び「本部・不動産取得税」の金額は、上記金額(上記(a))を超えないものと認めることができる。

k 「本部・工事費用」について(原価関係主張対照表の連続番号153参照)

(a) 証拠(乙26の1)及び弁論の全趣旨によれば、原告の「仕入・土地建物」勘定元帳において「本部・工事費用」に計上されている金額(216万0658円)のうち、①合計162万円については、Jを事業の用に供するための改修費であり、②その余の金額(54万0658円)については、Nの改修費用であると認められるところ、上記①については、法人税法施行令54条1項(平成22年政令第51号による改正前のもの)によりJの取得価額に算入すべきものであるから、原価・費用等の額に算入することはできない。

(b) 原告は、ホームレス等に対し、Nを無償で提供しており、ホームレス等支援事業に利用していたから、Nに関する支出も、原価・費用等の額に算入されるべきである旨主張しているが、既に検討したところ(前記a(a))によれば、原告の主張を採用することはできない。また、Nに関する支出が非収益事業であるホームレス等支援事業以外の収益事業に充てられたことをうかがわせる事実ないし証拠はなく、本件建物貸付業の原価・費用等の額に算入されるべき「本部・工事費」は存在しないものと認めることができる。

イ 本件ホテル事業に係る原価・費用等の額

(ア) 本件ホテル事業が収益事業であることについては当事者間に争いがなく、本件ホテル事業に係る原価・費用等の額については、被告の主張する算定過程及び算定結果(別紙2記載1(1)イ(イ)参照)に特段不自然、不合理な点はなく、証拠(乙11、15ないし17の各1ないし3)及び弁論の全趣旨によれば、本件各事業年度における本件ホテル事業に係る原価・費用等の額は、原価関係各別表記載のとおりであると認めることができる。

(イ) a 前記認定(前記(ア))においては、本件ホテル元帳の「雑費」及び活動費」勘定に計上された本件ホテル活動費のうち、本件用途不明活動費(別紙2の別表11)は、本件ホテル事業に係る原価・費用等の額に算入しないこととしているところ、原告は、本件用途不明活動費は、本件ホテル事業に従事する従業員に対し、特別手当等として支払ったものであり、その全額が原価・費用等の額に含まれるべきである旨主張している。

b (a) そこで検討するに、証拠(甲6の2、乙11、33の1ないし3、乙35の1ないし3)及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件ホテル事業に従事している者を従業員として雇用しており、従業員に支給された給与は、給与台帳に

計上していることが認められ、原告が給与台帳に記載した支給金額の合計額(①平成19事業年度につき3058万8215円、②平成20事業年度につき3366万5070円、③平成21事業年度につき3220万1806円)は、本件ホテル元帳の「給料・賃金」の額と一致しており、同金額が、本件各事業年度における本件ホテル事業に係る原価・費用等に当たることについては、当事者間に争いが無い(原価関係主張対照表の連続番号58、158、256参照)。

(b) 本件使途不明活動費は、上記「給料・賃金」とは別に、「雑費」又は「活動費」として計上されたものであるところ、原告が、本件ホテル事業に従事した従業員に対する給与を支払ったにもかかわらず、当該支払について、あえて給与台帳に計上せず、給料・賃金以外の勘定で計上すべき必要性や合理性があるとは考え難い。この点、証拠(乙11)によれば、原告は、税務署に対し、①常用雇用者(従業員)に対する賃金の支払は、「給料・賃金」として計上している、②「活動費」として計上した分は、「ホームレス引受けケアサポート活動・夜回り相談活動など、本来目的である非営利活動の側面的外部支援に係る『雇用契約のないボランティア活動員の外部発生費用等に対する支払』」である、③「活動費」は、労働の対価ではなく、外部ボランティアに対して、賞与等を支払った事実はない旨を記載した書面を提出したことが認められるところ、上記書面の内容に鑑みれば、「活動費」として支払われた金員は、労働の対価としての給与ではないと考えるのが合理的である。

c (a) 以上によれば、本件使途不明活動費は、本件ホテル事業に係る原価・費用等の額に算入されず、本件ホテル事業に係る「活動費」及び「雑費」は、原価関係各別表記載の金額を上回らないものと認められる。

(b) この点、原告は、本件使途不明活動費を特別手当等として従業員に支払ったことについて、書証(甲18の1ないし9、甲74)を提出している。しかしながら、上記書証において、本件使途不明活動費の具体的内容が明らかにされているわけではなく、現実に本件使途不明活動費が支給されたという事実が裏付けられているわけでもない。また、上記書証(甲74)には、従業員が本件ホテルにおける労働の対価を給料ではなく「活動費」として支給されていた旨の記載部分があるものの、前記検討のとおり、原告があえて「活動費」又は「雑費」勘定で賃金等を支給する必要性ないし合理性があるとは考え難く、本件全証拠を精査しても、本件ホテル事業に係る「活動費」及び「雑費」が原価関係各別表記載の金額を上回らない旨の前記認定を覆すに足る事実ないし証拠はない。

ウ 本件ホンモロコ事業に係る原価・費用等の額

本件ホンモロコ事業は、前記検討のとおり(前記2)、収益事業に該当しないから、原告の所得金額の計算に当たり、その原価・費用等の額を算入することはできない。

エ 本件B事業に係る原価・費用等の額

本件B事業は、前記検討のとおり(前記3)、収益事業である出版業に該当するから、原告の所得金額(平成19事業年度)の計算に当たり、本件B事業に係る原価・費用等の額



(合計1345万6353円)を算入することとなる。

オ 小括

以上によれば、本件各事業年度における原告の収益事業に係る原価・費用等の額は、①平成19事業年度につき1億0863万1211円、②平成20事業年度につき1億2078万5900円、③平成21事業年度につき1億2559万7805円となる。

(3) 原告の所得金額

以上の検討によれば、本件各事業年度における原告の所得金額は、①平成19事業年度につき1783万9726円、②平成20事業年度につき3258万4816円、③平成21事業年度につき2663万0100円となる。

6 本件各決定処分等の適法性

(1) ア 前記1ないし5の検討によれば、本件各事業年度における法人税に係る原告の所得金額及び納付すべき税額は、別紙7「本件各事業年度の納付すべき税額(当裁判所の認定)」記載のとおりであると認められ、本件法人税各決定処分における所得金額及び納付すべき税額を上回っているから、本件法人税各決定処分は、いずれも適法である。

イ 上記検討のとおり、本件法人税各決定処分はいずれも適法であり、本件全証拠を精査しても、原告が期限内申告書を提出しなかったことについて、通則法66条1項ただし書に規定する正当な理由があると認めることはできず、原告に対する無申告加算税の額は、被告主張額(別紙2記載3(1)参照)のとおりであると認められるから、これと同額でした本件法人税各賦課決定処分はいずれも適法である。

(2) ア 前記4の検討によれば、本件業務委託管理費は、課税仕入れの額には含まれないから、原告の本件各課税期間の消費税等に係る課税標準額及び納付すべき税額は、被告主張額(別紙2の別表5参照)のとおりであると認められ、本件消費税等各決定処分における課税標準額及び納付すべき税額を上回っているから、本件消費税等各決定処分は、いずれも適法である。

イ 上記検討のとおり、本件消費税等各決定処分はいずれも適法であり、本件全証拠を精査しても、原告が期限内申告書を提出しなかったことについて、通則法66条1項ただし書に規定する正当な理由があると認めることはできず、原告に対する無申告加算税の額は、被告主張額(別紙2記載5(1)参照)のとおりであると認められるから、これと同額でした本件消費税等各賦課決定処分はいずれも適法である。

第5 結論

よって、原告の請求は、いずれも理由がないからこれらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第2部

裁判長裁判官 増田 稔

裁判官 村田 一広

裁判官 高橋 心平

(別紙1-1)

本件各決定処分等の経緯 (法人税関係)

《法人税》

(単位:円)

事業年度	区分	年月日	所得金額	納付すべき法人税額	無申告加算税の額
平成19 事業年度	① 確定申告		無申告		
	② 決定処分等	平成23年6月27日	15,550,898	4,025,000	779,000
	③ 異議申立て	平成23年8月9日	0	0	0
	④ 異議決定	平成23年11月8日	棄却		
	⑤ 審査請求	平成23年12月5日	0	0	0
	⑥ 同上裁決	平成24年11月28日	棄却		
平成20 事業年度	① 確定申告		無申告		
	② 決定処分等	平成23年6月27日	14,003,333	3,560,900	687,000
	③ 異議申立て	平成23年8月9日	0	0	0
	④ 異議決定	平成23年11月8日	棄却		
	⑤ 審査請求	平成23年12月5日	0	0	0
	⑥ 同上裁決	平成24年11月28日	棄却		
平成21 事業年度	① 確定申告		無申告		
	② 決定処分等	平成23年6月27日	16,143,542	3,882,900	751,000
	③ 異議申立て	平成23年8月9日	0	0	0
	④ 異議決定	平成23年11月8日	棄却		
	⑤ 審査請求	平成23年12月5日	0	0	0
	⑥ 同上裁決	平成24年11月28日	棄却		

(別紙1-2)

本件各決定処分等の経緯 (消費税等関係)

《消費税及び地方消費税》

(単位:円)

課税期間	区分	年月日	課税標準額	仕入税額 控除の額	納付すべき 消費税額	納付すべき 地方消費税額	無申告 加算税の額
平成20 課税期間	① 確定申告		無申告				
	② 決定処分等	平成23年6月27日	137,920,000	3,630,734	1,886,000	471,500	445,000
	③ 異議申立て	平成23年8月9日	0	0	0	0	0
	④ 異議決定	平成23年11月8日	棄却				
	⑤ 審査請求	平成23年12月5日	0	0	0	0	0
	⑥ 同上裁決	平成24年11月28日	棄却				
平成21 課税期間	① 確定申告		無申告				
	② 決定処分等	平成23年6月27日	134,373,000	3,746,686	1,628,200	407,000	381,000
	③ 異議申立て	平成23年8月9日	0	0	0	0	0
	④ 異議決定	平成23年11月8日	棄却				
	⑤ 審査請求	平成23年12月5日	0	0	0	0	0
	⑥ 同上裁決	平成24年11月28日	棄却				

(別紙2)

本件各決定処分等の根拠及び適法性 (被告の主張)

1 本件における収益事業に係る所得金額の算定に関する被告の主張

本件建物貸付業は、被告の主張するとおり、収益事業に該当し、本件ホテル事業が収益事業に該当することについては争いがないところ、本件各事業年度の法人税につき、①本件建物貸付業に係る所得金額の算定に関しては、本件建物貸付・支援等元帳の帳簿記録を基礎として、益金(収益)の額については別表2-1「平成19事業年度の収益事業に係る収益の額」、別表3-1「平成20事業年度の収益事業に係る収益の額」及び別表4-1「平成21事業年度の収益事業に係る収益の額」(以下、併せて「収益関係各別表」という。)の上段に、損金(原価・費用等)の額については別表2-2「平成19事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額」、別表3-2「平成20事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額」及び別表4-2「平成21事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額」(以下、併せて「原価関係各別表」という。)の各1枚目にそれぞれ記載したとおりであり、②本件ホテル事業に係る所得金額の算定に関しては、本件ホテル元帳の帳簿記録を基礎として、益金(収益)の額については、収益関係各別表の下段に、損金(原価・費用等)の額については原価関係各別表の各2枚目にそれぞれ記載したとおりである。

そして、被告が本件訴訟において主張する本件各事業年度の収益事業に係る益金に算入すべき金額は、収益関係各別表の「収益事業に係る収益の額②」欄のとおりであり、被告が本件訴訟において主張する本件各事業年度の収益事業に係る損金に算入すべき金額は、原価関係各別表の「収益事業に係る原価・費用等の額②」欄のとおりである。

また、本件各課税期間に係る原告の消費税等の算定に関しては、原告が行った各事業に係る総勘定元帳の帳簿記録を基礎として、課税売上高については別表6-1「平成20課税期間の資産の譲渡等の対価の額及び課税売上高」及び別表7-1「平成21課税期間の資産の譲渡等の対価の額及び課税売上高」(以下、併せて「資産譲渡関係各別表」という。)に、課税仕入れに係る支払対価の額については別表6-2「平成20課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額及び控除税額」及び別表7-2「平成21課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額及び控除税額」(以下「仕入関係各別表」という。)にそれぞれ記載したとおりであり、被告が本件訴訟において主張する本件各課税期間に係る課税売上高等については、資産譲渡関係各別表の「課税取引②」欄のとおりであり、課税仕入れに係る支払対価の額については、仕入関係各別表の「課税取引②」欄のとおりである。

各別表に記載した各項目に関し、総勘定元帳の計上額をそのまま採用していないなど、算定根拠等について説明が必要と認められる科目について、以下に詳述する。

(1) 本件法人税各決定処分

ア 収益の額

(ア) 本件建物貸付業について

a 「1月ないし9月売上」について(別表2-1の「12」欄)

本件建物貸付・支援等元帳の売上勘定に計上されている繰越788万5601円(乙9の1〔1枚目〕)については、平成19年1月ないし9月の本件建物貸付業の収益の額と認められることから、平成19事業年度の収益の額に算入する。

b 「保証人代」について（別表2-1及び別表3-1の各「8」欄）

「保証人代」は、原告がGマンション等を賃貸するに当たって入居者から保証人代又は保証料として受領しているものであり、Gマンション等の賃貸に付随して行われる行為に係る収入であると認められるから、収益の額に算入する。

c 「家賃（●●）」について（別表4-1の「11」欄）

平成21年5月19日に計上された30万円は、原告がGマンション等の入居者からの収入を計上している本件建物貸付・支援等元帳の「売上」勘定に家賃として計上されているものであることから、本件建物貸付業に係る収益の額に算入する（乙9の1〔40枚目〕）。

d 「受取利息」について（収益関係各別表の「16」の「②」欄）

預金利息（乙25「預金取引明細表兼残高表」〔9及び12頁〕の「取引内容」が「預金利息元」となっている入金。乙9の2参照）は、Gマンション等の賃貸に付随して発生しているものであることから、収益の額に算入する。

e 「雑収入」について（収益関係各別表の「17」の「②」欄）

本件建物貸付・支援等元帳の雑収入勘定（乙9の3）に計上されている入居者への家具什器等の販売又は貸付けに対する対価及び退去者から受領した原状回復費用は、いずれもGマンション等の賃貸に付随して行われる行為に係る収入であることから、収益の額に算入する（別表9「本件建物貸付業に係る『雑収入』勘定に計上された金額のうち収益の額に含まれるもの」参照）。

(イ) 本件ホテル事業の「受取利息」について（収益関係各別表の「24」の「②」欄）

本件ホテル事業に係る売上金を管理するために使用している普通預金に係る預金利息は、本件ホテル事業に付随して発生しているものであることから、収益の額に算入する（乙16の1ないし3及び乙17の1ないし3）。

## イ 原価・費用等の額

(ア) 本件建物貸付業について

a 「1月ないし9月の繰越額」について（別表2-2の「X」欄）

本件建物貸付・支援等元帳の各勘定に繰越として記載された金額は、平成19年1月ないし9月の本件建物貸付業に係る原価・費用等の額と認められることから、平成19事業年度の当該各金額を含めたところで、本件建物貸付業に係る原価・費用等の額を算出する（乙9の4ないし19）。

b 「通信費」について（原価関係各別表の「4」の「②」欄）

原告における「通信費」の大半は入居者等が行政機関等とのやり取りに使用しているものであるから、本件建物貸付業の原価・費用等に該当するのは、保守的に見積もっても「通信費」として計上された額の50%を上回ることはないと考えられる。

したがって、通信費として計上された金額の50%相当額を本件建物貸付業の原価・費用等の額に算入する（乙9の6）。

c 「旅費交通費」について（原価関係各別表の「5」の「②」欄）

原告の本件建物貸付業に係る「旅費交通費」は本件建物貸付業のために必要なものとは認められないので、原価・費用等の額には算入されない。

d 「広告宣伝費」について（別表2-2及び別表3-2の各「6」の「②」欄）

原告HP（14頁）中、本件建物貸付業のために使用されている部分は4頁であるから（乙13）、本件建物貸付業の「広告宣伝費」として計上された原告HPの管理料のうち14分の4の金額を、本件建物貸付業の原価・費用等の額に算入する（乙9の8）。

e 「消耗品費」について（別表3-2の「7」の「②」欄）

原告は、消耗品費として研修中の特定従事者の作業衣・作業用長靴などを購入したとして、次の費用は本件建物貸付業のために必要なものとは認められないので、原価・費用等の額には算入されない（乙9の9）。

(a) 平成20年7月1日 ㈱fのぼり代金 3万0600円

(b) 平成20年7月4日 hユニフォームTシャツ代 11万6865円

(c) 平成20年7月7日 丙、車輛代金 65万円

f 「保険料」について（別表3-2及び別表4-2の各「9」の「②」欄）

原告は、特定従事者の自立支援研修事業のうち、「地域のお祭りの手伝い」などのボランティア活動参加の際に、保険料を負担しているところ、保険料は、本件建物貸付業のために必要なものとは認められないので、原価・費用等の額には算入されない。

g 「活動費」について（原価関係各別表の「11」の「②」欄）

本件共通活動費の大半は、M、N等での事業に従事した者に対して支払われたものであるところ、「i」の事業とはいわゆる便利屋業であり、これらの事業はいずれも本件建物貸付業に関するものとは認められず、これに加え、原告が、「活動費」に計上した費用は、ホームレス引受けケアサポート活動・夜回り相談活動など、雇用契約のないボランティア活動員の外部発生費用等に対する支払である旨回答していること（乙11〔第1の1④（2）〕）からすると、上記「活動費」は、本件建物貸付業のために必要なものとは認められず、当該事業に係る原価・費用等の額には算入されない。

なお、丙等活動費が支給されていると認められる者については、本件建物貸付業にのみ従事している状況ではなく、本件建物貸付業への従事状況は、原告から提示された資料からは明らかではない。この点、社団法人g協会連合会が、平成17年9月に賃貸不動産管理業界の会員に対して実施した「賃貸不動産管理業務等に関するアンケート調査」の報告書（以下「gアンケート調査報告書」という。）によると、居住用の賃貸物件について、賃料に対して管理委託手数料が占める割合の平均（以下「g調査管理手数料割合」という。）は10.1%であり、全体の約9割が、当該割合は10%未満であると回答している（乙14）。そして、g調査管理手数料割合は、居住用の賃貸物件の賃料の請求及び徴収等の不動産管理業務を他の者に依頼した場合に支払われる管理手数料の割合であり、当該管理手数料には不動産管理業務に必要な人件費も含まれていることから、本件建物貸付業の賃料にg調査管理手数料割合を乗ずることにより、丙等活動費のうち本件建物貸付業の原価・費用等の額に算入される金額を保守的に算出することができるので、本件建物貸付業に係る家賃収入（収益関係各別表の「2」、「11」、「12」及び「15」の「②」欄の合計金額）にg調査管理手数料割合10.1%を乗じて、丙等活動費のうち原価・費用等の額に算入される金額を算出した。

- h 「自動車費」について（原価関係各別表の「12」の「②」欄）  
「自動車費」は、特定従事者が行政上の手続のために役所、研修場、病院などへ行く際の送迎時に要した燃料費であり、当該費用は本件建物貸付業のために必要なものとは認められないので、原価・費用等の額には算入されない。
- i 「福利厚生費」について（別表2-2及び別表3-2の各「14」の「②」欄）  
「福利厚生費」は、入居中又は研修中の特定従事者有志による「レクリエーション・花見の会」の際に、原告が負担した金額であり、当該費用は本件建物貸付業のために必要なものとは認められないので、原価・費用等の額には算入されない。
- j 「雑費」について（原価関係各別表の「16」の「②」欄）  
「雑費」は、研修中の特定事業者に対して提供した昼食・飲み物などの購入費、入居中の特定事業者に提供した食材費及び共用部分の備品購入代金であるところ、これらの費用のうち、共用部分の備品購入代以外のもの（別表10「本件建物貸付業に係る『雑費』勘定に計上された金額のうち原価・費用等の額に含まれないもの」参照）は、本件建物貸付業のために必要なものとは認められないので、原価・費用等の額には算入されない（乙9の18）。
- k 「本部・登録免許税」、「本部・郵送料」及び「本部・不動産取得税」について（別表3-2の「22」、「23」及び「24」欄）  
本件建物貸付業に係る原価・費用等の額として「仕入、土地建物」勘定に計上された「登録免許税」、「郵送料」及び「不動産取得税」（乙26の1〔1枚目〕。別表3-2の「金額①」欄）のうち、登録免許税13万1900円、郵券代2140円及び不動産取得税13万6400円（乙26の2）は、いずれもNの土地及び建物の取得に要した支出であり、Nは、本件建物貸付業の事業の用には供されていないので、原価・費用等の額には算入されず、原価・費用等の額に算入されるのはその余の登録免許税20万6100円、郵便代2180円及び不動産取得税23万8400円となる（乙10の1及び2）。
- l 「本部・工事費用」について（別表3-2の「25」欄）  
原告が、平成20事業年度において、「仕入・土地建物」勘定（乙26の1〔1枚目〕）に計上している株式会社jに対する改修費2件の合計162万円は、Jの工事費用であるが、当該費用は、競売により取得したJを事業の用に供するための改修費であると認められ、法人税法施行令54条1項（平成22年政令第51号による改正前のもの）の規定に基づき建物の取得価額に算入すべきものであるから、原価・費用等の額には算入されない。  
また、m株式会社に対する改修資材27万0658円、nに対する資材加工費7万円、qに対する改修費20万円の合計54万0658円は、本件建物貸付業の事業の用には供されていないNの改修費であるので、原価・費用等の額には算入されない（乙26の1〔1枚目〕）。
- (イ) 本件ホテル事業の「雑費」又は「活動費」について（別表2-2の「45」欄並びに別表3-2及び別表4-2の各「40」欄）  
原告が、本件ホテル活動費のうち、「年末年始活動費」又は「活動費〇月分」等として計上した金額（乙15の1ないし3。別表11「本件ホテル事業に係る『雑費』及び『活

動費』勘定に計上された金額のうち原価・費用等の額に含まれないもの」参照。以下「本件用途不明活動費」という。)については、その支出先や支出内容が不明であり、かつ、原告は、「当NPO法人常用雇用者に対する恒常的賃金の支払は、当然「給料賃金」に計上・処理している。」と述べており(乙11〔第1の1④(1)〕)、実際に本件ホテル事業の従事者は従業員として雇用されていること(甲6の2)、また、原告は、活動費はホームレス引受けケアサポート活動・夜回り相談などの側面的外部支援に係るボランティア活動員の外部発生費用等に対する支払である旨述べていること(乙11〔第1の1④(2)〕)からすると、本件用途不明活動費は、本件ホテル事業との関連性はなく、本件ホテル事業のために活動費を支出する理由はないと認められる。したがって、本件用途不明活動費は、本件ホテル事業の原価・費用等の額には算入されない。

## (2) 本件消費税等各決定処分

ア 本件建物貸付業に係る「家賃(●●)」について(別表7-1の「11」欄)

平成21年5月19日に売上げとして計上した30万円については、家賃として受領した住宅の貸付けの対価であるから、消費税法別表第1第13号の規定により、非課税取引に該当する(乙9の1〔40枚目〕)。

イ 本件建物貸付業に係る「雑収入」について(資産譲渡関係各別表の「16」欄)

別表9の(2)及び(3)の表に記載された金額は、Gマンション等の退去者から退去に伴い居室の原状を回復するための対価として受領したものであるから、消費税法2条1項9号に規定する課税資産の譲渡等の対価に該当する(乙9の3)。

ウ 本件ホテル事業に係る「支払手数料」について(仕入関係各別表の「39」欄)

本件ホテル事業に係る「支払手数料」のうち、原告がクレジットカード発行会社に支払った手数料(別表12「本件ホテル事業に係る『支払手数料』勘定に計上された金額のうち非課税取引となるもの」参照)は、原告が、クレジットカード発行会社に顧客に対する売掛債権を譲り渡した際に支払うものであり、消費税法別表第1第3号及び消費税法施行令10条3項8号の規定により非課税取引である金銭債権の譲受けに係る対価に該当する(乙27の1及び2)。

## 2 本件法人税各決定処分の根拠及び適法性

### (1) 本件法人税各決定処分の根拠

被告が本件訴訟において主張する原告の本件各事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額は、次のとおりである(別表1「本件各事業年度の納付すべき税額」参照)。

ア 平成19事業年度

(ア) 所得金額(別表1の「4」欄)

2657万3483円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を減算した金額である。

a 収益事業に係る収益の額(別表2-1の「25」の「②」欄)

1億2174万8341円

上記金額は、原告の平成19事業年度の収益事業(本件建物貸付業及び本件ホテル事業)に係る収益の額の合計額である。

なお、本件ホテル事業は、法人税法施行令5条1項に規定する旅館業、料理店業その他の飲食店業及び駐車場業に該当する(以下、平成20事業年度及び平成21事業年度も同様である。)



b 収益事業に係る原価・費用等の額（別表2-2の「58」の「②」欄）  
9517万4858円

上記金額は、原告の平成19事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額の合計額である。

(イ) 納付すべき法人税額（別表1の「5」欄） 733万1900円

上記金額は、前記（ア）の所得金額2657万3000円（国税通則法（以下「通則法」という。）118条1項の規定により、1000円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）につき、法人税法66条1項及び2項の規定により、所得の金額が800万円以下について100分の22の税率を、その余の所得の金額について100分の30の税率を、それぞれ乗じて算出した金額の合計額である。

イ 平成20事業年度

(ア) 所得金額（別表1の「4」欄） 3258万4816円

上記金額は、次のaの金額からb及びcの各金額を減算した金額である。

a 収益事業に係る収益の額（別表3-1の「25」の「②」欄）  
1億5458万7516円

上記金額は、原告の平成20事業年度の収益事業に係る収益の額の合計額である。

b 収益事業に係る原価・費用等の額（別表3-2の「58」の「②」欄）  
1億2078万5900円

上記金額は、原告の平成20事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額の合計額である。

c 未納事業税の額（別表1の「3」欄） 121万6800円

上記金額は、前事業年度（平成19事業年度）の決定処分に伴い原告が納付することとなる事業税相当額であり、平成20事業年度の損金の額に算入される金額である。

(イ) 納付すべき法人税額（別表1の「5」欄） 913万5200円

上記金額は、前記（ア）の所得金額3258万4000円につき、法人税法66条1項及び2項の規定により、所得の金額が800万円以下について100分の22の税率を、その余の所得の金額について100分の30の税率を、それぞれ乗じて算出した金額の合計額である。

ウ 平成21事業年度

(ア) 所得金額（別表1の「4」欄） 2663万0100円

上記金額は、次のaの金額からb及びcの各金額を減算した金額である。

a 収益事業に係る収益の額（別表4-1の「25」の「②」欄）  
1億5329万6105円

上記金額は、原告の平成21事業年度の収益事業に係る収益の額の合計額である。

b 収益事業に係る原価・費用等の額（別表4-2の「58」の「②」欄）  
1億2559万7805円

上記金額は、原告の平成21事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額の合計額である。

c 未納事業税の額（別表1の「3」欄） 106万8200円

上記金額は、前事業年度（平成20事業年度）の決定処分に伴い原告が納付するこ

ととなる事業税相当額であり、平成21事業年度の損金の額に算入される金額である。

(イ) 納付すべき法人税額 (別表1の「5」欄) 702万9000円

上記金額は、前記(ア)の所得金額2663万円につき、法人税法66条1項及び2項並びに租税特別措置法(平成23年法律第114号による改正前のもの)42条の3の2の規定により、所得の金額が800万円以下について100分の18の税率を、その余の所得の金額について100分の30の税率を、それぞれ乗じて算出した金額の合計額である。

(2) 本件法人税各決定処分 of 適法性

被告が本件訴訟において主張する原告の本件各事業年度の法人税に係る所得金額及び納付すべき税額は前記(1)のとおりであり、これらは、いずれも本件法人税各決定処分における「所得金額」及び「納付すべき法人税額」(別紙1-1の「②決定処分等」欄)を上回るから、本件法人税各決定処分はいずれも適法である。

3 本件法人税各賦課決定処分 of 根拠及び適法性

(1) 本件法人税各賦課決定処分 of 根拠

前記2(2)のとおり、本件法人税各決定処分はいずれも適法であり、また、原告において期限内申告書の提出がなかったことに、通則法66条1項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、本件法人税各決定処分により原告が納付すべきこととなった税額を基礎として課されるべき無申告加算税の金額は、それぞれ次のとおりである。

ア 平成19事業年度 77万9000円

上記金額は、通則法66条1項の規定に基づき、原告が平成19事業年度の法人税決定処分により納付すべき税額402万円(ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。)に100分の15の割合を乗じて算出した金額60万3000円に、通則法66条2項の規定に基づき、納付すべき税額402万5000円のうち50万円を超える部分の金額352万円(ただし、通則法118条3項の規定により1万円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。)に100分の5の割合を乗じて算出した金額17万6000円を加算した金額である。

イ 平成20事業年度 68万7000円

上記金額は、通則法66条1項の規定に基づき、原告が平成20事業年度の法人税決定処分により納付すべき税額356万円に100分の15の割合を乗じて算出した金額53万4000円に、同条2項の規定に基づき、納付すべき税額356万0900円のうち50万円を超える部分の金額306万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額15万3000円を加算した金額である。

ウ 平成21事業年度 75万1000円

上記金額は、通則法66条1項の規定に基づき、原告が平成21事業年度の法人税決定処分により納付すべき税額388万円に100分の15の割合を乗じて算出した金額58万2000円に、同条2項の規定に基づき、納付すべき税額388万2900円のうち50万円を超える部分の金額338万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額16万9000円を加算した金額である。

(2) 本件法人税各賦課決定処分 of 適法性

被告が本件訴訟において主張する原告の本件各事業年度の法人税について賦課されるべき無申告加算税の額は前記（１）のとおりであり、これらは、いずれも本件法人税各賦課決定処分額の額（別紙１－１の「無申告加算税の額」の「②決定処分等」欄）と同額であるから、本件法人税各賦課決定処分はいずれも適法である。

#### 4 本件消費税等各決定処分の根拠及び適法性

##### （１）本件消費税等各決定処分の根拠

被告が本件訴訟において主張する原告の本件各課税期間の消費税等に係る課税標準額及び納付すべき税額は、次のとおりである（別表５「本件各課税期間の納付すべき税額」参照）。

##### ア 平成２０課税期間

（ア）課税標準額（別表５の「１」欄） 1億3824万9000円

上記金額は、平成２０課税期間に係る課税売上高1億3824万9581円（別表６－１の「３１」欄）について、通則法１１８条１項の規定により、1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

なお、平成２０課税期間における①資産の譲渡等の対価の額につき、②消費税法２条１項９号に規定する課税資産の譲渡等（以下「課税取引」という。）、③同法６条の規定により消費税を課されない資産の譲渡等（以下「非課税取引」という。）、④同法６０条４項に規定する特定収入で消費税法施行令（平成２５年政令第５６号による改正前のもの。以下同じ。）７５条４項１号イに規定する「課税仕入れ等に係る特定収入」以外のもの（以下「使途不特定の特定収入」という。）の各金額及びその内訳は、資産譲渡関係各別表の「取引区分」欄のとおりである（以下、イ（ア）において同じ。）。

（イ）課税標準額に対する消費税額（別表５の「２」欄） 552万9960円

上記金額は、上記（ア）の金額に消費税法２９条に規定する税率100分の4を乗じて算出した金額である。

（ウ）控除税額（別表５の「３」欄、別表６－２の「７７」欄） 335万8038円

上記金額は、次のaの金額からbの金額を減算し、cの金額を加算した金額である。なお、課税取引、非課税取引及び消費税法２条１項８号に規定する資産の譲渡等に該当しないもの（以下「不課税取引」という。）の金額及びその内訳は、仕入関係各別表の「取引区分」欄のとおりである（以下イ（ウ）において同じ。）。

a 消費税法３０条２項２号（平成２３年法律第８２号による改正前のもの。以下同じ。）に定める方法（以下「一括比例配分方式」という。）による課税仕入れ等の消費税額（別表６－２の「７５」欄） 353万7809円

上記金額は、消費税法３０条１項の規定により控除されるべきものとして、平成２０課税期間における課税仕入れに係る支払対価の額に105分の4を乗じて算出した金額380万1646円（別表６－２の「７３」欄）に、同条２項２号の規定により、同課税期間の課税売上割合（別表６－１の「３２」欄）を乗じて算出した金額である。

b 使途不特定の特定収入に係る課税仕入れ等の消費税額（別表６－２の「７６」欄） 19万1009円

上記金額は、消費税法６０条４項及び消費税法施行令７５条４項３号の規定により必要となる控除すべき消費税額の調整計算として、前記aの金額に、平成２０課税期間の消費税法２８条１項に規定する資産の譲渡等の対価の額に、同法６０条４項に規

定する特定収入の額を加算した金額に対して、同法60条4項に規定する特定収入の額が占める割合（以下「特定収入割合」という。別表6-1の「33」欄）を乗じて算出した金額である。

c 貸倒れに係る消費税額（別表6-2の「74」欄） 1万1238円

上記金額は、消費税法39条1項（平成22年法律第6号による改正前のもの。以下同じ。）の規定により控除されるべきものとして、平成20課税期間における貸倒れに係る課税資産の譲渡等の税込価額29万5000円（別表6-2の「47」の「①」欄）に105分の4を乗じて算出した金額である。

(エ) 納付すべき消費税額（別表5の「4」欄） 217万1900円

上記金額は、前記（イ）の金額から上記（ウ）の金額を控除した金額（ただし、通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

(オ) 地方消費税の課税標準額（別表5の「5」欄） 217万1900円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び72条の82の規定により、地方消費税の課税標準となる金額である。

(カ) 譲渡割額（別表5の「6」欄） 54万2900円

上記金額は、上記（オ）の金額に地方税法72条の83（平成24年法律第69号による改正前のもの。以下同じ。）に規定する税率100分の25を乗じて算出した金額（ただし、地方税法制定附則9条の6第1項及び通則法119条1項の規定により、100円未満の端数を切り捨てた後のもの。以下同じ。）である。

(キ) 納付すべき消費税等の額（別表5の「7」欄） 271万4800円

上記金額は、前記（エ）の金額と上記（カ）の金額との合計額である。

#### イ 平成21課税期間

(ア) 課税標準額（別表5の「1」欄） 1億3481万9000円

上記金額は、平成21課税期間に係る課税売上高1億3481万9598円（別表7-1の「31」欄）について、通則法118条1項の規定により、1000円未満の端数を切り捨てた後の金額である。

(イ) 課税標準額に対する消費税額（別表5の「2」欄） 539万2760円

上記金額は、前記（ア）の金額に消費税法29条に規定する税率100分の4を乗じて算出した金額である。

(ウ) 控除税額（別表5の「3」欄、別表7-2の「77」欄） 367万8188円

上記金額は、次のaの金額にbの金額を加算した金額である。

a 一括比例配分方式による課税仕入れ等の消費税額（別表7-2の「75」欄）

367万5334円

上記金額は、消費税法30条1項の規定により控除されるべきものとして、平成21課税期間における課税仕入れに係る支払対価の額に105分の4を乗じて算出した金額402万1574円（別表7-2の「73」欄）に、同条2項2号の規定により、同課税期間の課税売上割合（別表7-1の「32」欄）を乗じて算出した金額である。

b 貸倒れに係る消費税額（別表7-2の「74」欄）

2854円

上記金額は、消費税法39条1項の規定により控除されるべきものとして、平成2

1 課税期間における貸倒れに係る課税資産の譲渡等の税込金額7万4910円（別表7-2の「47」の「①」欄）に105分の4を乗じて算出した金額である。

(エ) 納付すべき消費税額（別表5の「4」欄） 171万4500円

上記金額は、前記（イ）の金額から上記（ウ）の金額を控除した金額である。

(オ) 地方消費税の課税標準額（別表5の「5」欄） 171万4500円

上記金額は、地方税法72条の77第2号及び72条の82の規定により、地方消費税の課税標準となる金額である。

(カ) 譲渡割額（別表5の「6」欄） 42万8600円

上記金額は、前記（オ）の金額に地方税法72条の83に規定する税率100分の25を乗じて算出した金額である。

(キ) 納付すべき消費税等の金額（別表5の「7」欄） 214万3100円

上記金額は、前記（エ）の金額と前記（カ）の金額との合計額である。

(2) 本件消費税等各決定処分 of 適法性

被告が本件訴訟において主張する原告の本件各課税期間の消費税等の納付すべき税額は前記（1）のとおりであり、これらは、いずれも本件消費税等各決定処分における「納付すべき消費税額」及び「納付すべき地方消費税額」（別紙1-2の「②決定処分等」欄）の合計額を上回るから、本件消費税等各決定処分はいずれも適法である。

5 本件消費税等各賦課決定処分の根拠及び適法性

(1) 本件消費税等各賦課決定処分の根拠

前記1（2）のとおり、本件消費税等各決定処分はいずれも適法であり、また、原告において期限内申告書の提出がなかったことに、通則法66条1項ただし書に規定する「正当な理由」があるとは認められない。

したがって、本件消費税等各決定処分により原告が納付すべきこととなった消費税等の額を基礎として課されるべき無申告加算税の金額は、それぞれ次のとおりである。

ア 平成20課税期間 44万5000円

上記金額は、通則法66条1項の規定に基づき、原告が平成20課税期間の消費税等決定処分により納付すべき税額235万円に100分の15の割合を乗じて算出した金額35万2500円に、同条2項の規定に基づき、納付すべき税額235万7500円のうち50万円を超える部分の金額185万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額9万2500円を加算した金額である。

イ 平成21課税期間 38万1000円

上記金額は、通則法66条1項の規定に基づき、原告が平成21課税期間の消費税等決定処分により納付すべき税額203万円に100分の15の割合を乗じて算出した金額30万4500円に、同条2項の規定に基づき、納付すべき税額203万5200円のうち50万円を超える部分の金額153万円に100分の5の割合を乗じて算出した金額7万6500円を加算した金額である。

(2) 本件消費税等各賦課決定処分の適法性

被告が本件訴訟において主張する本件各課税期間の消費税等の決定処分によって賦課されるべき無申告加算税の額は前記（1）のとおりであり、これらは、いずれも本件消費税等各賦課決定処分の額（別紙1-2の「無申告加算税の額」の「②決定処分等」欄）と同額であ

るから、本件消費税等各賦課決定処分はいずれも適法である。

以上

## 本件各事業年度の納付すべき税額

《法人税》

(単位：円)

項目		平成19事業年度	平成20事業年度	平成21事業年度
収益事業に係る収益の額	1	121,748,341	154,587,516	153,296,105
収益事業に係る原価・費用等の額	2	95,174,858	120,785,900	125,597,805
未納事業税の額	3	—	1,216,800	1,068,200
所得金額 (1 - 2 - 3)	4	26,573,483	32,584,816	26,630,100
納付すべき法人税額	5	7,331,900	9,135,200	7,029,000

- (注) 1 「1」欄の「収益事業に係る収益の額」欄の金額は、別表3-1、別表4-1及び別表5-1「25」の「②」欄の金額である。
- 2 「2」欄の「収益事業に係る原価・費用等の額」欄の金額は、別表3-2、別表4-2及び別表5-2「58」の「②」欄の金額である。

## 平成19事業年度の収益事業に係る収益の額

《法人税》

(単位：円)

項目		項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 収益の額 ②
本件建物貸付業		1	10,846,750	11,362,738
内 訳	家 賃 等	家賃	2,304,200	2,304,200
		共益費	40,000	40,000
		水道代	93,130	93,130
		レンタル料	61,850	61,850
		光熱費	7,074	7,074
		更新料	123,000	123,000
		保証人代	115,700	115,700
		家具什器代		
		中古家電販売		
		家賃(●●)		
		1月ないし9月売上	7,885,601	7,885,601
		その他収入		
		小計	10,630,555	10,630,555
	家賃(既居住者分)			516,000
受取利息	595	583		
雑収入	215,600	215,600		
寄附金収入				
本件ホテル事業		19	110,385,445	110,385,603
内 訳	本件ホテル宿泊収入	20	77,614,970	77,614,970
	本件ホテル飲食収入	21	31,999,241	31,999,241
	本件駐車場賃貸収入	22	255,000	255,000
	本件ホテル販売収入	23	514,167	514,167
	受取利息	24	2,067	2,225
合計(1+19)		25	121,232,195	121,748,341

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、「①」欄記載の金額のうち、原告の総勘定元帳の摘要欄記載事項等から収益事業に係る収益の額と認められるものを抽出したものである。



## 平成19事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額

《法人税》

(単位：円)

項目		項目 番号	1～9月分 (繰越額) X	9月以降 (記帳額) Y	合計金額 (X + Y) ①	収益事業に 係る原価・費 用等の額②
本件建物貸付業		1	4,784,353	1,193,478	5,977,831	3,762,602
内 訳	仕入	2	64,641	0	64,641	64,641
	水道光熱費	3	336,056	128,176	464,232	464,232
	通信費	4	494,910	113,583	608,493	304,247
	旅費交通費	5	112,800	17,360	130,160	0
	広告宣伝費	6	82,613	24,000	106,613	30,461
	消耗品費	7	10,875	32,143	43,018	43,018
	修繕費	8	699,227	102,900	802,127	802,127
	保険料	9	50,070	0	50,070	50,070
	支払手数料	10	0	1,260	1,260	1,260
	活動費	11	1,683,000	564,000	2,247,000	953,855
	自動車費	12	329,845	44,304	374,149	0
	支払家賃	13	396,000	150,000	546,000	546,000
	福利厚生費	14	23,630	0	23,630	0
	租税公課	15	295,530	0	295,530	295,530
	雑費	16	198,156	13,747	211,903	198,156
	貸倒金	17	7,000	0	7,000	7,000
	本 部	通信費	18	0	2,005	2,005
保険料		19				
支払手数料		20				
租税公課		21				
登録免許税		22				
郵送料		23				
不動産取得税		24				
工事費用		25				

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から収益事業に係る原価・費用等の額と認められるものを抽出したものである。

平成19事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額

《法人税》

(単位：円)

項目		項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 原価・費用等の額 ②
本件ホテル事業		26	96,784,256	91,412,256
内 訳	仕入	27	15,178,193	15,178,193
	外注加工費	28	3,758,961	3,758,961
	外活費	29	1,787,105	1,787,105
	給料・賃金	30	30,588,215	30,588,215
	荷造運賃費	31	534,920	534,920
	水道光熱費	32	11,833,545	11,833,545
	通信費	33	824,339	824,339
	旅費交通費	34	1,144,536	1,144,536
	広告宣伝費	35	1,055,481	1,055,481
	消耗品費	36	5,352,968	5,352,968
	修繕維持費	37	4,692,226	4,692,226
	損害保険料	38	222,770	222,770
	支払手数料	39	1,446,026	1,446,026
	活動費	40		
	自動車費	41	936,741	936,741
	支払地代	42	1,427,125	1,427,125
	福利厚生費	43	1,092,991	1,092,991
	租税公課	44	2,518,800	2,518,800
	雑費	45	8,682,383	3,310,383
	雑損失	46	10,000	10,000
貸倒金	47			
本 部	荷造運賃費	48	1,280	1,280
	旅費交通費	49	2,250	2,250
	消耗品費	50	213,531	213,531
	支払手数料	51	1,260	1,260
	自動車費	52	960,000	960,000
	租税公課	53	2,488,700	2,488,700
	雑費	54	29,910	29,910
	外注加工費	55		
	修繕費	56		
	業務委託管理費	57		
合計 (1+26)		58	102,762,087	95,174,858

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から収益事業に係る原価・費用等の額と認められるものを抽出したものである。

## 平成20事業年度の収益事業に係る収益の額

《法人税》

(単位：円)

項目		項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 収益の額 ②	
本件建物貸付業		1	15,981,002	10,839,760	
内 訳	家 賃 等	家賃	8,839,350	8,839,350	
		共益費	117,000	117,000	
		水道代	412,080	412,080	
		レンタル料	169,500	169,500	
		光熱費			
		更新料	533,000	533,000	
		保証人代	120,000	120,000	
		家具什器代	36,800	36,800	
		中古家電販売	24,600	24,600	
		家賃 (●●)			
		1月ないし9月売上			
		その他収入	4,683,740	0	
		小計	14,936,070	10,252,330	
	家賃 (既居住者分)		15		516,000
受取利息		16	1,396	1,380	
雑収入		17	248,670	70,050	
寄附金収入		18	794,866	0	
本件ホテル事業		19	143,747,914	143,747,756	
内 訳	本件ホテル宿泊収入		20	100,817,624	100,817,624
	本件ホテル飲食収入		21	41,841,044	41,841,044
	本件駐車場賃貸収入		22	275,000	275,000
	本件ホテル販売収入		23	809,286	809,286
	受取利息		24	4,960	4,802
合計 (1 + 19)		25	159,728,916	154,587,516	

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、「①」欄記載の金額のうち、原告の総勘定元帳の摘要欄記載事項等から収益事業に係る収益の額と認められるものを抽出したものである。

## 平成20事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額

《法人税》

(単位：円)

項目		項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 原価・費用等の額 ②
本件建物貸付業		1	15,836,585	3,802,828
内 訳	仕入	2	59,700	59,700
	水道光熱費	3	435,134	435,134
	通信費	4	188,148	94,074
	旅費交通費	5	919,540	0
	広告宣伝費	6	24,000	6,858
	消耗品費	7	825,171	27,706
	修繕費	8	845,305	845,305
	保険料	9	9,500	0
	支払手数料	10	7,490	7,490
	活動費	11	6,440,262	944,891
	自動車費	12	180,381	0
	支払家賃	13	600,000	600,000
	福利厚生費	14	42,742	0
	租税公課	15		
	雑費	16	405,544	64,640
	貸倒金	17	1,705,540	0
	本 部	通信費	18	
保険料		19	50,070	50,070
支払手数料		20	1,680	1,680
租税公課		21	218,600	218,600
登録免許税		22	338,000	206,100
郵送料		23	4,320	2,180
不動産取得税		24	374,800	238,400
工事費用		25	2,160,658	0

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から収益事業に係る原価・費用等の額と認められるものを抽出したものである。

平成20事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額

《法人税》

(単位：円)

項目		項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 原価・費用等の額 ②
本件ホテル事業		26	172,013,072	116,983,072
内 訳	仕入	27	20,471,172	20,471,172
	外注加工費	28	12,434,836	12,434,836
	外活費	29	2,647,566	2,647,566
	給料・賃金	30	33,665,070	33,665,070
	荷造運賃費	31	107,040	107,040
	水道光熱費	32	14,013,093	14,013,093
	通信費	33	1,013,112	1,013,112
	旅費交通費	34	1,401,991	1,401,991
	広告宣伝費	35	1,050,854	1,050,854
	消耗品費	36	3,115,368	3,115,368
	修繕維持費	37	9,153,542	9,153,542
	損害保険料	38	290,090	290,090
	支払手数料	39	3,232,037	3,232,037
	活動費	40	7,195,000	165,000
	自動車費	41	656,202	656,202
	支払地代	42	2,446,500	2,446,500
	福利厚生費	43	1,658,803	1,658,803
	租税公課	44	3,795,800	3,795,800
	雑費	45	4,975,409	4,975,409
	雑損失	46	185,337	185,337
貸倒金	47	295,000	295,000	
本 部	荷造運賃費	48		
	旅費交通費	49		
	消耗品費	50	172,320	172,320
	支払手数料	51	630	630
	自動車費	52	36,300	36,300
	租税公課	53		
	雑費	54		
	外注加工費	55		
	修繕費	56		
	業務委託管理費	57	48,000,000	0
合計 (1+26)		58	187,849,657	120,785,900

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から収益事業に係る原価・費用等の額と認められるものを抽出したものである。

## 平成21事業年度の収益事業に係る収益の額

《法人税》

(単位：円)

項目		項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 収益の額 ②
本件建物貸付業		1	13,060,595	13,565,873
内 訳	家 賃 等	家賃	10,981,808	10,981,808
		共益費	120,000	120,000
		水道代	436,209	436,209
		レンタル料	82,000	82,000
		光熱費	88,400	88,400
		更新料	369,000	369,000
		保証人代		
		家具什器代		
		中古家電販売		
		家賃(●●)	300,000	300,000
		1月ないし9月売上		
		その他収入	357,238	0
		小計	12,734,655	12,377,417
	家賃(既居住者分)		15	
受取利息		16	480	456
雑収入		17	314,460	287,000
寄附金収入		18	11,000	0
本件ホテル事業		19	139,730,232	139,730,232
内 訳	本件ホテル宿泊収入		85,092,279	85,092,279
	本件ホテル飲食収入		54,120,192	54,120,192
	本件駐車場賃貸収入		180,000	180,000
	本件ホテル販売収入		336,660	336,660
	受取利息		1,101	1,101
合計(1+19)		25	152,790,827	153,296,105

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、「①」欄記載の金額のうち、原告の総勘定元帳の摘要欄記載事項等から収益事業に係る収益の額と認められるものを抽出したものである。

## 平成21事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額

《法人税》

(単位：円)

項目		項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 原価・費用等の額 ②
本件建物貸付業		1	10,306,151	6,158,516
内 訳	仕入	2		
	水道光熱費	3	389,730	389,730
	通信費	4	233,114	116,557
	旅費交通費	5	138,850	0
	広告宣伝費	6		
	消耗品費	7	61,138	61,138
	修繕費	8	2,124,275	2,124,275
	保険料	9	10,000	0
	支払手数料	10	4,935	4,935
	活動費	11	4,430,238	1,230,464
	自動車費	12	489,578	0
	支払家賃	13	600,000	600,000
	福利厚生費	14		
	租税公課	15	4,000	4,000
	雑費	16	362,953	170,077
	貸倒金	17		
	本 部	通信費	18	
保険料		19		
支払手数料		20		
租税公課		21	276,800	276,800
登録免許税		22	524,000	524,000
郵送料		23	2,340	2,340
不動産取得税		24	654,200	654,200
工事費用		25		

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から収益事業に係る原価・費用等の額と認められるものを抽出したものである。

平成21事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額

《法人税》

(単位：円)

項目		項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 原価・費用等の額 ②
本件ホテル事業		26	149,155,095	119,439,289
内 訳	仕入	27	22,978,470	22,978,470
	外注加工費	28	10,932,634	10,932,634
	外活費	29	3,726,466	3,726,466
	給料・賃金	30	32,201,806	32,201,806
	荷造運賃費	31	42,670	42,670
	水道光熱費	32	13,667,083	13,667,083
	通信費	33	862,787	862,787
	旅費交通費	34	1,407,732	1,407,732
	広告宣伝費	35	552,095	552,095
	消耗品費	36	2,794,371	2,794,371
	修繕維持費	37	8,695,889	8,695,889
	損害保険料	38	282,680	282,680
	支払手数料	39	3,024,743	3,024,743
	活動費	40	6,760,825	2,045,019
	自動車費	41	757,052	757,052
	支払地代	42	2,446,500	2,446,500
	福利厚生費	43	2,010,249	2,010,249
	租税公課	44	4,855,140	4,855,140
	雑費	45	2,973,031	2,973,031
	雑損失	46	14,137	14,137
貸倒金	47	74,910	74,910	
本 部	荷造運賃費	48		
	旅費交通費	49		
	消耗品費	50		
	支払手数料	51	3,360	3,360
	自動車費	52		
	租税公課	53		
	雑費	54	5,000	5,000
	外注加工費	55	1,158,465	1,158,465
	修繕費	56	1,927,000	1,927,000
	業務委託管理費	57	25,000,000	0
合計 (1+26)		58	159,461,246	125,597,805

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から収益事業に係る原価・費用等の額と認められるものを抽出したものである。



## 本件各課税期間の納付すべき税額

《消費税及び地方消費税》

(単位：円)

項目			平成20課税期間	平成21課税期間
消費税	課税標準額	1	138,249,000	134,819,000
	課税標準額に対する消費税額 (1 × 4%)	2	5,529,960	5,392,760
	控除税額	3	3,358,038	3,678,188
	納付すべき消費税額 (2 - 3)	4	2,171,900	1,714,500
地方消費税	地方消費税の課税標準額 (4)	5	2,171,900	1,714,500
	譲渡割額 (5 × 25%)	6	542,900	428,600
納付すべき消費税等の額 (4 + 6)		7	2,714,800	2,143,100

(注) 1 「1」欄の「課税標準額」欄の金額は、別表7-1及び別表8-1「31」欄の金額の千円未満を切捨てた金額である。

2 「3」欄の「控除税額」欄の金額は、別表7-2及び別表8-2「77」欄の金額である。

## 平成20課税期間の資産の譲渡等の対価の額及び課税売上高

《消費税及び地方消費税》

(単位：円)

項目	項目 番号	金額 ①	取引区分				
			課税取引 ②	非課税取引 ③	使途不特定 の特定収入 ④		
本件建物貸付業	1	16,497,002	713,030	10,305,366	5,478,606		
内 訳	家 賃 等	家賃	2	8,839,350	—	8,839,350	—
		共益費	3	117,000	—	117,000	—
		水道代	4	412,080	412,080	—	—
		レンタル料	5	169,500	169,500	—	—
		光熱費	6				
		更新料	7	533,000	—	533,000	—
		保証人代	8	120,000	—	120,000	—
		家具什器代	9	36,800	36,800	—	—
		中古家電販売	10	24,600	24,600	—	—
		家賃(●●)	11				
		その他収入	12	4,683,740	—	—	4,683,740
	小計	13	14,936,070	642,980	9,609,350	4,683,740	
	家賃(既居住者分)	14	516,000	—	516,000	—	
	受取利息	15	1,396	—	1,396	—	
雑収入	16	248,670	70,050	178,620	—		
寄附金収入	17	794,866	—	—	794,866		
本件ホテル事業	18	143,747,756	143,742,954	4,802	—		
内 訳	本件ホテル宿泊収入	19	100,817,624	100,817,624	—	—	
	本件ホテル飲食収入	20	41,841,044	41,841,044	—	—	
	本件駐車場賃貸収入	21	275,000	275,000	—	—	
	本件ホテル販売収入	22	809,286	809,286	—	—	
	受取利息	23	4,802	—	4,802	—	
本件ホンモノコ事業	24	3,067,200	67,200	—	3,000,000		
内 訳	売上	25	67,200	67,200	—	—	
	助成金	26	3,000,000	—	—	3,000,000	
本部	27						
内訳	助成金	28					
本件花卉事業	29	638,876	638,876	—	—		
合計(1+18+24+27+29)	30	163,950,834	145,162,060	10,310,168	8,478,606		
課税売上高(税抜き)(30の②×100/105)	31		138,249,581				
課税売上割合(31/(31+30の③))	32		93.05992%				
特定収入割合(30の④/(31+30の③+30の④))	33		5.39907%				

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄ないし「④」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から、課税取引・非課税取引・使途不特定の特定収入にそれぞれ該当すると認められるものを抽出区分したものである。

## 平成20課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額及び控除税額

《消費税及び地方消費税》

(単位：円)

項目	項目 番号	金額 ①	取引区分			
			課税取引 ②	非課税取引 ③	不課税取引 ④	
本件建物貸付業	1	16,260,089	13,231,879	659,570	2,368,640	
内 訳	仕入	2	59,700	59,700	—	—
	水道光熱費	3	435,134	435,134	—	—
	通信費	4	188,148	188,148	—	—
	旅費交通費	5	919,540	919,540	—	—
	広告宣伝費	6	24,000	24,000	—	—
	消耗品費	7	825,171	825,171	—	—
	修繕費	8	845,305	845,305	—	—
	保険料	9	9,500	—	9,500	—
	支払手数料	10	7,490	7,490	—	—
	活動費	11	6,440,262	6,440,262	—	—
	自動車費	12	180,381	180,381	—	—
	支払家賃	13	600,000	—	600,000	—
	福利厚生費	14	42,742	42,742	—	—
	租税公課	15				
	雑費	16	405,544	405,544	—	—
	貸倒金	17	1,705,540	—	—	1,705,540
	本 部	保険料	18	50,070	—	50,070
支払手数料		19	1,680	1,680	—	—
租税公課		20	218,600	—	—	218,600
登録免許税		21	206,100	—	—	206,100
郵送料		22	2,180	2,180	—	—
不動産取得税		23	238,400	—	—	238,400
工事費用		24	1,620,000	1,620,000	—	—
建物	25	1,234,602	1,234,602	—	—	

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄ないし「④」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から、課税取引・非課税取引・不課税取引にそれぞれ該当すると認められるものを抽出区分したものである。

## 平成20課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額及び控除税額

《消費税及び地方消費税》

(単位：円)

項目	項目 番号	金額 ①	取引区分			
			課税取引 ②	非課税取引 ③	不課税取引 ④	
本件ホテル事業	26	124,013,072	(295,000) 81,393,524	5,678,341	36,646,207	
内 訳	仕入	27	20,471,172	20,471,172	—	
	外注加工費	28	12,434,836	12,434,836	—	
	外活費	29	2,647,566	2,647,566	—	
	給料・賃金	30	33,665,070	1,000,000	—	32,665,070
	荷造運賃費	31	107,040	107,040	—	—
	水道光熱費	32	14,013,093	14,013,093	—	—
	通信費	33	1,013,112	1,013,112	—	—
	旅費交通費	34	1,401,991	1,401,991	—	—
	広告宣伝費	35	1,050,854	1,050,854	—	—
	消耗品費	36	3,115,368	3,115,368	—	—
	修繕維持費	37	9,153,542	9,153,542	—	—
	損害保険料	38	290,090	—	290,090	—
	支払手数料	39	3,232,037	1,949,089	1,282,948	—
	活動費	40	7,195,000	7,195,000	—	—
	自動車費	41	656,202	656,202	—	—
	支払地代	42	2,446,500	—	2,446,500	—
	福利厚生費	43	1,658,803	—	1,658,803	—
	租税公課	44	3,795,800	—	—	3,795,800
	雑費	45	4,975,409	4,975,409	—	—
	雑損失	46	185,337	—	—	185,337
貸倒金	47	295,000	(295,000)	—	—	
本 部	消耗品費	48	172,320	172,320	—	—
	支払手数料	49	630	630	—	—
	自動車費	50	36,300	36,300	—	—
	外注加工費	51				
	修繕費	52				
	雑費	53				

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄ないし「④」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から、課税取引・非課税取引・不課税取引にそれぞれ該当すると認められるものを抽出区分したものである。

## 平成20課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額及び控除税額

《消費税及び地方消費税》

(単位：円)

項目	項目 番号	金額 ①	取引区分		
			課税取引 ②	非課税取引 ③	不課税取引 ④
本件ホンモロコ事業	54	5,436,094	5,167,794	—	268,300
内 訳	仕入高	55	133,465	133,465	—
	荷造運賃費	56	14,200	14,200	—
	水道光熱費	57	42,570	42,570	—
	旅費交通費	58	69,280	69,280	—
	消耗品費	59	426,212	426,212	—
	修繕費	60	945,451	945,451	—
	支払手数料	61	3,665	3,665	—
	活動費	62	1,046,600	1,046,600	—
	自動車費	63	278,678	278,678	—
	支払賃料	64	105,000	105,000	—
	租税公課	65			
	工事費	66			
	雑費	67	513,744	513,744	—
	本 部	登録免許税	68	131,900	—
郵送料		69	2,140	2,140	—
不動産取得税		70	136,400	—	136,400
建物・工事費用		71	1,586,789	1,586,789	—
合計 (1+26+54)	72	145,709,255	(295,000) 99,793,197	6,337,911	39,283,147
課税仕入れに係る消費税額 (72の②×4/105)	73		3,801,646		
貸倒れに係る消費税額 (47の①) × 4/105)	74		11,238		
一括比例配分方式による課税仕入れ等の消費税額 (73×別表7-1「32」)	75		3,537,809		
使途不特定の特定収入に係る課税仕入れ等の消費税額 (75×別表7-1「33」)	76		191,009		
控除税額 (74+75-76)	77		3,358,038		

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄ないし「④」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から、課税取引・非課税取引・不課税取引にそれぞれ該当すると認められるものを抽出区分したものである。

## 平成21課税期間の資産の譲渡等の対価の額及び課税売上高

《消費税及び地方消費税》

(単位：円)

項目	項目 番号	金額 ①	取引区分				
			課税取引 ②	非課税取引 ③	使途不特定 の特定収入 ④		
本件建物貸付業	1	13,961,595	893,609	12,699,748	368,238		
内 訳	家 賃 等	家賃	2	10,981,808	—	10,981,808	—
		共益費	3	120,000	—	120,000	—
		水道代	4	436,209	436,209	—	—
		レンタル料	5	82,000	82,000	—	—
		光熱費	6	88,400	88,400	—	—
		更新料	7	369,000	—	369,000	—
		保証人代	8				
		家具什器代	9				
		中古家電販売	10				
		家賃(●●)	11	300,000	—	300,000	—
		その他収入	12	357,238	—	—	357,238
		小計	13	12,734,655	606,609	11,770,808	357,238
		家賃(既居住者分)	14	901,000	—	901,000	—
	受取利息	15	480	—	480	—	
雑収入	16	314,460	287,000	27,460	—		
寄附金収入	17	11,000	—	—	11,000		
本件ホテル事業	18	139,730,232	139,729,131	1,101	—		
内 訳	本件ホテル宿泊収入	19	85,092,279	85,092,279	—	—	
	本件ホテル飲食収入	20	54,120,192	54,120,192	—	—	
	本件駐車場賃貸収入	21	180,000	180,000	—	—	
	本件ホテル販売収入	22	336,660	336,660	—	—	
	受取利息	23	1,101	—	1,101	—	
本件ホンモノコ事業	24	6,188,000	38,000	—	6,150,000		
内 訳	売上	25	38,000	38,000	—	—	
	助成金	26	6,150,000	—	—	6,150,000	
本部	27	200,000	—	—	200,000		
内訳	助成金	28	200,000	—	—	200,000	
本件花卉事業	29	899,838	899,838	—	—		
合計(1+18+24+27+29)	30	160,979,665	141,560,578	12,700,849	6,718,238		
課税売上高(税抜き)(30の②×100/105)	31		134,819,598				
課税売上割合(31/(31+30の③))	32		91.39044%				
特定収入割合(30の④/(31+30の③+30の④))	33		4.35574%				

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄ないし「④」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から、課税取引・非課税取引・使途不特定の特定収入にそれぞれ該当すると認められるものを抽出区分したものである。

## 平成21課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額及び控除税額

《消費税及び地方消費税》

(単位：円)

項目	項目 番号	金額 ①	取引区分			
			課税取引 ②	非課税取引 ③	不課税取引 ④	
本件建物貸付業	1	16,296,954	14,227,954	610,000	1,459,000	
内 訳	仕入					
	水道光熱費	3	389,730	389,730	—	—
	通信費	4	233,114	233,114	—	—
	旅費交通費	5	138,850	138,850	—	—
	広告宣伝費	6				
	消耗品費	7	61,138	61,138	—	—
	修繕費	8	2,124,275	2,124,275	—	—
	保険料	9	10,000	—	10,000	—
	支払手数料	10	4,935	4,935	—	—
	活動費	11	4,430,238	4,430,238	—	—
	自動車費	12	489,578	489,578	—	—
	支払家賃	13	600,000	—	600,000	—
	福利厚生費	14				
	租税公課	15	4,000	—	—	4,000
	雑費	16	362,953	362,953	—	—
	貸倒金	17				
	本 部	保険料	18			
支払手数料		19				
租税公課		20	276,800	—	—	276,800
登録免許税		21	524,000	—	—	524,000
郵送料		22	2,340	2,340	—	—
不動産取得税		23	654,200	—	—	654,200
工事費用		24				
建物	25	5,990,803	5,900,803	—	—	

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄ないし「④」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から、課税取引・非課税取引・不課税取引にそれぞれ該当すると認められるものを抽出区分したものである。

## 平成21課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額及び控除税額

《消費税及び地方消費税》

(単位：円)

項目	項目 番号	金額 ①	取引区分			
			課税取引 ②	非課税取引 ③	不課税取引 ④	
本件ホテル事業	26	124,155,095	(74,910) 81,242,346	5,766,756	37,071,083	
内 訳	仕入	27	22,978,470	22,978,470	—	—
	外注加工費	28	10,932,634	10,932,634	—	—
	外活費	29	3,726,466	3,726,466	—	—
	給料・賃金	30	32,201,806	—	—	32,201,806
	荷造運賃費	31	42,670	42,670	—	—
	水道光熱費	32	13,667,083	13,667,083	—	—
	通信費	33	862,787	862,787	—	—
	旅費交通費	34	1,407,732	1,407,732	—	—
	広告宣伝費	35	552,095	552,095	—	—
	消耗品費	36	2,794,371	2,794,371	—	—
	修繕維持費	37	8,695,889	8,695,889	—	—
	損害保険料	38	282,680	—	282,680	—
	支払手数料	39	3,024,743	1,997,416	1,027,327	—
	活動費	40	6,760,825	6,760,825	—	—
	自動車費	41	757,052	757,052	—	—
	支払地代	42	2,446,500	—	2,446,500	—
	福利厚生費	43	2,010,249	—	2,010,249	—
	租税公課	44	4,855,140	—	—	4,855,140
	雑費	45	2,973,031	2,973,031	—	—
	雑損失	46	14,137	—	—	14,137
貸倒金	47	74,910	(74,910)	—	—	
本 部	消耗品費	48				
	支払手数料	49	3,360	3,360	—	—
	自動車費	50				
	外注加工費	51	1,158,465	1,158,465	—	—
	修繕費	52	1,927,000	1,927,000	—	—
	雑費	53	5,000	5,000	—	—

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄ないし「④」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から、課税取引・非課税取引・不課税取引にそれぞれ該当すると認められるものを抽出区分したものである。



平成21課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額及び控除税額

《消費税及び地方消費税》

(単位：円)

項目	項目 番号	金額 ①	取引区分			
			課税取引 ②	非課税取引 ③	不課税取引 ④	
本件ホンモノ事業		54	10,308,849	10,096,019	—	212,830
内 訳	仕入高	55	210,840	210,840	—	—
	荷造運賃費	56				
	水道光熱費	57	605,795	605,795	—	—
	旅費交通費	58				
	消耗品費	59	1,362,931	1,362,931	—	—
	修繕費	60	2,319,054	2,319,054	—	—
	支払手数料	61	13,870	13,870	—	—
	活動費	62	1,507,110	1,507,110	—	—
	自動車費	63	1,588,456	1,588,456	—	—
	支払賃料	64	155,000	155,000	—	—
	租税公課	65	212,830	—	—	212,830
	工事費	66	239,400	239,400	—	—
	雑費	67	222,187	222,187	—	—
	本 部	登録免許税	68			
郵送料		69				
不動産取得税		70				
建物・工事費用		71	1,871,376	1,871,376	—	—
合計 (1+26+54)		72	150,760,898	(74,910) 105,566,319	6,376,756	38,742,913
課税仕入れに係る消費税額 (72の②×4/105)		73		4,021,574		
貸倒れに係る消費税額 (47の①×4/105)		74		2,854		
一括比例配分方式による課税仕入れ等の消費税額 (73×別表8-1「32」)		75		3,675,334		
使途不特定の特定収入に係る課税仕入れ等の消費税額 (別表8-1「33」が5%を超えないため計算不要)		76		—		
控除税額 (74+75)		77		3,678,188		

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄ないし「④」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から、課税取引・非課税取引・不課税取引にそれぞれ該当すると認められるものを抽出区分したものである。

別表8から別表12まで 省略

(別紙 3)

原告及び被告の主張する税額等 (法人税関係)

《法人税》

(単位：円)

項目		平成19事業年度		平成20事業年度		平成21事業年度	
		原告主張	被告主張	原告主張	被告主張	原告主張	被告主張
収益事業に係る収益の額	1	115,108,199	121,748,341	146,814,956	154,587,516	145,918,232	153,296,105
収益事業に係る原価・費用等の額	2	110,240,609	95,174,858	175,591,937	120,785,900	157,592,568	125,597,805
未納事業税の額	3	—	—	263,200	1,216,800	0	1,068,200
所得金額 (1 - 2 - 3)	4	4,867,590	26,573,483	-29,040,181	32,584,816	-11,674,336	26,630,100
納付すべき法人税額	5	1,070,700	7,331,900	0	9,135,200	0	7,029,000

(注) 「収益事業に係る収益の額」欄の金額は、別表1-1、別表2-1及び別表3-1の「合計」欄記載の金額である。

(注) 「収益事業に係る原価・費用等の額」欄の金額は、別表1-2、別表2-2及び別表3-2の「合計」欄記載の金額である。

(別表1-1)

## 平成19事業年度の収益事業に係る収益の額

《法人税》

(単位:円)

項目	項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 収益の額② (原告主張)	収益事業に係る 収益の額② (被告主張)	連続 番号	
本件建物貸付業	1	10,846,750	0	11,362,738	1	
内 訳	家 賃 等	家賃	2,304,200	0	2,304,200	2
		共益費	40,000	0	40,000	3
		水道代	93,130	0	93,130	4
		レンタル料	61,850	0	61,850	5
		光熱費	7,074	0	7,074	6
		更新料	123,000	0	123,000	7
		保証人代	115,700	0	115,700	8
		家具什器代				9
		中古家電販売				10
		家賃(●●)				11
		1月ないし9月売上	7,885,601	0	7,885,601	12
		その他収入				13
		小計	10,630,555	0	10,630,555	14
		家賃(既居住者分)			0	516,000
受取利息	595	0	583	16		
雑収入	215,600	0	215,600	17		
寄付金収入				18		
本件ホテル事業	19	110,385,445	110,385,603	110,385,603	19	
内 訳	本件ホテル宿泊収入	77,614,970	77,614,970	77,614,970	20	
	本件ホテル飲食収入	31,999,241	31,999,241	31,999,241	21	
	本件駐車場賃貸収入	255,000	255,000	255,000	22	
	本件ホテル販売収入	514,167	514,167	514,167	23	
	受取利息	2,067	2,225	2,225	24	
本件B事業	100	4,722,596	4,722,596	0	25	
内 訳	協賛金	4,722,323	4,722,323	0	26	
	受取利息	273	273	0	27	
合計(1+19+100)	25	125,954,791	115,108,199	121,748,341	28	

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、「①」欄記載の金額のうち、原告の総勘定元帳の摘要欄記載事項等から収益事業に係る収益の額と当事者が主張しているものを抽出したものである。

(別表1-2)

## 平成19事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額

《法人税》

(単位:円)

項目	項目 番号	1～9月分 (繰越額) X	9月以降 (記帳額) Y	合計金額 (X+Y) ①	収益事業に 係る原価・費 用等の額② (原告主張)	収益事業に 係る原価・費 用等の額② (被告主張)	連続 番号	
本件建物貸付業	1	4,784,353	1,193,478	5,977,831	0	3,762,602	29	
内 訳	仕入	2	64,641	0	64,641	0	64,641	30
	水道光熱費	3	336,056	128,176	464,232	0	464,232	31
	通信費	4	494,910	113,583	608,493	0	304,247	32
	旅費交通費	5	112,800	17,360	130,160	0	0	33
	広告宣伝費	6	82,613	24,000	106,613	0	30,461	34
	消耗品費	7	10,875	32,143	43,018	0	43,018	35
	修繕費	8	699,227	102,900	802,127	0	802,127	36
	保険料	9	50,070	0	50,070	0	50,070	37
	支払手数料	10	0	1,260	1,260	0	1,260	38
	活動費	11	1,683,000	564,000	2,247,000	0	953,855	39
	自動車費	12	329,845	44,304	374,149	0	0	40
	支払家賃	13	396,000	150,000	546,000	0	546,000	41
	福利厚生費	14	23,630	0	23,630	0	0	42
	租税公課	15	295,530	0	295,530	0	295,530	43
	雑費	16	198,156	13,747	211,903	0	198,156	44
	貸倒金	17	7,000	0	7,000	0	7,000	45
	本 部	通信費	18	0	2,005	2,005	0	2,005
保険料		19						47
支払手数料		20						48
租税公課		21						49
登録免許税		22						50
郵送料		23						51
不動産取得税		24						52
工事費用		25						53

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から収益事業に係る原価・費用等の額と当事者が主張しているものを抽出したものである。

平成19事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額

《法人税》

(単位：円)

項目	項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 原価・費用等の額 ②	収益事業に係る 原価・費用等の額 ②	連続 番号		
本件ホテル事業	26	96,784,256	96,784,256	91,412,256	54		
内 訳	仕入	27	15,178,193	15,178,193	15,178,193	55	
	外注加工費	28	3,758,961	3,758,961	3,758,961	56	
	外活費	29	1,787,105	1,787,105	1,787,105	57	
	給料・賃金	30	30,588,215	30,588,215	30,588,215	58	
	荷造運賃費	31	534,920	534,920	534,920	59	
	水道光熱費	32	11,833,545	11,833,545	11,833,545	60	
	通信費	33	824,339	824,339	824,339	61	
	旅費交通費	34	1,144,536	1,144,536	1,144,536	62	
	広告宣伝費	35	1,055,481	1,055,481	1,055,481	63	
	消耗品費	36	5,352,968	5,352,968	5,352,968	64	
	修繕維持費	37	4,692,226	4,692,226	4,692,226	65	
	損害保険料	38	222,770	222,770	222,770	66	
	支払手数料	39	1,446,026	1,446,026	1,446,026	67	
	活動費	40				68	
	自動車費	41	936,741	936,741	936,741	69	
	支払地代	42	1,427,125	1,427,125	1,427,125	70	
	福利厚生費	43	1,092,991	1,092,991	1,092,991	71	
	租税公課	44	2,518,800	2,518,800	2,518,800	72	
	雑費	45	8,682,383	8,682,383	3,310,383	73	
	雑損失	46	10,000	10,000	10,000	74	
	貸倒金	47				75	
	本 部	荷造運賃費	48	1,280	1,280	1,280	76
		旅費交通費	49	2,250	2,250	2,250	77
		消耗品費	50	213,531	213,531	213,531	78
		支払手数料	51	1,260	1,260	1,260	79
		自動車費	52	960,000	960,000	960,000	80
		租税公課	53	2,488,700	2,488,700	2,488,700	81
雑費		54	29,910	29,910	29,910	82	
外注加工費		55				83	
修繕費		56				84	
業務委託管理費	57				85		
本件B事業	200	13,456,353	13,456,353	0	86		
内 訳	外注加工費	201	9,083,013	9,083,013	0	87	
	外活費	202	1,279,822	1,279,822	0	88	
	給与賃金	203	708,845	708,845	0	89	
	荷造運賃費	204	52,000	52,000	0	90	
	通信費	205	199,657	199,657	0	91	
	旅費交通費	206	536,002	536,002	0	92	
	消耗品費	207	319,891	319,891	0	93	
	修繕費	208	94,602	94,602	0	94	
	支払手数料	209	205,404	205,404	0	95	
	福利厚生費	210	139,450	139,450	0	96	
	雑費	211	84,307	84,307	0	97	
	本 部	支払手数料	212	3,360	3,360	0	98
		活動費	213	750,000	750,000	0	99
	合計（1+26+200）	58	116,218,440	110,240,609	95,174,858	100	

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から収益事業に係る原価・費用等の額と当事者が主張しているものを抽出したものである。

(別表2-1)

## 平成20事業年度の収益事業に係る収益の額

《法人税》

(単位：円)

項目	項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 収益の額② (原告主張)	収益事業に係る 収益の額② (被告主張)	連続 番号		
本件建物貸付業	1	15,981,002	0	10,839,760	101		
内 訳	家 賃 等	家賃	2	8,839,350	0	8,839,350	102
		共益費	3	117,000	0	117,000	103
		水道代	4	412,080	0	412,080	104
		レンタル料	5	169,500	0	169,500	105
		光熱費	6				106
		更新料	7	533,000	0	533,000	107
		保証人代	8	120,000	0	120,000	108
		家具什器代	9	36,800	0	36,800	109
		中古家電販売	10	24,600	0	24,600	110
		家賃(●●)	11				111
		1月ないし9月売上	12				112
		その他収入	13	4,683,740	0	0	113
		小計	14	14,936,070	0	10,252,330	114
		家賃(既居住者分)	15		0	516,000	115
受取利息	16	1,396	0	1,380	116		
雑収入	17	248,670	0	70,050	117		
寄付金収入	18	794,866	0	0	118		
本件ホテル事業	19	143,747,914	143,747,756	143,747,756	119		
内 訳	本件ホテル宿泊収入	20	100,817,624	100,817,624	100,817,624	120	
	本件ホテル飲食収入	21	41,841,044	41,841,044	41,841,044	121	
	本件駐車場賃貸収入	22	275,000	275,000	275,000	122	
	本件ホテル販売収入	23	809,286	809,286	809,286	123	
	受取利息	24	4,960	4,802	4,802	124	
本件モロコ事業	19	3,067,200	3,067,200	0	125		
内 訳	売上げ	20	67,200	67,200	0	126	
	助成金	21	3,000,000	3,000,000	0	127	
合計(1+19+300)	25	162,796,116	146,814,956	154,587,516	128		

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、「①」欄の金額のうち、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から収益事業に係る収益の額と当事者が主張しているものを抽出したものである。

(別表2-2)

## 平成20事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額

《法人税》

(単位：円)

項目	項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 原価・費用等の額 ② (原告主張)	収益事業に係る 原価・費用等の額 ② (被告主張)	連続 番号	
本件建物貸付業	1	15,836,585	0	3,802,828	129	
内 訳	仕入	59,700	0	59,700	130	
	水道光熱費	435,134	0	435,134	131	
	通信費	188,148	0	94,074	132	
	旅費交通費	919,540	0	0	133	
	広告宣伝費	24,000	0	6,858	134	
	消耗品費	825,171	0	27,706	135	
	修繕費	845,305	0	845,305	136	
	保険料	9,500	0	0	137	
	支払手数料	7,490	0	7,490	138	
	活動費	6,440,262	0	944,891	139	
	自動車費	180,381	0	0	140	
	支払家賃	600,000	0	600,000	141	
	福利厚生費	42,742	0	0	142	
	租税公課	15				143
	雑費	16	405,544	0	64,640	144
	貸倒金	17	1,705,540	0	0	145
	本 部	通信費	18			
保険料		19	50,070	0	50,070	147
支払手数料		20	1,680	0	1,680	148
租税公課		21	218,600	0	218,600	149
登録免許税		22	388,000	0	206,100	150
郵送料		23	4,320	0	2,180	151
不動産取得税		24	374,800	0	238,400	152
工事費用	25	2,160,658	0	0	153	

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から収益事業に係る原価・費用等の額と当事者が主張しているものを抽出したものである。



平成20事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額

《法人税》

(単位：円)

項目	項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 原価・費用等の額 ② (原告主張)	収益事業に係る 原価・費用等の額 ② (被告主張)	連続 番号
本件ホテル事業	26	172,013,072	172,013,072	116,983,072	154
内 訳	仕入	20,471,172	20,471,172	20,471,172	155
	外注加工費	12,434,836	12,434,836	12,434,836	156
	外活費	2,647,566	2,647,566	2,647,566	157
	給料・賃金	33,665,070	33,665,070	33,665,070	158
	荷造運賃費	107,040	107,040	107,040	159
	水道光熱費	14,013,093	14,013,093	14,013,093	160
	通信費	1,013,112	1,013,112	1,013,112	161
	旅費交通費	1,401,991	1,401,991	1,401,991	162
	広告宣伝費	1,050,854	1,050,854	1,050,854	163
	消耗品費	3,115,368	3,115,368	3,115,368	164
	修繕維持費	9,153,542	9,153,542	9,153,542	165
	損害保険料	290,090	290,090	290,090	166
	支払手数料	3,232,037	3,232,037	3,232,037	167
	活動費	7,195,000	7,195,000	165,000	168
	自動車費	656,202	656,202	656,202	169
	支払地代	2,446,500	2,446,500	2,446,500	170
	福利厚生費	1,658,803	1,658,803	1,658,803	171
	租税公課	3,795,800	3,795,800	3,795,800	172
	雑費	4,975,409	4,975,409	4,975,409	173
	雑損失	185,337	185,337	185,337	174
貸倒金	295,000	295,000	295,000	175	
本 部	荷造運賃費				176
	旅費交通費				177
	消耗品費	172,320	172,320	172,320	178
	支払手数料	630	630	630	179
	自動車費	36,300	36,300	36,300	180
	租税公課				181
	雑費				182
	外注加工費				183
	修繕費				184
業務委託管理費	48,000,000	48,000,000	0	185	
本件モロコ事業	400	3,578,865	3,578,865	0	186
内 訳	仕入高	133,465	133,465	0	187
	荷造運賃費	14,200	14,200	0	188
	水道光熱費	42,570	42,570	0	189
	旅費交通費	69,280	69,280	0	190
	消耗品費	426,212	426,212	0	191
	修繕費	945,451	945,451	0	192
	支払手数料	3,665	3,665	0	193
	活動費	1,046,600	1,046,600	0	194
	自動車費	278,678	278,678	0	195
	支払賃料	105,000	105,000	0	196
	雑費	513,744	513,744	0	197
	合計 (1+26+400)	58	191,428,522	175,591,937	120,785,900

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から収益事業に係る原価・費用等の額と認められるものを抽出したものである。

## 平成21事業年度の収益事業に係る収益の額

《法人税》

(単位：円)

項目	項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 収益の額② (原告主張)	収益事業に係る 収益の額② (被告主張)	連続 番号		
本件建物貸付業	1	13,060,595	0	13,565,873	199		
内 訳	家 賃 等	家賃	2	10,981,808	0	10,981,808	200
		共益費	3	120,000	0	120,000	201
		水道代	4	436,209	0	436,209	202
		レンタル料	5	82,000	0	82,000	203
		光熱費	6	88,400	0	88,400	204
		更新料	7	369,000	0	369,000	205
		保証人代	8				206
		家具什器代	9				207
		中古家電販売	10				208
		家賃(●●)	11	300,000	0	300,000	209
		1月ないし9月売上	12				210
		その他収入	13	357,238	0	0	211
		小計	14	12,734,655	0	12,377,417	212
		家賃(既居住者分)	15		0	901,000	213
受取利息	16	480	0	456	214		
雑収入	17	314,460	0	287,000	215		
寄付金収入	18	11,000	0	0	216		
本件ホテル事業	19	139,730,232	139,730,232	139,730,232	217		
内 訳		本件ホテル宿泊収入	20	85,092,279	85,092,279	85,092,279	218
		本件ホテル飲食収入	21	54,120,192	54,120,192	54,120,192	219
		本件駐車場賃貸収入	22	180,000	180,000	180,000	220
		本件ホテル販売収入	23	336,660	336,660	336,660	221
		受取利息	24	1,101	1,101	1,101	222
本件モロコ事業	600	6,188,000	6,188,000	0	223		
内 訳		売上げ	601	38,000	38,000	0	224
		助成金	602	6,150,000	6,150,000	0	225
合計(1+19+600)	25	158,978,827	145,918,232	153,296,105	226		

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、「①」欄記載の金額のうち、原告の総勘定元帳の摘要欄記載事項等から収益事業に係る収益の額と当事者が主張しているものを抽出したものである。

## 平成21事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額

《法人税》

(単位：円)

項目	項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 原価・費用等の額 ② (原告主張)	収益事業に係る 原価・費用等の額 ② (被告主張)	連続 番号	
本件建物貸付業	1	10,306,151	0	6,158,516	227	
内 訳	仕入				228	
	水道光熱費	3	389,730	0	389,730	229
	通信費	4	233,114	0	116,557	230
	旅費交通費	5	138,850	0	0	231
	広告宣伝費	6				232
	消耗品費	7	61,138	0	61,138	233
	修繕費	8	2,124,275	0	2,124,275	234
	保険料	9	10,000	0	0	235
	支払手数料	10	4,935	0	4,935	236
	活動費	11	4,430,238	0	1,230,464	237
	自動車費	12	489,578	0	0	238
	支払家賃	13	60,000	0	60,000	239
	福利厚生費	14				240
	租税公課	15	4,000	0	4,000	241
	雑費	16	362,953	0	170,077	242
	貸倒金	17				243
本 部	通信費	18			244	
	保険料	19			245	
	支払手数料	20			246	
	租税公課	21	276,800	0	276,800	247
	登録免許税	22	524,000	0	524,000	248
	郵送料	23	2,340	0	2,340	249
	不動産取得税	24	654,200	0	654,200	250
	工事費用	25				251

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から収益事業に係る原価・費用等の額と当事者が主張するものを抽出したものである。

平成21事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額

《法人税》

(単位：円)

項目	項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 原価・費用等の額 ② (原告主張)	収益事業に係る 原価・費用等の額 ② (被告主張)	連続 番号	
本件ホテル事業	26	149,155,095	149,155,095	119,439,289	252	
内 訳	仕入	22,978,470	22,978,470	22,978,470	253	
	外注加工費	10,932,634	10,932,634	10,932,634	254	
	外活費	3,726,466	3,726,466	3,726,466	255	
	給料・賃金	32,201,806	32,201,806	32,201,806	256	
	荷造運賃費	42,670	42,670	42,670	257	
	水道光熱費	13,667,083	13,667,083	13,667,083	258	
	通信費	862,787	862,787	862,787	259	
	旅費交通費	1,407,732	1,407,732	1,407,732	260	
	広告宣伝費	552,095	552,095	552,095	261	
	消耗品費	2,794,371	2,794,371	2,794,371	262	
	修繕維持費	8,695,889	8,695,889	8,695,889	263	
	損害保険料	282,680	282,680	282,680	264	
	支払手数料	3,024,743	3,024,743	3,024,743	265	
	活動費	6,760,825	6,760,825	2,045,019	266	
	自動車費	757,052	757,052	757,052	267	
	支払地代	2,446,500	2,446,500	2,446,500	268	
	福利厚生費	2,010,249	2,010,249	2,010,249	269	
	租税公課	4,855,140	4,855,140	4,855,140	270	
	雑費	2,973,031	2,973,031	2,973,031	271	
	雑損失	14,137	14,137	14,137	272	
	貸倒金	74,910	74,910	74,910	273	
	本 部	荷造運賃費				274
		旅費交通費				275
		消耗品費				276
		支払手数料	3,360	3,360	3,360	277
		自動車費				278
租税公課					279	
雑費		5,000	5,000	5,000	280	
外注加工費		1,158,465	1,158,465	1,158,465	281	
修繕費		1,927,000	1,927,000	1,927,000	282	
業務委託管理費	25,000,000	25,000,000	0	283		
本件モロコ事業	700	8,437,473	8,437,473	0	284	
内 訳	仕入高	210,840	210,840	0	285	
	荷造運賃費	605,795	605,795	0	286	
	水道光熱費	1,362,931	1,362,931	0	287	
	旅費交通費	2,319,054	2,319,054	0	288	
	消耗品費	13,870	13,870	0	289	
	修繕費	1,507,110	1,507,110	0	290	
	支払手数料	1,588,456	1,588,456	0	291	
	活動費	155,000	155,000	0	292	
	自動車費	212,830	212,830	0	293	
	支払賃料	239,400	239,400	0	294	
	雑費	222,187	222,187	0	295	
合計 (1+26+700)	58	167,898,719	157,592,568	125,597,805	296	

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から収益事業に係る原価・費用等の額と当事者が主張するものを抽出したものである。

(別紙4)

原告及び被告の主張する税額等 (消費税等関係)

《消費税及び地方消費税》

(単位:円)

項目		平成20課税期間		平成21課税期間		
		原告主張	被告主張	原告主張	被告主張	
消費税	課税標準額	1	138,249,000	138,249,000	134,819,000	134,819,000
	課税標準額に対する消費税額 (1×4%)	2	5,529,960	5,529,960	5,392,760	5,392,760
	控除税額	3	4,967,831	3,358,038	4,548,573	3,678,188
	納付すべき消費税額 (2-3)	4	562,100	2,171,900	844,100	1,714,500
地方消費税	地方消費税の課税標準額 (4)	5	562,100	2,171,900	844,100	1,714,500
	譲渡割額 (5×25%)	6	140,500	542,900	211,000	428,600
納付すべき消費税等の額 (4+6)		7	702,600	2,714,800	1,055,100	2,143,100

(注) 1 「1」欄の「課税標準額」欄の金額は、別表1-1及び別表2-1の「31」欄の金額の千円未満を切捨てた金額である。

2 「3」欄の「控除税額」欄の金額は、別表1-2及び別表2-2の「77」欄の金額である。

(別表1-1)

## 平成20課税期間の資産の譲渡等の対価の額及び課税売上高

《消費税及び地方消費税》

(単位：円)

項目	項目番号	金額 ①	取引区分（原告主張）			取引区分（被告主張）			連続 番号	
			課税取引 ②	非課税取引 ③	使途不特定の 特定収入 ④	課税取引 ②	非課税取引 ③	使途不特定の 特定収入 ④		
本件建物貸付業	1	16,497,002	713,030	10,305,366	5,478,606	713,030	10,305,366	5,478,606	297	
内訳 家賃等	家賃	2	8,839,350	—	8,839,350	—	—	8,839,350	—	298
	共益費	3	117,000	—	117,000	—	—	117,000	—	299
	水道代	4	412,080	412,080	—	—	412,080	—	—	300
	レンタル料	5	169,500	169,500	—	—	169,500	—	—	301
	光熱費	6								302
	更新料	7	533,000	—	533,000	—	—	533,000	—	303
	保証人代	8	120,000	—	120,000	—	—	120,000	—	304
	家具什器代	9	36,800	36,800	—	—	36,800	—	—	305
	中古家電販売	10	24,600	24,600	—	—	24,600	—	—	306
	家賃(●●)	11								307
	その他収入	12	4,683,740	—	—	4,683,740	—	—	4,683,740	308
	小計	13	14,936,070	642,980	9,609,350	4,683,740	642,980	9,609,350	4,683,740	309
	家賃(既居住者分)	14	516,000	—	516,000	—	—	516,000	—	310
受取利息	15	1,396	—	1,396	—	—	1,396	—	311	
雑収入	16	248,670	70,050	178,620	—	70,050	178,620	—	312	
寄附金収入	17	794,866	—	—	794,866	—	—	794,866	313	
本件ホテル事業	18	143,747,756	143,742,954	4,802	—	143,742,954	4,802	—	314	
内訳	本件ホテル宿泊収入	19	100,817,624	100,817,624	—	—	100,817,624	—	—	315
	本件ホテル飲食収入	20	41,841,044	41,841,044	—	—	41,841,044	—	—	316
	本件駐車場賃貸収入	21	275,000	275,000	—	—	275,000	—	—	317
	本件ホテル販売収入	22	809,286	809,286	—	—	809,286	—	—	318
	受取利息	23	4,802	—	4,802	—	—	4,802	—	319
本件ホンモノ事業	24	3,067,200	67,200	—	3,000,000	67,200	—	3,000,000	320	
内訳	売上	25	67,200	67,200	—	—	67,200	—	—	321
	助成金	26	3,000,000	—	—	3,000,000	—	—	3,000,000	322
本部	27								323	
内訳	助成金	28							324	
本件花卉事業	29	638,876	638,876	—	—	638,876	—	—	325	
合計(1+18+24+27+29)	30	163,950,834	145,162,060	10,310,168	8,478,606	145,162,060	10,310,168	8,478,606	326	
課税売上高(税抜き)(30の②×100/105)	31		138,249,581			138,249,581			327	
課税売上割合(31/(31+30の③))	32		93.05992%			93.05992%			328	
特定収入割合(30の④/(31+30の③+30の④))	33		5.39907%			5.39907%			329	

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄ないし「④」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から、課税取引・非課税取引・使途不特定の特定収入にそれぞれ該当すると当事者が主張するものを抽出区分したものである。

(別表1-2)

## 平成20課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額及び控除税額

《消費税及び地方消費税》

(単位：円)

項目	項目番号	金額 ①	取引区分(原告主張)			取引区分(被告主張)			連続 番号
			課税取引 ②	非課税取引 ③	不課税取引 ④	課税取引 ②	非課税取引 ③	不課税取引 ④	
本件建物貸付業	1	16,260,089	13,231,879	659,570	2,368,640	13,231,879	659,570	2,368,640	330
内訳	仕入	59,700	59,700	—	—	59,700	—	—	331
	水道光熱費	435,134	435,134	—	—	435,134	—	—	332
	通信費	188,148	188,148	—	—	188,148	—	—	383
	旅費交通費	919,540	919,540	—	—	919,540	—	—	334
	広告宣伝費	24,000	24,000	—	—	24,000	—	—	335
	消耗品費	825,171	825,171	—	—	825,171	—	—	336
	修繕費	845,305	845,305	—	—	845,305	—	—	337
	保険料	9,500	—	9,500	—	—	9,500	—	338
	支払手数料	7,490	7,490	—	—	7,490	—	—	339
	活動費	6,440,262	6,440,262	—	—	6,440,262	—	—	340
	自動車費	180,381	180,381	—	—	180,381	—	—	341
	支払家賃	600,000	—	600,000	—	—	600,000	—	342
	福利厚生費	42,742	42,742	—	—	42,742	—	—	343
	租税公課								344
	雑費	405,544	405,544	—	—	405,544	—	—	345
	貸倒金	1,705,540	—	—	1,705,540	—	—	1,705,540	346
	本部	保険料	50,070	—	50,070	—	—	50,070	—
支払手数料		1,680	1,680	—	—	1,680	—	—	348
租税公課		218,600	—	—	218,600	—	—	218,600	349
登録免許税		206,100	—	—	206,100	—	—	206,100	350
郵送料		2,180	2,180	—	—	2,180	—	—	351
不動産取得税		238,400	—	—	238,400	—	—	238,400	352
工事費用		1,620,000	1,620,000	—	—	1,620,000	—	—	353
建物		1,234,602	1,234,602	—	—	1,234,602	—	—	354

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄ないし「④」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から、課税取引・非課税取引・不課税取引にそれぞれ該当すると当事者が主張するものを抽出区分したものである。

平成20課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額及び控除税額

《消費税及び地方消費税》

(単位：円)

項目	項目番号	金額 ①	取引区分 (原告主張)			取引区分 (被告主張)			連続 番号	
			課税取引 ②	非課税取引 ③	不課税取引 ④	課税取引 ②	非課税取引 ③	不課税取引 ④		
本件ホテル事業	26	172,013,072	(295,000) 129,393,524	5,678,341	36,646,207	(295,000) 81,393,524	5,678,341	36,646,207	355	
内 訳	仕入	27	20,471,172	20,471,172	—	—	20,471,172	—	—	356
	外注加工費	28	12,434,836	12,434,836	—	—	12,434,836	—	—	357
	外活費	29	2,647,566	2,647,566	—	—	2,647,566	—	—	358
	給料・賃金	30	33,665,070	1,000,000	—	32,665,070	1,000,000	—	32,665,070	359
	荷造運賃費	31	107,040	107,040	—	—	107,040	—	—	360
	水道光熱費	32	14,013,093	14,013,093	—	—	14,013,093	—	—	361
	通信費	33	1,013,112	1,013,112	—	—	1,013,112	—	—	362
	旅費交通費	34	1,401,991	1,401,991	—	—	1,401,991	—	—	363
	広告宣伝費	35	1,050,854	1,050,854	—	—	1,050,854	—	—	364
	消耗品費	36	3,115,368	3,115,368	—	—	3,115,368	—	—	365
	修繕維持費	37	9,153,542	9,153,542	—	—	9,153,542	—	—	366
	損害保険料	38	290,090	—	290,090	—	—	290,090	—	367
	支払手数料	39	3,232,037	1,949,089	1,282,948	—	1,949,089	1,282,948	—	368
	活動費	40	7,195,000	7,195,000	—	—	7,195,000	—	—	369
	自動車費	41	656,202	656,202	—	—	656,202	—	—	370
	支払地代	42	2,446,500	—	2,446,500	—	—	2,446,500	—	371
	福利厚生費	43	1,658,803	—	1,658,803	—	—	1,658,803	—	372
	租税公課	44	3,795,800	—	—	3,795,800	—	—	3,795,800	373
	雑費	45	4,975,409	4,975,409	—	—	4,975,409	—	—	374
	雑損失	46	185,337	—	—	185,337	—	—	185,337	375
貸倒金	47	295,000	(295,000)	—	—	(295,000)	—	—	376	
本 部	消耗品費	48	172,320	172,320	—	—	172,320	—	—	377
	支払手数料	49	630	630	—	—	630	—	—	378
	自動車費	50	36,300	36,300	—	—	36,300	—	—	379
	業務委託管理費	900	48,000,000	48,000,000	—	—	0	0	0	380
	外注加工費	51								381
	修繕費	52								382
	雑費	53								383

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄ないし「④」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から、課税取引・非課税取引・不課税取引にそれぞれ該当すると当事者が主張するものを抽出区分したものである。



平成20課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額及び控除税額

《消費税及び地方消費税》

(単位：円)

項目	項目番号	金額 ①	取引区分			取引区分			連続 番号
			課税取引 ②	非課税取引 ③	不課税取引 ④	課税取引 ②	非課税取引 ③	不課税取引 ④	
本件ホンモノ事業	54	5,436,094	5,167,794	—	268,300	5,167,794	—	268,300	384
内訳	仕入高	133,465	133,465	—	—	133,465	—	—	385
	荷造運賃費	14,200	14,200	—	—	14,200	—	—	386
	水道光熱費	42,570	42,570	—	—	42,570	—	—	387
	旅費交通費	69,280	69,280	—	—	69,280	—	—	388
	消耗品費	426,212	426,212	—	—	426,212	—	—	389
	修繕費	945,451	945,451	—	—	945,451	—	—	390
	支払手数料	3,665	3,665	—	—	3,665	—	—	391
	活動費	1,046,600	1,046,600	—	—	1,046,600	—	—	392
	自動車費	278,678	278,678	—	—	278,678	—	—	393
	支払賃料	105,000	105,000	—	—	105,000	—	—	394
	租税公課								395
	工事費								396
	雑費	513,744	513,744	—	—	513,744	—	—	397
	本部	登録免許税	131,900	—	—	131,900	—	—	131,900
郵送料		2,140	2,140	—	—	2,140	—	—	399
不動産取得税		136,400	—	—	136,400	—	—	136,400	400
建物・工事費用		1,586,789	1,586,789	—	—	1,586,789	—	—	401
合計 (1+26+54)	72	193,709,255	(295,000) 147,793,197	6,337,911	39,283,147	(295,000) 99,793,197	6,337,911	39,283,147	402
課税仕入れに係る消費税額 (72の②)×4/105)	73		5,630,218			3,801,646			403
貸倒れに係る消費税額 (47の①)×4/105)	74		11,238			11,238			404
一括比例配分方式による課税仕入れ等の消費税額 (73×別表7-1「32」)	75		5,239,477			3,537,809			405
用途不特定の特定収入に係る課税仕入れ等の消費税額 (75×別表7-1「33」)	76		282,884			191,009			406
控除税額 (74+75-76)	77		4,967,831			3,958,038			407

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄ないし「④」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から、課税取引・非課税取引・不課税取引にそれぞれ該当すると当事者が主張するものを抽出区分したものである。

(別表2-1)

## 平成21課税期間の資産の譲渡等の対価の額及び課税売上高

《消費税及び地方消費税》

(単位：円)

項目	項目番号	金額 ①	取引区分(原告主張)			取引区分(被告主張)			連続 番号	
			課税取引 ②	非課税取引 ③	使途不特定の 特定収入 ④	課税取引 ②	非課税取引 ③	使途不特定の 特定収入 ④		
本件建物貸付業	1	13,961,595	893,609	12,699,748	368,238	893,609	12,699,748	368,238	408	
内訳 家賃等	家賃	2	10,981,808	—	10,981,808	—	—	10,981,808	—	409
	共益費	3	120,000	—	120,000	—	—	120,000	—	410
	水道代	4	436,209	436,209	—	—	436,209	—	—	411
	レンタル料	5	82,000	82,000	—	—	82,000	—	—	412
	光熱費	6	88,400	88,400	—	—	88,400	—	—	413
	更新料	7	369,000	—	369,000	—	—	369,000	—	414
	保証人代	8								415
	家具什器代	9								416
	中古家電販売	10								417
	家賃(●●)	11	300,000	—	300,000	—	—	300,000	—	418
	その他収入	12	357,238	—	—	357,238	—	—	357,238	419
	小計	13	12,734,655	606,609	11,770,808	357,238	606,609	11,770,808	357,238	420
	家賃(既居住者分)	14	901,000	—	901,000	—	—	901,000	—	421
受取利息	15	480	—	480	—	—	480	—	422	
雑収入	16	314,460	287,000	27,460	—	287,000	27,460	—	423	
寄附金収入	17	11,000	—	—	11,000	—	—	11,000	424	
本件ホテル事業	18	139,730,232	139,729,131	1,101	—	139,729,131	1,101	—	425	
内訳	本件ホテル宿泊収入	19	85,092,279	85,092,279	—	—	85,092,279	—	—	426
	本件ホテル飲食収入	20	54,120,192	54,120,192	—	—	54,120,192	—	—	427
	本件駐車場賃貸収入	21	180,000	180,000	—	—	180,000	—	—	428
	本件ホテル販売収入	22	336,660	336,660	—	—	336,660	—	—	429
	受取利息	23	1,101	—	1,101	—	—	1,101	—	430
本件ホンモノコ事業	24	6,188,000	38,000	—	6,150,000	38,000	—	6,150,000	431	
内訳	売上	25	38,000	38,000	—	—	38,000	—	—	432
	助成金	26	6,150,000	—	—	6,150,000	—	—	6,150,000	433
本部	27	200,000	—	—	200,000	—	—	200,000	434	
内訳	助成金	28	200,000	—	—	200,000	—	—	200,000	435
本件花卉事業	29	899,838	899,838	—	—	899,838	—	—	436	
合計(1+18+24+27+29)	30	160,979,665	141,560,578	12,700,849	6,718,238	141,560,578	12,700,849	6,718,238	437	
課税売上高(税抜き)(30の②×100/105)	31		134,819,598			134,819,598			438	
課税売上割合(31/(31+30の③))	32		91.39044%			91.39044%			439	
特定収入割合(30の④/(31+30の③+30の④))	33		4.35574%			4.35574%			440	

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄ないし「④」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から、課税取引・非課税取引・使途不特定の特定収入にそれぞれ該当すると当事者が主張するものを抽出区分したものである。

## 平成21課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額及び控除税額

《消費税及び地方消費税》

(単位：円)

項目	項目番号	金額 ①	取引区分(原告主張)			取引区分(被告主張)			連続 番号
			課税取引 ②	非課税取引 ③	不課税取引 ④	課税取引 ②	非課税取引 ③	不課税取引 ④	
本件建物貸付業	1	16,296,954	14,227,954	610,000	1,459,000	14,227,954	610,000	1,459,000	441
内 訳	仕入								442
	水道光熱費	389,730	389,730	—	—	389,730	—	—	443
	通信費	233,114	233,114	—	—	233,114	—	—	444
	旅費交通費	138,850	138,850	—	—	138,850	—	—	445
	広告宣伝費								446
	消耗品費	61,138	61,138	—	—	61,138	—	—	447
	修繕費	2,124,275	2,124,275	—	—	2,124,275	—	—	448
	保険料	10,000	—	10,000	—	—	10,000	—	449
	支払手数料	4,935	4,935	—	—	4,935	—	—	450
	活動費	4,430,238	4,430,238	—	—	4,430,238	—	—	451
	自動車費	489,578	489,578	—	—	489,578	—	—	452
	支払家賃	600,000	—	600,000	—	—	600,000	—	453
	福利厚生費								454
	租税公課	4,000	—	—	4,000	—	—	4,000	455
	雑費	362,953	362,953	—	—	362,953	—	—	456
	貸倒金								457
	本 部	保険料							
支払手数料									459
租税公課		276,800	—	—	276,800	—	—	276,800	460
登録免許税		524,000	—	—	524,000	—	—	524,000	461
郵送料		2,340	2,340	—	—	2,340	—	—	462
不動産取得税		654,200	—	—	654,200	—	—	654,200	463
工事費用									464
建物		5,990,803	5,990,803	—	—	5,990,803	—	—	465

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄ないし「④」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から、課税取引・非課税取引・不課税取引にそれぞれ該当すると当事者が主張するものを抽出区分したものである。

平成21課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額及び控除税額

《消費税及び地方消費税》

(単位：円)

項目	項目番号	金額 ①	取引区分（原告主張）			取引区分（被告主張）			連続 番号	
			課税取引 ②	非課税取引 ③	不課税取引 ④	課税取引 ②	非課税取引 ③	不課税取引 ④		
本件ホテル事業	26	149,155,095	(74,910) 106,242,346	5,766,756	37,071,083	(74,910) 81,242,346	5,766,756	37,071,083	466	
内 訳	仕入	27	22,978,470	22,978,470	—	—	22,978,470	—	—	467
	外注加工費	28	10,932,634	10,932,634	—	—	10,932,634	—	—	468
	外活費	29	3,726,466	3,726,466	—	—	3,726,466	—	—	469
	給料・賃金	30	32,201,806	—	—	32,201,806	—	—	32,201,806	470
	荷造運賃費	31	42,670	42,670	—	—	42,670	—	—	471
	水道光熱費	32	13,667,083	13,667,083	—	—	13,667,083	—	—	472
	通信費	33	862,787	862,787	—	—	862,787	—	—	473
	旅費交通費	34	1,407,732	1,407,732	—	—	1,407,732	—	—	474
	広告宣伝費	35	552,095	552,095	—	—	552,095	—	—	475
	消耗品費	36	2,794,371	2,794,371	—	—	2,794,371	—	—	476
	修繕維持費	37	8,695,889	8,695,889	—	—	8,695,889	—	—	477
	損害保険料	38	282,680	—	282,680	—	—	282,680	—	478
	支払手数料	39	3,024,743	1,997,416	1,027,327	—	1,997,416	1,027,327	—	479
	活動費	40	6,760,825	6,760,825	—	—	6,760,825	—	—	480
	自動車費	41	757,052	757,052	—	—	757,052	—	—	481
	支払地代	42	2,446,500	—	2,446,500	—	—	2,446,500	—	482
	福利厚生費	43	2,010,249	—	2,010,249	—	—	2,010,249	—	483
	租税公課	44	4,855,140	—	—	4,855,140	—	—	4,855,140	484
	雑費	45	2,973,031	2,973,031	—	—	2,973,031	—	—	485
	雑損失	46	14,137	—	—	14,137	—	—	14,137	486
貸倒金	47	74,910	(74,910)	—	—	(74,910)	—	—	487	
本 部	消耗品費	48								488
	支払手数料	49	3,360	3,360	—	—	3,360	—	—	489
	自動車費	50								490
	外注加工費	51	1,158,465	1,158,465	—	—	1,158,465	—	—	491
	修繕費	52	1,927,000	1,927,000	—	—	1,927,000	—	—	492
	雑費	53	5,000	5,000	—	—	5,000	—	—	493
	業務委託管理費	1,300	25,000,000	25,000,000	—	—	0	0	0	494

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄ないし「④」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から、課税取引・非課税取引・不課税取引にそれぞれ該当すると当事者が主張するものを抽出区分したものである。

平成21課税期間の課税仕入れに係る支払対価の額及び控除税額

《消費税及び地方消費税》

(単位：円)

項目	項目番号	金額 ①	取引区分			取引区分			連続 番号
			課税取引 ②	非課税取引 ③	不課税取引 ④	課税取引 ②	非課税取引 ③	不課税取引 ④	
本件ホンモノ事業	54	10,308,849	10,096,019	—	212,830	10,096,019	—	212,830	495
内訳	仕入高	210,840	210,840	—	—	210,840	—	—	496
	荷造運賃費								497
	水道光熱費	605,795	605,795	—	—	605,795	—	—	498
	旅費交通費								499
	消耗品費	1,362,931	1,362,931	—	—	1,362,931	—	—	500
	修繕費	2,319,054	2,319,054	—	—	2,319,054	—	—	501
	支払手数料	13,870	13,870	—	—	13,870	—	—	502
	活動費	1,507,110	1,507,110	—	—	1,507,110	—	—	503
	自動車費	1,588,456	1,588,456	—	—	1,588,456	—	—	504
	支払賃料	155,000	155,000	—	—	155,000	—	—	505
	租税公課	212,830	—	—	212,830	—	—	212,830	506
	工事費	239,400	239,400	—	—	239,400	—	—	507
	雑費	222,187	222,187	—	—	222,187	—	—	508
	本部	登録免許税							
郵送料									510
不動産取得税									511
建物・工事費用		1,871,376	1,871,376	—	—	1,871,376	—	—	512
合計 (1+26+54)	72	175,760,898	(74,910) 130,566,319	6,376,756	38,742,913	(74,910) 105,566,319	6,376,756	38,742,913	513
課税仕入れに係る消費税額 (72の②×4/105)	73		4,973,955			4,021,574			514
貸倒れに係る消費税額 (47の①×4/105)	74		2,854			2,854			515
一括比例配分方式による課税仕入れ等の消費税額 (73×別表8-1「32」)	75		4,545,719			3,675,334			516
用途不特定の特定収入に係る課税仕入れ等の消費税額 (別表8-1「33」が5%を超えないため計算不要)	76		—			—			517
控除税額 (74+75)	77		4,648,573			3,678,188			518

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄ないし「④」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から、課税取引・非課税取引・不課税取引にそれぞれ該当すると当事者が主張するものを抽出区分したものである。

## 委託業務一覧表

\*原告準備書面1添付の表

## 委託業務一覧表

番号	業務の名称	担当	具体的業務内容
I	役務・人材・知見・特許技術等の提供	主にC	①法人設立手続の実行
			②日常事業運営に関する法律的知見の供与
			③農村漁村の地域経済活性化策の調査・企画・設計・運営
			④間伐材伐採技術、耕作放棄地開墾技術、魚類養殖技術等のノウハウの供与
			⑤民間複合福祉施設の運営指揮
			⑥人材の紹介
			⑦関係人材の職業教育訓練
			⑧研修会、講習会の企画と開催サポート
			⑨専門家による相談実施
			⑩専門技術者の派遣
			⑪案内チラシ・ポスターの企画、製作、配布
			⑫各種イベント開催調査・企画・運営・実施
			⑬反貧困ネットワーク・ホームレス支援全国ネットワークの協働関係の構築
			⑭元ホームレス・失業者の就労者先紹介・提供
			⑮助成金・補助金申請前調査・申請書草稿・申請手続きの実施
			⑯その他
II	所有不動産の無償貸与	主にD	①主たる住所地 南丹市の土地・建物 (D所有)
			②統括本部 滋賀県高島市の土地・建物 (D所有)
			③従たる住所地 大阪市阿倍野区の建物 (D所有)
			④作業・事業所 亀岡市 r の土地・建物 (D所有)
			亀岡市 t の土地・建物 (D所有)
III	事業運営資金の貸与	主にC	日頃の運営資金の不足を援助する

IV	不動産購入資金の貸与等	主にD	不動産購入資金の貸与、不動産不法占有者に対する立退き交渉、不動産管理・修理の企画・施工管理
----	-------------	-----	---

(別紙5-2)

関連法人2社の業務委託行為一覧表

\*原告準備書面2添付の表

【別紙】 関連法人2社の業務委託行為一覧表 ※総合的コンサルティングのうち、特に証拠のある部会を抽出して主張する			
第1 不動産購入知識などの提供について【Dの業務提供】			
作業にかかる物件名	作業番号	作業内容	証拠
1 Gマンション	1	平成17年3月 D購読不動産競売情報誌により情報入手・提供	甲25 甲26
	2	競売物件現況調査報告に基づく複雑な現地調査	甲27
	3	平成17年5月 入札・落札・購入手続き補助	
	4	占有者の引き渡し交渉及び引き渡し要求補助、解錠、鍵交換手配	甲28
	5	建物・設備の点検・診断、改修計画策定、業者選定、見積交渉	
	6	生活困窮者がすぐに入居できるよう、生活必需品、備品手配	
	7	一棟の建物にもかかわらず区分所有となっていたため、平成20年2月 大津地方法務局へ建物合併登記申請書、図面の作成(補助)	甲29 甲30
2 F	1	平成18年2月 D購読の不動産競売情報誌により情報入手、提供	甲31 甲32
	2	競売物件現況調査報告に基づく現地調査	甲33
	3	平成18年4月 入札、落札、購入手続き補助	
	4	占有者との明け渡し交渉の補助(引き渡し要求、建物内設備、備品購入手続き、立ち退き料支払い)	甲17 甲34～ 甲39
	5	建物、設備診断、改修計画、業者選定、見積もり確認、工事監理等	甲18
	6	同施設既雇用者との面接、新規雇用者募集、面接、採用、新運営体制構築	
	7	従業員教育のための研修会開催、講師派遣手配	
	8	ホテルFにつき、隣接駐車場(3カ所)地権者との賃借交渉補助	甲40 甲41
3 J	1	平成20年1月 D購読不動産情報誌により情報入手、提供	甲42 甲43
	2	平成20年3月 大津地裁にて競落補助(競売物件の調査、入札手続き補助)	
	3	占有者との明け渡し交渉補助	甲43
	4	隣地通行権確認にかかる隣地所有者との交渉補助	甲44 甲45



	5	建物・設備診断、改修計画、業者選定、見積もり確認、工事監理	
	6	近隣者の通行妨害に対する交渉、告訴等申立補助	甲47 甲48
4 I	1	平成21年5月 D購読の不動産情報誌により情報入手、提供	甲49 甲50
	2	平成21年7月、区分所有マンションの20区分中13区分を岡山地裁にて競落（補助。競売物件の調査、入札手続き）	甲51
	3	前所有者・占有者との面談、明渡交渉補助	
	4	管理組合の設立、マンション全体管理、行政との対応、ごみ集積所新設、業者選定、見積もり確認、工事監理	甲52
	5	他の区分所有者と面談、対応、買い取り依頼交渉補助（平成21年度2区分買取済み）	甲53
	6	隣地との境界画定交渉補助	

第2 不動産管理、修理、企画施工管理について			
行為主体	作業番号	作業内容	証拠
C	1	平成18年4月 原告代表印の印材提供、彫刻発注、受取、代金支払、原告へ供与	甲54
	2	平成18年4月 F代表印の印材提供、彫刻発注、受取、代金支払、Fへ供与	甲55
	3	平成18年5月 Fフロントマニュアル及び宴会予約の受け方、団体予約の受け方の作成 就業規則作成	甲56～ 甲58 甲59
	4	平成18年9月 NPO代表印の印材提供、彫刻発注、受取、代金支払い、F・B事業部へ供与	甲60
	5	平成18年10月 フロントスケジュールの作成	甲61
	6	平成21年2月～12月 Fのタイルカーペットの手配、施工管理	甲62～ 甲65
D	1	平成20年1月 F客室バスルームのシャワーカーテンの(株)Aへの発注、納品手配	甲66 甲67
	2	平成20年1月 F宴会場カーテンのBへの発注、納品手配	甲68

第3 Vグループからの原告への貸付金について			
1 平成18年度			単位：円
原告の長期借入金	93,618,979円		甲69
長期借入金の内訳			
貸主	貸付金額	貸付内容	証拠 ※手書きの① ～④に対応
D	約7465万円	平成18年4月頃 F購入資金	甲70号証の1 ～8①
D	約504万円	平成18年7月頃 F 改装工事費	同号証の②
D	約370万円	平成18年8月頃 F 借地料及び保証料	同号証の③
D	約74万円	平成18年9月頃 F 借地料	同号証の④
C	約240万円	年間F 活動費給与等不足分	同号証の⑤
C	約268万円	年間B事業 活動費等	同号証の⑥
C	約440万円	年間その他の日頃の少額運転資金貸与	同号証の⑦
合計 約9361万円			
2 平成19年度			
原告の長期借入金は	1,040,144,617		甲71
前年度の繰り越し長期借入金を引いた金額は	10,395,638		
長期借入金の内訳			
貸主	貸付金額	貸付内容	証拠
C	約180万円	平成19年1月頃 B印刷費用	甲70号証の1 ～8⑧
	約100万円	平成19年2月頃 //	同号証の⑨
	約180万円	平成19年3月頃 //	同号証の⑩
	約150万円	平成19年4月頃 //	同号証の⑪
	約150万円	平成19年5月頃 //	同号証の⑫
	約124万円	平成19年5月頃 F 固定資産税	同号証の⑬
	約96万円	平成19年5月頃 F 車両塗装費	同号証の⑭
	約100万円	平成19年6月頃 F 不動産取得税	同号証の⑮
	約130万円	平成19年7月頃 F 不動産取得税	同号証の⑯
	約124万円	平成19年8月頃 F 固定資産税	同号証の⑰
	約124万円	平成19年9月頃 F 固定資産税	同号証の⑱
	約319万円	平成19年9月頃 F 不動産取得税	同号証の⑲
	約75万円	年間 B事業 活動費	同号証の⑳
約768万円	年間 その他の日頃の少額資金貸与	同号証の㉑	

返済金額 ▲約1581万円			同号証の㉒
合計 約1039万円			
3 平成20年度			
原告の長期借入金は		137,942,776	甲72
前年度の繰り越し長期借入金を引いた金額は		33,928,159	
長期借入金の内訳			
貸主	貸付金額	貸付内容	証拠
D	約236万円	平成20年3月頃 J購入資金	甲70号証の1～8㉓
D	約272万円	平成20年6月 N購入資金	同号証の㉔
D	約162万円	平成20年12月頃 J改修費	同号証の㉕
C及びD	4800万円	平成20年12月 業務委託費	同号証の㉖
C	約400万円	年間 その他の日頃の少額資金貸与	同号証の㉗
返済金額 ▲約2478万円			同号証の㉘
合計 約3392万円			
4 平成21年度			
原告の長期借入金は		162,834,436	甲73
前年度の繰り越し長期借入金を引いた金額は		24,891,660	
長期借入金の内訳			
貸主	貸付金額	貸付内容	証拠
D	約15万円	平成21年1月頃 N改修費	甲70号証の1～8㉙
D	約80万円	平成21年2月頃 "	同号証の㉚
D	約20万円	平成21年3月頃 "	同号証の㉛
C	約23万円	平成21年5月頃 J 固定資産税	同号証の㉜
C	約80万円	平成21年6月頃 中古土木工事用機械購入	同号証の㉝
D	約789万円	平成21年7月頃 I購入資金	同号証の㉞
D	約50万円	平成21年9月頃 "	同号証の㉟
C	約65万円	平成21年11月頃 I不動産取得税	同号証の㊱
D	約87万円	平成21年12月頃 N改修費	同号証の㊲
D	約56万円	平成21年12月頃 I購入資金	同号証の㊳
C	2500万円	平成21年12月 業務委託費	同号証の㊴
C	約948万円	年間 その他日頃の少額資金貸付	同号証の㊵
返済金額 ▲約2224万円			同号証の㊶
合計 約2489万円			

不動産無償貸与のまとめ表

番号	住所地	所有者	無償貸与の日	使用態様	関連証拠
I	南丹市の土地	D	NPO設立の日から	本土地上には平成18年6月まで、建物が建築されていた。同建物は活動拠点として使用。土地は、現在でも就労支援事業活動場所(資材置き場等)として使用中。	甲第15号証の3、4
II	滋賀県高島市の土地・建物	D	NPO設立の日から	原告事業統括本部として使用	甲第15号証の5、6
III	大阪市阿倍野区の建物	D	H21.12から	大阪府下の活動連絡拠点(関係者ミーティング場所、資材倉庫)として使用	甲第15号証の7
IV	香川県三豊市の土地・建物	C	H20.6から	土地のみがC名義であるが、同土地上に立つ建物を有限会社Cから使用貸借している。四国地域の活動連絡拠点(関係者ミーティング場所+資材倉庫)として使用中	甲第15号証の1、2
V	亀岡市rの土地・建物	D	NPO設立の日から	地域活性化拠点(農業就労支援実習場所、i営農耕作地、農機具類置き場)として使用中	甲第15号証の8、9
VI	亀岡市tの土地・建物	D	NPO設立の日から	京都府下事業連絡拠点、事業全体協議会場、打合せ会場、理事長家族宿泊所として使用中	甲第15号証の10、11

(別紙6)

原告の予備的主張 (法人税関係)

《法人税》

(単位：円)

項目		平成19事業年度		平成20事業年度		平成21事業年度	
		原告主張	被告主張	原告主張	被告主張	原告主張	被告主張
収益事業に係る収益の額	1	126,470,937	121,748,341	157,654,716	154,587,516	159,484,105	153,296,105
収益事業に係る原価・費用等の額	2	116,218,440	95,174,858	189,722,982	120,785,900	167,898,719	125,597,805
未納事業税の額	3	—	—	708,100	1,216,800	0	1,068,200
所得金額 (1 - 2 - 3)	4	10,252,497	26,573,483	-32,776,366	32,584,816	-8,414,614	26,630,100
納付すべき法人税額	5	2,435,600	7,331,900	0	9,135,200	0	7,029,000

(注) 「収益事業に係る収益の額」欄の金額は、別表1-1、別表2-1及び別表3-1の「合計」欄記載の金額である。

(注) 「収益事業に係る原価・費用等の額」欄の金額は、別表1-2、別表2-2及び別表3-2の「合計」欄記載の金額である。

(別表 1 - 1)

## 平成19事業年度の収益事業に係る収益の額

《法人税》

(単位：円)

項目	項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 収益の額② (原告主張)	収益事業に係る 収益の額② (被告主張)	連続 番号	
本件建物貸付業	1	10,846,750	11,362,738	11,362,738	1	
内 訳	家 賃 等	家賃	2,304,200	2,304,200	2,304,200	2
		共益費	40,000	40,000	40,000	3
		水道代	93,130	93,130	93,130	4
		レンタル料	61,850	61,850	61,850	5
		光熱費	7,074	7,074	7,074	6
		更新料	123,000	123,000	123,000	7
		保証人代	115,700	115,700	115,700	8
		家具什器代				9
		中古家電販売				10
		家賃(●●)				11
		1月ないし9月売上	7,885,601	7,885,601	7,885,601	12
		その他収入				13
		小計	10,630,555	10,630,555	10,630,555	14
		家賃(既居住者分)			516,000	516,000
受取利息	595	583	583	16		
雑収入	215,600	215,600	215,600	17		
寄附金収入				18		
本件ホテル事業	19	110,385,445	110,385,603	110,385,603	19	
内 訳	本件ホテル宿泊収入	77,614,970	77,614,970	77,614,970	20	
	本件ホテル飲食収入	31,999,241	31,999,241	31,999,241	21	
	本件駐車場賃貸収入	255,000	255,000	255,000	22	
	本件ホテル販売収入	514,167	514,167	514,167	23	
	受取利息	2,067	2,225	2,225	24	
本件B事業	100	4,722,596	4,722,596	0	25	
内 訳	協賛金	4,722,323	4,722,323	0	26	
	受取利息	273	273	0	27	
合計(1+19)	25	125,954,791	126,470,937	121,748,341	28	

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、「①」欄記載の金額のうち、原告の総勘定元帳の摘要欄記載事項等から収益事業に係る収益の額と当事者が主張しているものを抽出したものである。

(別表1-2)

## 平成19事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額

《法人税》

(単位:円)

項目	項目 番号	1～9月分 (繰越額) X	9月以降 (記帳額) Y	合計金額 (X+Y) ①	収益事業に 係る原価・費 用等の額② (原告主張)	収益事業に 係る原価・費 用等の額② (被告主張)	連続 番号	
本件建物貸付業	1	4,784,353	1,193,478	5,977,831	5,977,831	3,762,602	29	
内 訳	仕入	2	64,641	0	64,641	64,641	64,641	30
	水道光熱費	3	336,056	128,176	464,232	464,232	464,232	31
	通信費	4	494,910	113,583	608,493	608,493	304,247	32
	旅費交通費	5	112,800	17,360	130,160	130,160	0	33
	広告宣伝費	6	82,613	24,000	106,613	106,613	30,461	34
	消耗品費	7	10,875	32,143	43,018	43,018	43,018	35
	修繕費	8	699,227	102,900	802,127	802,127	802,127	36
	保険料	9	50,070	0	50,070	50,070	50,070	37
	支払手数料	10	0	1,260	1,260	1,260	1,260	38
	活動費	11	1,683,000	564,000	2,247,000	2,247,000	953,855	39
	自動車費	12	329,845	44,304	374,149	374,149	0	40
	支払家賃	13	396,000	150,000	546,000	546,000	546,000	41
	福利厚生費	14	23,630	0	23,630	23,630	0	42
	租税公課	15	295,530	0	295,530	295,530	295,530	43
	雑費	16	198,156	13,747	211,903	211,903	198,156	44
	貸倒金	17	7,000	0	7,000	7,000	7,000	45
	本 部	通信費	18	0	2,005	2,005	2,005	2,005
保険料		19						47
支払手数料		20						48
租税公課		21						49
登録免許税		22						50
郵送料		23						51
不動産取得税		24						52
工事費用	25						53	

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から収益事業に係る原価・費用等の額と当事者が主張しているものを抽出したものである。



平成19事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額

《法人税》

(単位：円)

項目	項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 原価・費用等の額 ②	収益事業に係る 原価・費用等の額 ②	連続 番号		
本件ホテル事業	26	96,784,256	96,784,256	91,412,256	54		
内 訳	仕入	27	15,178,193	15,178,193	15,178,193	55	
	外注加工費	28	3,758,961	3,758,961	3,758,961	56	
	外活費	29	1,787,105	1,787,105	1,787,105	57	
	給料・賃金	30	30,588,215	30,588,215	30,588,215	58	
	荷造運賃費	31	534,920	534,920	534,920	59	
	水道光熱費	32	11,833,545	11,833,545	11,833,545	60	
	通信費	33	824,339	824,339	824,339	61	
	旅費交通費	34	1,144,536	1,144,536	1,144,536	62	
	広告宣伝費	35	1,055,481	1,055,481	1,055,481	63	
	消耗品費	36	5,352,968	5,352,968	5,352,968	64	
	修繕維持費	37	4,692,226	4,692,226	4,692,226	65	
	損害保険料	38	222,770	222,770	222,770	66	
	支払手数料	39	1,446,026	1,446,026	1,446,026	67	
	活動費	40				68	
	自動車費	41	936,741	936,741	936,741	69	
	支払地代	42	1,427,125	1,427,125	1,427,125	70	
	福利厚生費	43	1,092,991	1,092,991	1,092,991	71	
	租税公課	44	2,518,800	2,518,800	2,518,800	72	
	雑費	45	8,682,383	8,682,383	3,310,383	73	
	雑損失	46	10,000	10,000	10,000	74	
	貸倒金	47				75	
	本 部	荷造運賃費	48	1,280	1,280	1,280	76
		旅費交通費	49	2,250	2,250	2,250	77
		消耗品費	50	213,531	213,531	213,531	78
		支払手数料	51	1,260	1,260	1,260	79
		自動車費	52	960,000	960,000	960,000	80
		租税公課	53	2,488,700	2,488,700	2,488,700	81
雑費		54	29,910	29,910	29,910	82	
外注加工費		55				83	
修繕費		56				84	
業務委託管理費		57				85	
本件B事業	200	13,456,353	13,456,353	0	86		
内 訳	外注加工費	201	9,083,013	9,083,013	0	87	
	外活費	202	1,279,822	1,279,822	0	88	
	給与賃金	203	708,845	708,845	0	89	
	荷造運賃費	204	52,000	52,000	0	90	
	通信費	205	199,657	199,657	0	91	
	旅費交通費	206	536,002	536,002	0	92	
	消耗品費	207	319,891	319,891	0	93	
	修繕費	208	94,602	94,602	0	94	
	支払手数料	209	205,404	205,404	0	95	
	福利厚生費	210	139,450	139,450	0	96	
	雑費	211	84,307	84,307	0	97	
	本 部	支払手数料	212	3,360	3,360	0	98
		活動費	213	750,000	750,000	0	99
合計（1+26+200）	58	116,218,440	116,218,440	95,174,858	100		

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から収益事業に係る原価・費用等の額と当事者が主張しているものを抽出したものである。

## 平成20事業年度の収益事業に係る収益の額

《法人税》

(単位：円)

項目	項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 収益の額 ②	収益事業に係る 収益の額 ②	連続 番号		
本件建物貸付業	1	15,981,002	10,839,760	10,839,760	101		
内 訳	家 賃 等	家賃	2	8,839,350	8,839,350	102	
		共益費	3	117,000	117,000	103	
		水道代	4	412,080	412,080	104	
		レンタル料	5	169,500	169,500	105	
		光熱費	6			106	
		更新料	7	533,000	533,000	107	
		保証人代	8	120,000	120,000	108	
		家具什器代	9	36,800	36,800	109	
		中古家電販売	10	24,600	24,600	110	
		家賃(●●)	11			111	
		1月ないし9月売上	12			112	
		その他収入	13	4,683,740	0	0	113
		小計	14	14,936,070	10,252,330	10,252,330	114
		家賃(既居住者分)	15		516,000	516,000	115
受取利息	16	1,396	1,380	1,380	116		
雑収入	17	248,670	70,050	70,050	117		
寄附金収入	18	794,866	0	0	118		
本件ホテル事業	19	143,747,914	143,747,756	143,747,756	119		
内 訳	本件ホテル宿泊収入	20	100,817,624	100,817,624	120		
	本件ホテル飲食収入	21	41,841,044	41,841,044	121		
	本件駐車場賃貸収入	22	275,000	275,000	122		
	本件ホテル販売収入	23	809,286	809,286	123		
	受取利息	24	4,960	4,802	4,802	124	
本件モロコ事業	19	3,067,200	3,067,200	0	125		
内 訳	売上げ	20	67,200	67,200	0	126	
	助成金	21	3,000,000	3,000,000	0	127	
合計(1+19+300)	25	162,796,116	157,654,716	154,587,516	128		

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、「①」欄記載の金額のうち、原告の総勘定元帳の摘要欄記載事項等から収益事業に係る収益の額と当事者が主張しているものを抽出したものである。

## 平成20事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額

《法人税》

(単位：円)

項目	項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 原価・費用等の額 ② (原告主張)	収益事業に係る 原価・費用等の額 ② (被告主張)	連続 番号	
本件建物貸付業	1	15,836,585	14,131,045	,3,802,828	129	
内 訳	仕入	2	59,700	59,700	59,700	130
	水道光熱費	3	435,134	435,134	435,134	131
	通信費	4	188,148	188,148	94,074	132
	旅費交通費	5	919,540	919,540	0	133
	広告宣伝費	6	24,000	24,000	6,858	134
	消耗品費	7	825,171	825,171	27,706	135
	修繕費	8	845,305	845,305	845,305	136
	保険料	9	9,500	9,500	0	137
	支払手数料	10	7,490	7,490	7,490	138
	活動費	11	6,440,262	6,440,262	944,891	139
	自動車費	12	180,381	180,381	0	140
	支払家賃	13	600,000	600,000	600,000	141
	福利厚生費	14	42,742	42,742	0	142
	租税公課	15				143
	雑費	16	405,544	405,544	64,640	144
	貸倒金	17	1,705,540	0	0	145
	本 部	通信費	18			
保険料		19	50,070	50,070	50,070	147
支払手数料		20	1,680	1,680	1,680	148
租税公課		21	218,600	218,600	218,600	149
登録免許税		22	338,000	338,000	206,100	150
郵送料		23	4,320	4,320	2,180	151
不動産取得税		24	374,800	374,800	238,400	152
工事費用	25	2,160,658	2,160,658	0	153	

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から収益事業に係る原価・費用等の額と当事者が主張しているものを抽出したものである。

平成20事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額

《法人税》

(単位：円)

項目	項目 番号	金額①	収益事業に係る 原価・費用等の額 ② (原告主張)	収益事業に係る 原価・費用等の額 ② (被告主張)	連続 番号
本件ホテル事業	26	172,013,072	172,013,072	116,983,072	154
内 訳	仕入	20,471,172	20,471,172	20,471,172	155
	外注加工費	12,434,836	12,434,836	12,434,836	156
	外活費	2,647,566	2,647,566	2,647,566	157
	給料・賃金	33,665,070	33,665,070	33,665,070	158
	荷造運賃費	107,040	107,040	107,040	159
	水道光熱費	14,013,093	14,013,093	14,013,093	160
	通信費	1,013,112	1,013,112	1,013,112	161
	旅費交通費	1,401,991	1,401,991	1,401,991	162
	広告宣伝費	1,050,854	1,050,854	1,050,854	163
	消耗品費	3,115,368	3,115,368	3,115,368	164
	修繕維持費	9,153,542	9,153,542	9,153,542	165
	損害保険料	290,090	290,090	290,090	166
	支払手数料	3,232,037	3,232,037	3,232,037	167
	活動費	7,195,000	7,195,000	165,000	168
	自動車費	656,202	656,202	656,202	169
	支払地代	2,446,500	2,446,500	2,446,500	170
	福利厚生費	1,658,803	1,658,803	1,658,803	171
	租税公課	3,795,800	3,795,800	3,795,800	172
	雑費	4,975,409	4,975,409	4,975,409	173
	雑損失	185,337	185,337	185,337	174
貸倒金	295,000	295,000	295,000	175	
本 部	荷造運賃費				176
	旅費交通費				177
	消耗品費	172,320	172,320	172,320	178
	支払手数料	630	630	630	179
	自動車費	36,300	36,300	36,300	180
	租税公課				181
	雑費				182
	外注加工費				183
	修繕費				184
業務委託管理費	48,000,000	48,000,000	0	185	
本件モロコ事業	400	3,578,865	3,578,865	0	186
内 訳	仕入高	133,465	133,465	0	187
	荷造運賃費	14,200	14,200	0	188
	水道光熱費	42,570	42,570	0	189
	旅費交通費	69,280	69,280	0	190
	消耗品費	426,212	426,212	0	191
	修繕費	945,451	945,451	0	192
	支払手数料	3,665	3,665	0	193
	活動費	1,046,600	1,046,600	0	194
	自動車費	278,678	278,678	0	195
	支払賃料	105,000	105,000	0	196
	雑費	513,744	513,744	0	197
	合計 (1+26+400)	58	191,428,522	189,722,982	120,785,900

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から収益事業に係る原価・費用等の額と当事者が主張しているものを抽出したものである。

(別表3-1)

## 平成21事業年度の収益事業に係る収益の額

《法人税》

(単位：円)

項目	項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 収益の額② (原告主張)	収益事業に係る 収益の額② (被告主張)	連続 番号		
本件建物貸付業	1	13,060,595	13,565,873	13,565,873	199		
内 訳	家 賃 等	家賃	2	10,981,808	10,981,808	200	
		共益費	3	120,000	120,000	201	
		水道代	4	436,209	436,209	202	
		レンタル料	5	82,000	82,000	203	
		光熱費	6	88,400	88,400	204	
		更新料	7	369,000	369,000	205	
		保証人代	8			206	
		家具什器代	9			207	
		中古家電販売	10			208	
		家賃(●●)	11	300,000	300,000	209	
		1月ないし9月売上	12			210	
		その他収入	13	357,238	0	0	211
		小計	14	12,734,655	12,377,417	12,377,417	212
		家賃(既居住者分)	15		901,000	901,000	213
受取利息	16	480	456	456	214		
雑収入	17	314,460	287,000	287,000	215		
寄附金収入	18	11,000	0	0	216		
本件ホテル事業	19	139,730,232	139,730,232	139,730,232	217		
内 訳	本件ホテル宿泊収入	20	85,092,279	85,092,279	85,092,279	218	
	本件ホテル飲食収入	21	54,120,192	54,120,192	54,120,192	219	
	本件駐車場賃貸収入	22	180,000	180,000	180,000	220	
	本件ホテル販売収入	23	336,660	336,660	336,660	221	
	受取利息	24	1,101	1,101	1,101	222	
本件モロコ事業	600	6,188,000	6,188,000	0	223		
内 訳	売上げ	601	38,000	38,000	0	224	
	助成金	602	6,150,000	6,150,000	0	225	
合計(1+19+600)	25	158,978,827	159,484,105	153,296,105	226		

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、「①」欄記載の金額のうち、原告の総勘定元帳の摘要欄記載事項等から収益事業に係る収益の額と当事者が主張しているものを抽出したものである。

## 平成21事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額

《法人税》

(単位：円)

項目	項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 原価・費用等の額 ② (原告主張)	収益事業に係る 原価・費用等の額 ② (被告主張)	連続 番号
本件建物貸付業	1	10,306,151	10,306,151	6,158,516	227
内 訳	仕入				228
	水道光熱費	389,730	389,730	389,730	229
	通信費	233,114	233,114	116,557	230
	旅費交通費	138,850	138,850	0	231
	広告宣伝費				232
	消耗品費	61,138	61,138	61,138	233
	修繕費	2,124,275	2,124,275	2,124,275	234
	保険料	10,000	10,000	0	235
	支払手数料	4,935	4,935	4,935	236
	活動費	4,430,238	4,430,238	1,230,464	237
	自動車費	489,578	489,578	0	238
	支払家賃	600,000	600,000	600,000	239
	福利厚生費				240
	租税公課	4,000	4,000	4,000	241
	雑費	362,953	362,953	170,077	242
	貸倒金				243
	本 部	通信費			
保険料					245
支払手数料					246
租税公課		276,800	276,800	276,800	247
登録免許税		524,000	524,000	524,000	248
郵送料		2,340	2,340	2,340	249
不動産取得税		654,200	654,200	654,200	250
工事費用				251	

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から収益事業に係る原価・費用等の額と当事者が主張しているものを抽出したものである。

平成21事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額

《法人税》

(単位：円)

項目	項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 原価・費用等の額 ② (原告主張)	収益事業に係る 原価・費用等の額 ② (被告主張)	連続 番号	
本件ホテル事業	26	149,155,095	149,155,095	119,439,289	252	
内 訳	仕入	22,978,470	22,978,470	22,978,470	253	
	外注加工費	10,932,634	10,932,634	10,932,634	254	
	外活費	3,726,466	3,726,466	3,726,466	255	
	給料・賃金	32,201,806	32,201,806	32,201,806	256	
	荷造運賃費	42,670	42,670	42,670	257	
	水道光熱費	13,667,083	13,667,083	13,667,083	258	
	通信費	862,787	862,787	862,787	259	
	旅費交通費	1,407,732	1,407,732	1,407,732	260	
	広告宣伝費	552,095	552,095	552,095	261	
	消耗品費	2,794,371	2,794,371	2,794,371	262	
	修繕維持費	8,695,889	8,695,889	8,695,889	263	
	損害保険料	282,680	282,680	282,680	264	
	支払手数料	3,024,743	3,024,743	3,024,743	265	
	活動費	6,760,825	6,760,825	2,045,019	266	
	自動車費	757,052	757,052	757,052	267	
	支払地代	2,446,500	2,446,500	2,446,500	268	
	福利厚生費	2,010,249	2,010,249	2,010,249	269	
	租税公課	4,855,140	4,855,140	4,855,140	270	
	雑費	2,973,031	2,973,031	2,973,031	271	
	雑損失	14,137	14,137	14,137	272	
	貸倒金	74,910	74,910	74,910	273	
	本 部	荷造運賃費				274
		旅費交通費				275
		消耗品費				276
		支払手数料	3,360	3,360	3,360	277
		自動車費				278
		租税公課				279
雑費		5,000	5,000	5,000	280	
外注加工費		1,158,465	1,158,465	1,158,465	281	
修繕費		1,927,000	1,927,000	1,927,000	282	
業務委託管理費	25,000,000	25,000,000	0	283		
本件モロコ事業	700	8,437,473	8,437,473	0	284	
内 訳	仕入高	210,840	210,840	0	285	
	荷造運賃費	605,795	605,795	0	286	
	水道光熱費	1,362,931	1,362,931	0	287	
	旅費交通費	2,319,054	2,319,054	0	288	
	消耗品費	13,870	13,870	0	289	
	修繕費	1,507,110	1,507,110	0	290	
	支払手数料	1,588,456	1,588,456	0	291	
	活動費	155,000	155,000	0	292	
	自動車費	212,830	212,830	0	293	
	支払賃料	239,400	239,400	0	294	
	雑費	222,187	222,187	0	295	
	合計 (1+26+700)	58	167,898,719	167,898,719	125,597,805	296

(注) 1 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものである。

2 「②」欄は、原告の総勘定元帳等の摘要欄記載事項等から収益事業に係る原価・費用等の額と当事者が主張しているものを抽出したものである。

(別紙7)

本件各事業年度の納付すべき税額 (当裁判所の認定)

《法人税》

(単位:円)

項目		平成19事業年度	平成20事業年度	平成21事業年度
収益事業に係る収益の額	1	126,470,937	154,587,516	153,296,105
収益事業に係る原価・費用等の額	2	108,631,211	120,785,900	125,597,805
未納事業税の額	3	—	1,216,800	1,068,200
所得金額 (1 - 2 - 3)	4	17,839,726	32,584,816	26,630,100
納付すべき法人税額	5	4,711,700	9,135,200	7,029,000

(注) 平成20・21事業年度における各金額は、別紙2の別表1記載の金額と同額である。

(注) 平成19事業年度の収益事業に係る収益の額及び原価・費用等の額は、別表1・2記載のとおり。



## 平成19事業年度の収益事業に係る収益の額（当裁判所の認定）

《法人税》

(単位：円)

項目		項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 収益の額 ②
本件建物貸付業		1	10,846,750	11,362,738
内 訳	家 賃 等	家賃	2,304,200	2,304,200
		共益費	40,000	40,000
		水道代	93,130	93,130
		レンタル料	61,850	61,850
		光熱費	7,074	7,074
		更新料	123,000	123,000
		保証人代	115,700	115,700
		家具什器代		
		中古家電販売		
		家賃（●●）		
		1月ないし9月売上	7,885,601	7,885,601
		その他収入		
		小計	10,630,555	10,630,555
	家賃（既居住者分）		15	
受取利息		16	595	583
雑収入		17	215,600	215,600
寄附金収入		18		
本件ホテル事業		19	110,385,445	110,385,603
内 訳	本件ホテル宿泊収入		77,614,970	77,614,970
	本件ホテル飲食収入		31,999,241	31,999,241
	本件駐車場賃貸収入		255,000	255,000
	本件ホテル販売収入		514,167	514,167
	受取利息		2,067	2,225
本件B事業		100	4,722,596	4,722,596
内 訳	協賛金		4,722,323	4,722,323
	受取利息		273	273
合計（1+19+100）		25	125,954,791	126,470,937

(注) 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したもの。

(注) 塗り潰された欄が、別紙2の別表2-1と異なる部分である。

## 平成19事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額（当裁判所の認定）

《法人税》

（単位：円）

項目		項目 番号	1～9月分 (繰越額) X	9月以降 (記帳額) Y	合計金額 (X+Y) ①	収益事業に 係る原価・費 用等の額②
本件建物貸付業		1	4,784,353	1,193,478	5,977,831	3,762,602
内 訳	仕入	2	64,641	0	64,641	64,641
	水道光熱費	3	336,056	128,176	464,232	464,232
	通信費	4	494,910	113,583	608,493	304,247
	旅費交通費	5	112,800	17,360	130,160	0
	広告宣伝費	6	82,613	24,000	106,613	30,461
	消耗品費	7	10,875	32,143	43,018	43,018
	修繕費	8	699,227	102,900	802,127	802,127
	保険料	9	50,070	0	50,070	50,070
	支払手数料	10	0	1,260	1,260	1,260
	活動費	11	1,683,000	564,000	2,247,000	953,855
	自動車費	12	329,845	44,304	374,149	0
	支払家賃	13	396,000	150,000	546,000	546,000
	福利厚生費	14	23,630	0	23,630	0
	租税公課	15	295,530	0	295,530	295,530
	雑費	16	198,156	13,747	211,903	198,156
	貸倒金	17	7,000	0	7,000	7,000
	本 部	通信費	18	0	2,005	2,005
保険料		19				
支払手数料		20				
租税公課		21				
登録免許税		22				
郵送料		23				
不動産取得税		24				
工事費用	25					

(注) 「①」欄は、原告の総勘定元帳等から移記したものの。

(注) 塗り潰された欄が、別紙2の別表2-2と異なる部分である。

平成19事業年度の収益事業に係る原価・費用等の額（当裁判所の認定）

《法人税》

（単位：円）

項目		項目 番号	金額 ①	収益事業に係る 原価・費用等の額 ②	
本件ホテル事業		26	96,784,256	91,412,256	
内 訳	仕入	27	15,178,193	15,178,193	
	外注加工費	28	3,758,961	3,758,961	
	外活費	29	1,787,105	1,787,105	
	給料・賃金	30	30,588,215	30,588,215	
	荷造運賃費	31	534,920	534,920	
	水道光熱費	32	11,833,545	11,833,545	
	通信費	33	824,339	824,339	
	旅費交通費	34	1,144,536	1,144,536	
	広告宣伝費	35	1,055,481	1,055,481	
	消耗品費	36	5,352,968	5,352,968	
	修繕維持費	37	4,692,226	4,692,226	
	損害保険料	38	222,770	222,770	
	支払手数料	39	1,446,026	1,446,026	
	活動費	40			
	自動車費	41	936,741	936,741	
	支払地代	42	1,427,125	1,427,125	
	福利厚生費	43	1,092,991	1,092,991	
	租税公課	44	2,518,800	2,518,800	
	雑費	45	8,682,383	3,310,383	
	雑損失	46	10,000	10,000	
貸倒金	47				
本 部	荷造運賃費	48	1,280	1,280	
	旅費交通費	49	2,250	2,250	
	消耗品費	50	213,531	213,531	
	支払手数料	51	1,260	1,260	
	自動車費	52	960,000	960,000	
	租税公課	53	2,488,700	2,488,700	
	雑費	54	29,910	29,910	
	外注加工費	55			
	修繕費	56			
	業務委託管理費	57			
本件B事業		200	13,456,353	13,456,353	
内 訳	外注加工費	201	9,083,013	9,083,013	
	外活費	202	1,279,822	1,279,822	
	給料・賃金	203	708,845	708,845	
	荷造運賃費	204	52,000	52,000	
	通信費	205	199,657	199,657	
	旅費交通費	206	536,002	536,002	
	消耗品費	207	319,891	319,891	
	修繕費	208	94,602	94,602	
	支払手数料	209	205,404	205,404	
	福利厚生費	210	139,450	139,450	
	雑費	211	84,307	84,307	
	本 部	支払手数料	212	3,360	3,360
		活動費	213	750,000	750,000
合計（1+26+200）		58	116,218,440	108,631,211	

（注）「①」欄は、原告の総勘定元帳から移記したもの。

（注）塗り潰された欄が、別紙2の別表2-2と異なる部分である。